

令和7年版

(令和6年度事業実績)

# 業務概要

岩手県福祉総合相談センター

(岩手県精神保健福祉センター)

岩手県一関児童相談所

岩手県宮古児童相談所

## は　じ　め　に

日頃、岩手県福祉総合相談センターの業務に対し、関係機関の皆様から深い御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、年々増加し、令和5年度は225,509件と過去最多を更新しました。

児童虐待については、痛ましい事件が続いている、児童虐待通告から48時間以内の安全確認の徹底、在宅支援を行っている全てのケースの安全確認などに取り組みながら、児童の安全確保を最優先に迅速かつ的確な対応ができるよう体制強化を図っているところです。

本県では、平成30年9月に県保健福祉部と県警察本部生活安全部との間で締結した「児童虐待にかかる児童相談所と警察の相互連携に関する協定書」に基づき、連絡会議、情報共有、合同研修の開催等を通して、重傷事案への対応など連携を図っています。

児童家庭相談の第一義的な相談窓口となる市町村については、適切に児童虐待相談対応ができるよう職員の資質の向上のため研修を企画・実施し、日頃から連携・協働できるよう情報共有・後方支援等を行っています。

また、社会的養護を必要とする児童については、家庭養育優先原則に基づいて、里親制度の普及啓発、研修を実施するなど里親委託の推進に取り組んでいます。令和7年4月1日に開設された里親支援センターぜんゆうと共に、里親（里親希望者を含む）や里親家庭で養育される子どもを対象とした相談・支援業務を連携しながら進めているところです。

女性支援では、令和6年4月1日の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行により、婦人相談所は女性相談支援センターに改称され、DV（ドメスティックバイオレンス）を中心とした様々な問題を抱える女性の相談に幅広く対応しています。特に、近年増加している困難を抱えた若年女性等に対し、支援体制の構築に取り組んでいます。

障がい者相談については、身体障がい・知的障がいに係る相談・判定・援助等に関する専門機関として、市町村・関係機関との連携の下、障がい者に対する各種施策の利用等地域生活支援の充実を図るとともに、来所・巡回相談を通じ、障がい者の自立と安定した生活の実現のための相談支援に取り組んでいます。

精神保健福祉領域では、統合失調症、依存症、ひきこもりなどの精神保健に関する各種相談や当事者会、家族教室等による支援を進めるほか、自殺対策については、各種専門研修や事例検討会の開催、自死遺族支援、市町村自殺対策計画の推進と評価などの地域技術支援に加え、自殺未遂者の再企図防止の取組として、医療機関における相談勧奨やケースマネジメントを行い、相談支援の充実に努めています。

本業務概要は、令和6年度の当センター及び一関・宮古児童相談所の相談・援助業務の実績をまとめたものです。関係各位の業務の参考としていただければ幸いです。

令和7年8月

岩手県福祉総合相談センター所長 長澤 裕美子

## 目 次

### I 現 況

第1	岩手県福祉総合相談センターの現況	1
第2	岩手県一関児童相談所の現況	3
第3	岩手県宮古児童相談所の現況	4

### II 児童相談 (岩手県福祉総合相談センター児童女性部、岩手県一関児童相談所、岩手県宮古児童相談所)

第1	概況	6
第2	業務のあらまし	7
第3	相談の受付	9
第4	児童虐待相談の状況	17
第5	相談の対応・措置	19
第6	診断指導	24
第7	一時保護	26
第8	里親	32
第9	特別事業	37

### III 女性相談 (岩手県福祉総合相談センター児童女性部)

第1	概況	42
第2	女性相談の状況	43
第3	一時保護の状況	46
第4	配偶者暴力相談支援センターの状況	47

### IV 身体障がい者相談 (岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉部)

第1	概況	49
第2	更生相談・判定の状況	50
第3	地域リハビリテーション推進事業	54

### V 知的障がい者相談 (岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉部)

第1	概況	56
第2	更生相談・判定の状況	57
第3	取扱人員の年度別推移	62

### VI 精神保健福祉相談 (岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉部、岩手県精神保健福祉センター)

第1	概況	68
第2	業務内容	69

### VII 沿革

89

# I 現況

# 第1 岩手県福祉総合相談センターの現況

## 1 所在地・電話

- 所在地 〒020-0015 盛岡市本町通三丁目 19番1号
- 電話 代表 019-629-9600 (FAX 019-629-9601)

直通

児童女性部

児童に関する相談 019-629-9614 (FAX 019-629-9612)

女性に関する相談 019-629-9610 (FAX 019-629-6907)

障がい保健福祉部（岩手県精神保健福祉センター）

知的障がいに関する相談 019-629-9613 (FAX 019-629-9603)

心の健康・精神障がいに関する相談 019-629-9617 (FAX 019-629-9603)

身体障がいに関する相談（矢巾町駐在）

所在地 〒028-3609 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目1番3号（岩手県立療育センター内）

電話 代表 019-698-2411 (FAX 019-698-2414)

## 2 庁舎概要

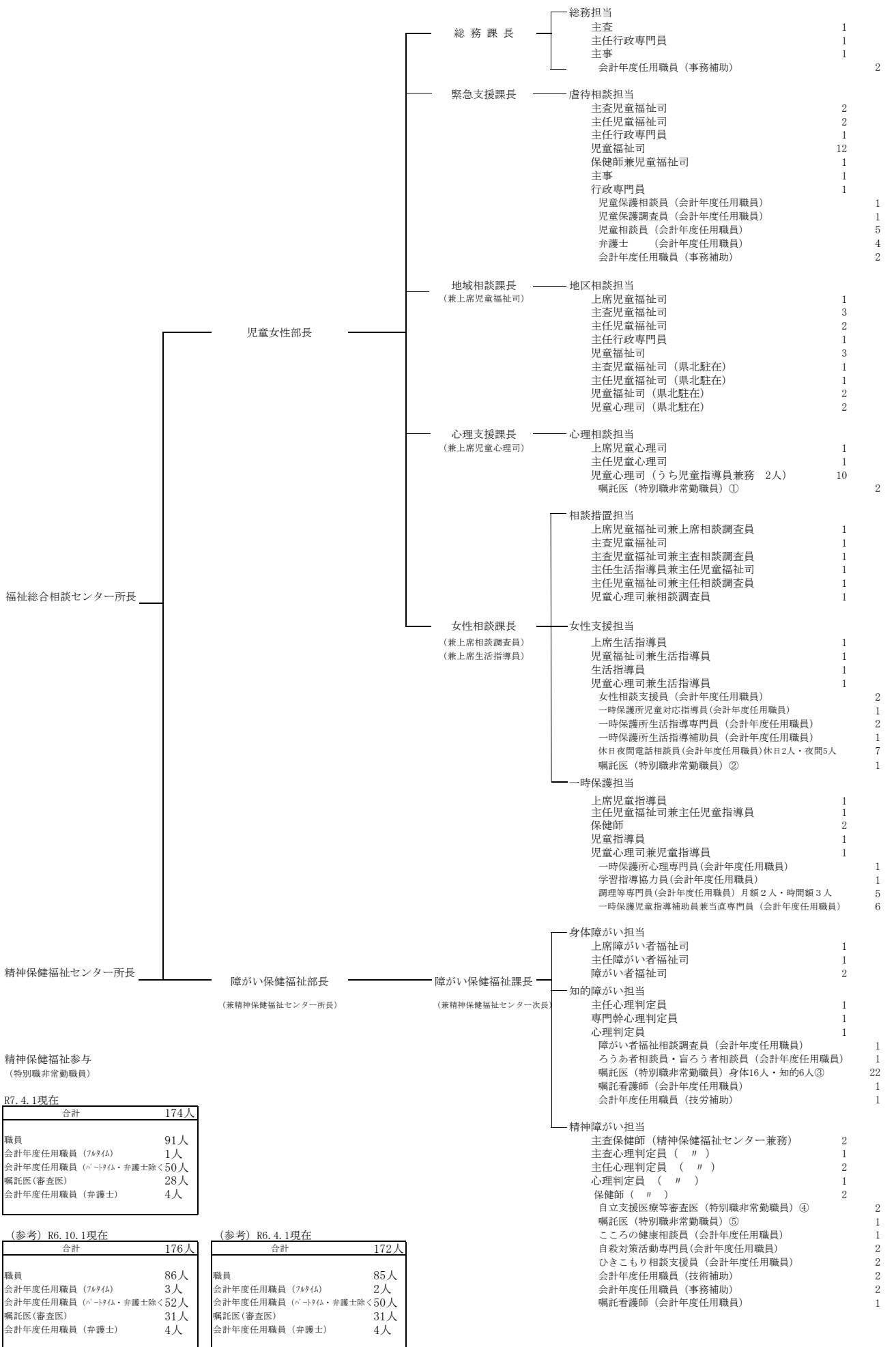
完成	昭和48年5月31日
構造	鉄筋コンクリート造地下1階・地上4階建て
総工費	267,240千円
敷地面積	3,765.19 m <sup>2</sup>
建築面積	743.26 m <sup>2</sup>
延床面積	3,230.95 m <sup>2</sup>

## 3 職員配置

次頁のとおり

岩手県福祉総合相談センター組織系統図

R7.4.1現在



## 第2 岩手県一関児童相談所の現況

### 1 所在地・電話番号

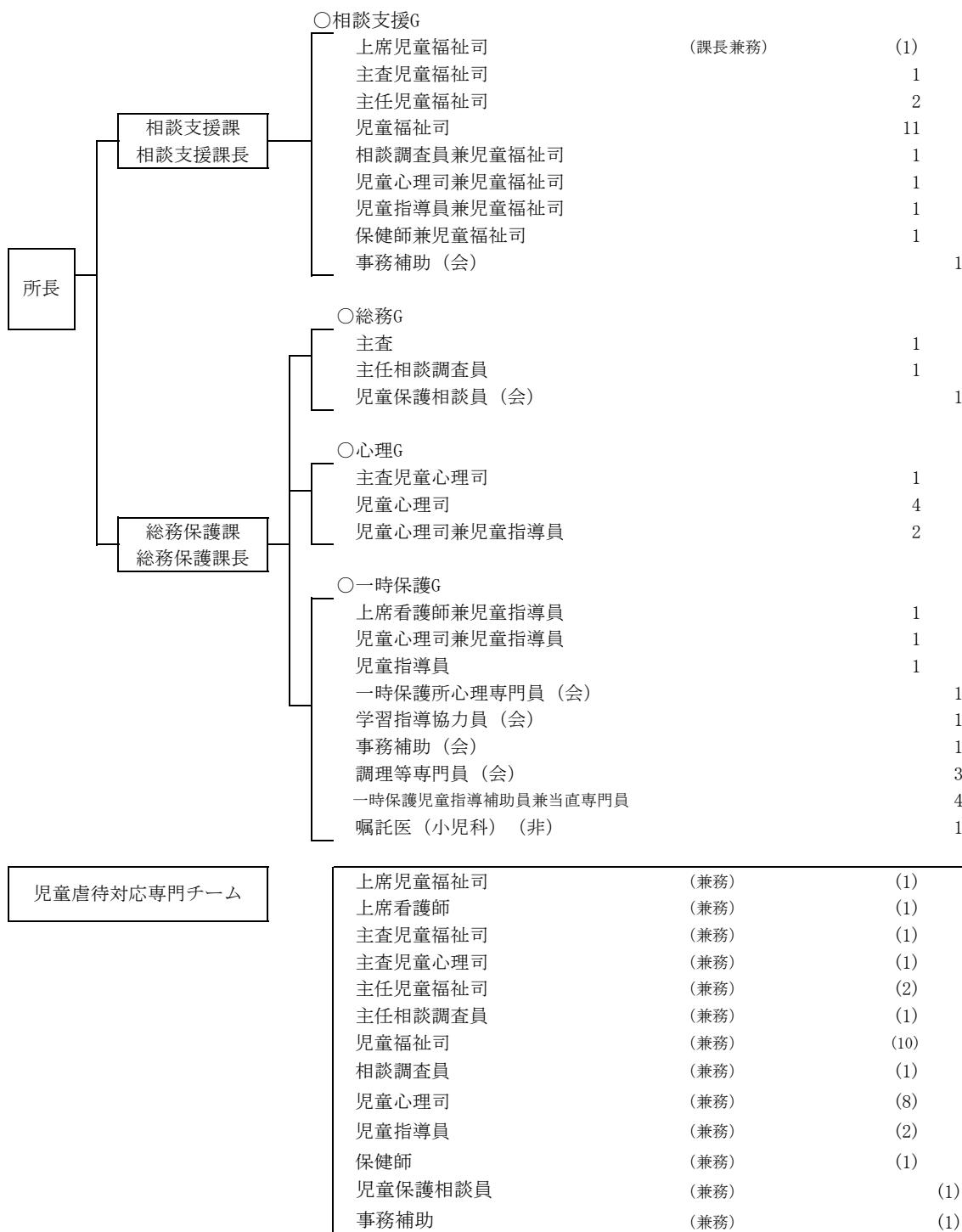
所在地 〒021-0027 一関市竹山町5番28号  
電話 代表 0191-21-0560 (FAX 0191-21-0561)

### 2 庁舎概要

完成 昭和55年3月31日  
構造 鉄筋コンクリート造2階建て  
総工費 128,245千円  
敷地面積 1,894.21m<sup>2</sup>  
建築面積 366.41m<sup>2</sup>  
延床面積 570.09m<sup>2</sup>

### 3 職員配置（令和7年4月1日）

(職員33人、会計年度任用職員12人、嘱託1人)



### 第3 岩手県宮古児童相談所の現況

#### 1 所在地・電話番号

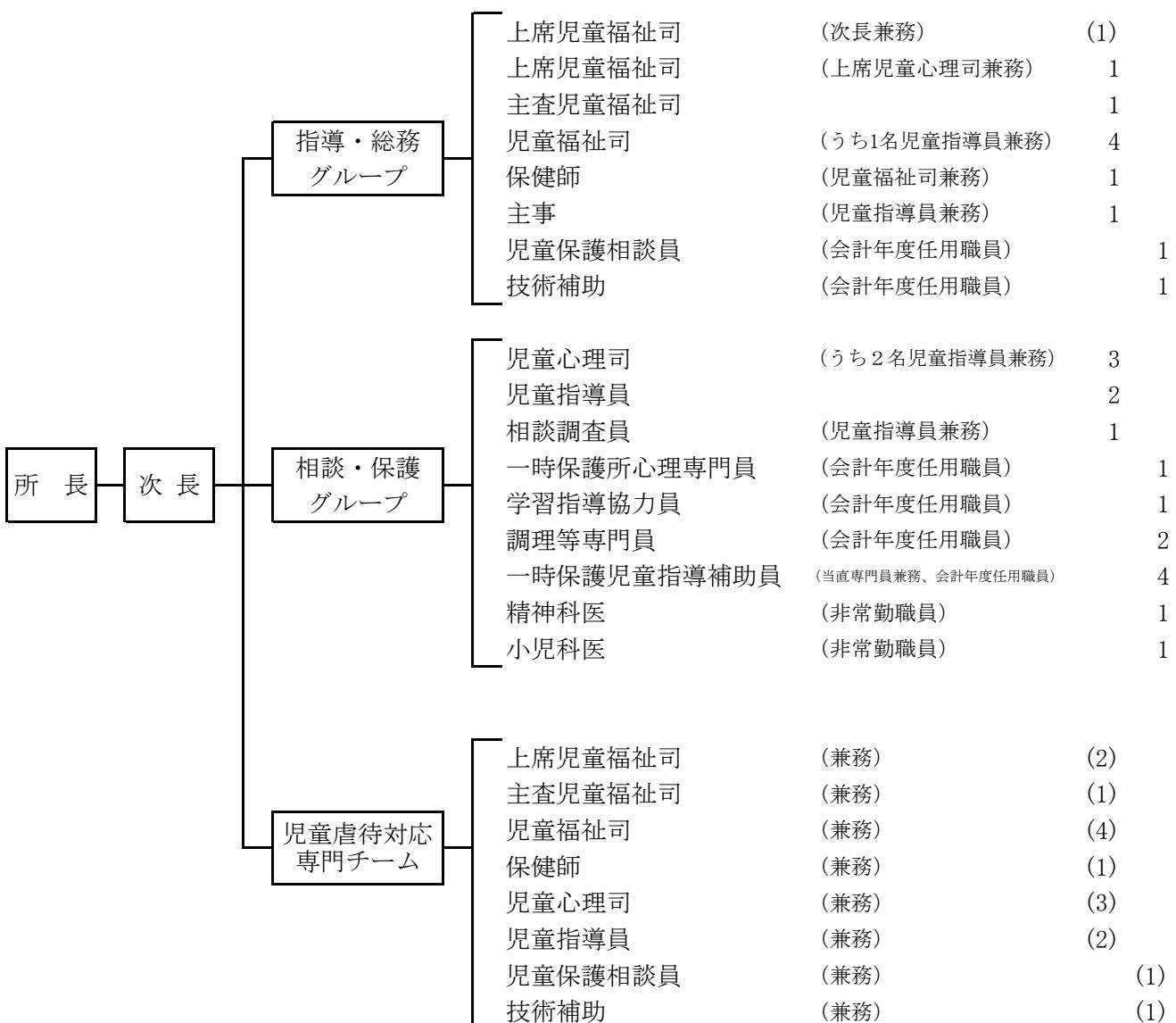
所在地 〒027-0075 宮古市和見町9番29号  
電話 代表 0193-62-4059 (FAX 0193-62-4054)

#### 2 庁舎概要

完成 令和4年3月1日  
構造 鉄筋コンクリート造1階建て  
総工費 561,486千円  
敷地面積 2,785.56m<sup>2</sup>  
建築面積 1,161.21m<sup>2</sup>  
延床面積 1,133.54m<sup>2</sup>

#### 3 職員配置（令和7年4月1日）

(職員16人、嘱託医2人、会計年度任用職員10人)



## II 児童相談

岩手県福祉総合相談センター、岩手県一関児童相談所及び岩手県宮古児童相談所の業務を取りまとめたものです。

# 目 次

第1	概況	
1	管轄の状況	6
第2	業務のあらまし	7
1	業務内容	7
2	相談内容	7
3	業務の流れ	8
第3	相談の受付	9
1	相談受付状況	9
2	年齢別受付状況	10
3	相談経路別受付状況	11
4	相談種別受付状況の推移	12
5	相談種別による受付状況	13
6	相談種別・年齢（階級）別受付状況	14
7	市町村別・相談種別受付状況（合計）	15
8	巡回相談事業市町村別受付状況	16
第4	児童虐待相談の状況	17
1	児童虐待相談受理状況	17
2	虐待相談対応件数	18
第5	相談の対応・措置	19
1	相談の対応・措置の内容	19
2	相談種別による対応状況	20
3	養護相談の理由別対応	22
4	児童福祉施設等入所状況	23
第6	診断指導	24
1	医学的・心理的・社会的診断指導件数	24
2	判定書等交付状況	25
第7	一時保護	26
1	一時保護状況	27
2	一時保護処理状況	29
3	市町村別一時保護状況	31
第8	里親	32
1	里親の状況	32
2	一時里親事業	36
3	里親委託推進・支援等事業	36
第9	特別事業	37
1	岩手県児童養育支援ネットワーク事業	37
2	家庭支援相談事業	38
3	ふれあい心の友（メンタル・フレンド）訪問援助事業	40
4	治療的グループ（MCG・DKT）事業	40

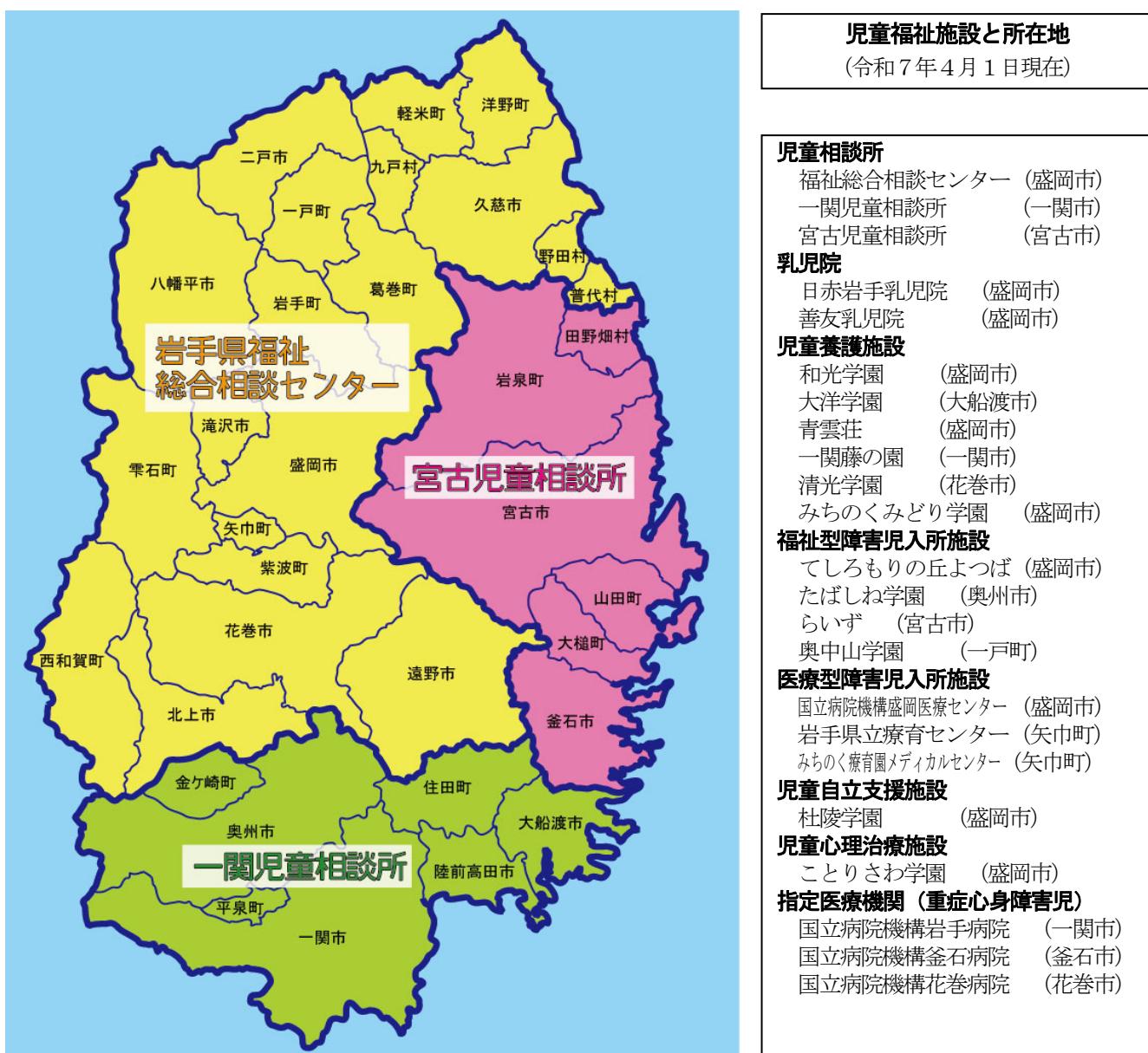
# 第1 概況

## 1 管轄の状況

岩手県は、西部に奥羽山脈、東部に北上山地が南北に縦走し、その間を南に流れる北上川流域を中心とした内陸部と太平洋に面した沿岸部からなっている。

面積は、15,275 km<sup>2</sup>で14市15町4村を有している。人口は、1,144,407人（令和6年10月1日現在）、うち児童人口は、145,058人となっている。

本州で最も広大な本県は、福祉総合相談センター、一関児童相談所及び宮古児童相談所が設置され、巡回相談等の実施により相談機会の提供の充実を図っている。



福祉総合相談センター管内（人口751,437人うち児童人口98,497人）  
一関児童相談所管内（人口284,871人うち児童人口34,559人）  
宮古児童相談所管内（人口108,099人うち児童人口12,002人）  
(岩手県毎月人口推計：令和6年10月1日現在)

## 第2 業務のあらまし

### 1 業務内容

児童相談所は児童福祉法第12条に定めるところにより設置され、子どもに関する診断治療機能と児童福祉法上の行政機能及び一時保護機能をもつ機関である。

業務内容は次のとおり。

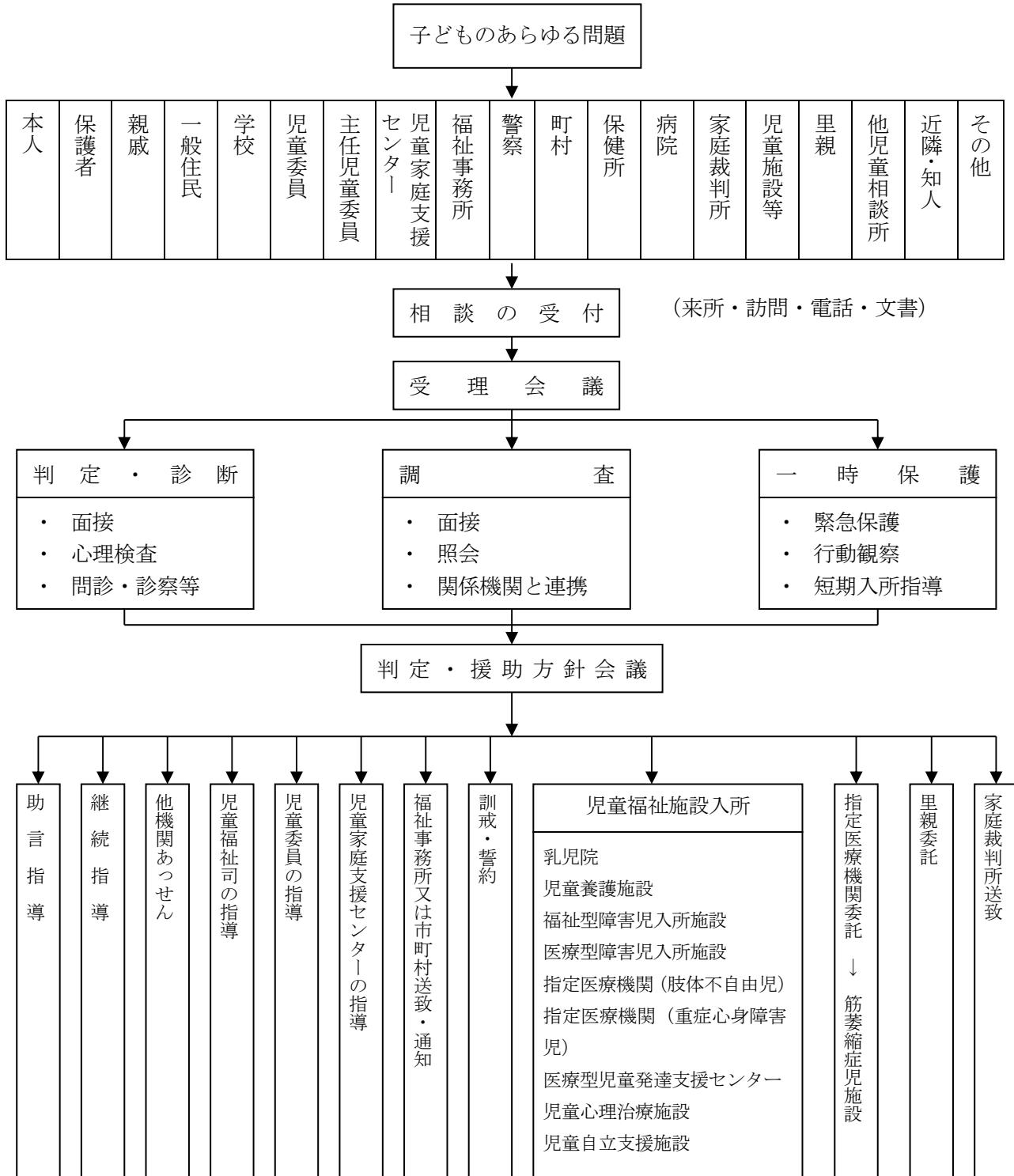
- (1) 子どもに関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応じる。
- (2) 子ども及びその家庭について必要な調査を行い、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を実施し、その改善について指導を行う。
- (3) 子どもを里親等に委託し、又は児童福祉施設に入所させその福祉を図る。
- (4) 子どもの一時保護が必要と認められる場合に身柄の保護を行う。
- (5) 上記の業務に当たり、必要に応じ巡回相談を行う。また、市町村の児童家庭相談への後方支援を行う。

### 2 相談内容

区分		説明例示
養護相談	養護虐待相談	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談</p> <p>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</p> <p>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力</p> <p>(4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び放置</p>
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動、服役等による養育困難児、迷子、親権停止した親の子、後見人を持たない児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども及び養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する子どもに関する相談
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児及び運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	発達障がい相談	自閉症スペクトラム障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども及び犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（通告が予定されている子どもに関する相談も含む。）

育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

### 3 業務の流れ



### 第3 相談の受付

#### 1 相談受付状況

令和6年度における相談件数は3,487件で、前年度より14件(0.4%)増加した。

相談所別でみても、総合相談センターにおいて相談件数は増加している。

過去10年の相談件数の推移をみると、3児童相談所の合計で、平成27年度から令和6年度までは増加傾向となっている。

表1 相談所別相談件数

(単位:件)

年 度	相談所別	相 談 件 数	年 度	相談所別	相 談 件 数
H27	センター	1,491	R2	センター	2,077
	一 関	593		一 関	725
	宮 古	332		宮 古	394
H28	センター	1,753	R3	センター	2,297
	一 関	671		一 関	869
	宮 古	450		宮 古	365
H29	センター	1,792	R4	センター	2,076
	一 関	611		一 関	773
	宮 古	400		宮 古	361
H30	センター	1,836	R5	センター	2,283
	一 関	743		一 関	837
	宮 古	386		宮 古	353
R1	センター	2,013	R6	センター	2,371
	一 関	770		一 関	816
	宮 古	448		宮 古	301

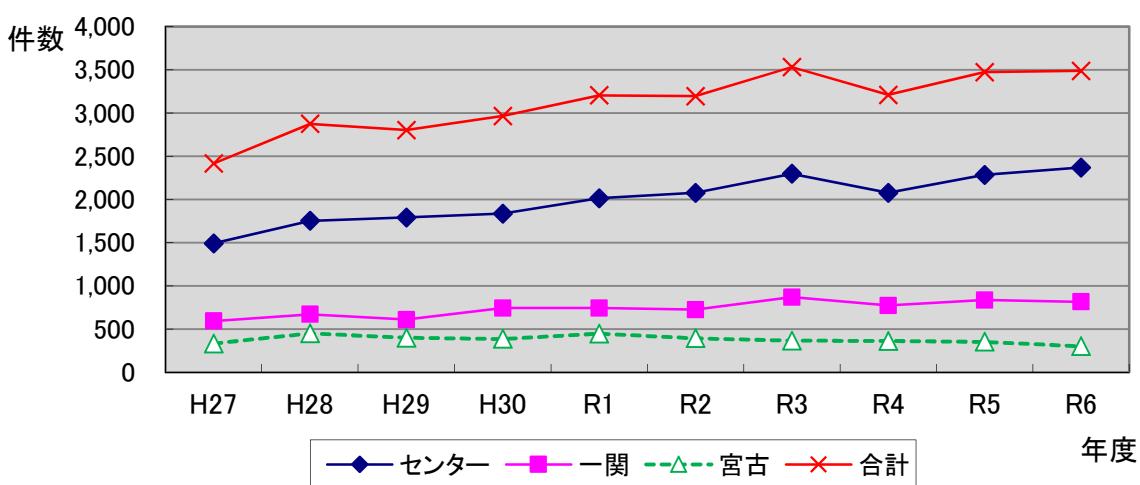


図1 相談件数の年次推移

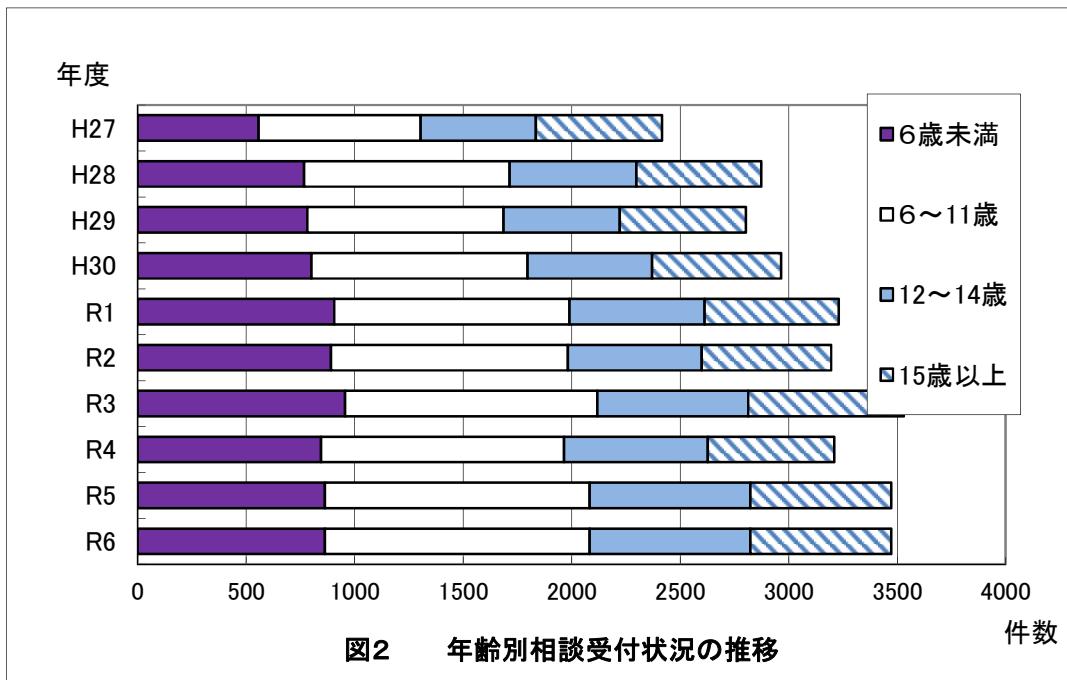
## 2 年齢別受付状況

令和6年度における年齢階級別の相談件数をみると、6～11歳が1,235件(35.4%)と最も多く、次が6歳未満915件(26.2%)、以下、12～14歳が712件(20.4%)、15歳以上が626件(17.9%)の順となっている。

表2 年齢別相談受付状況

(単位:件:%)

年度	6歳未満		6～11歳		12～14歳		15歳以上		総 数
H27	557	23.1%	747	30.9%	531	22.0%	581	24.0%	2,416
H28	767	26.7%	947	33.0%	584	20.3%	576	20.0%	2,874
H29	782	27.9%	904	32.3%	535	19.1%	582	20.8%	2,803
H30	800	27.0%	997	33.6%	573	19.3%	595	20.1%	2,965
R1	906	28.0%	1,084	33.5%	623	19.3%	618	19.1%	3,231
R2	890	27.8%	1,093	34.2%	616	19.3%	597	18.7%	3,196
R3	955	27.0%	1,163	32.9%	696	19.7%	717	20.3%	3,531
R4	845	26.3%	1,120	34.9%	662	20.6%	583	18.2%	3,210
R5	862	24.8%	1,221	35.2%	740	21.3%	650	18.7%	3,473
R6	915	26.2%	1,235	35.4%	712	20.4%	626	17.9%	3,488



### 3 相談経路別受付状況

令和6年度における相談の主な受付経路としては、家族・親戚1,402件(40.2%)が最も多く、以下、警察等960件(27.5%)、学校310件(8.9%)、近隣・知人226件(6.5%)の順となっている。

また、相談受付経路別の構成比を見ると、家族・親戚、警察等、学校、近隣・知人からの相談が全体の約83%を占めている。

表3 相談経路別受付状況

相談所別	通告経路別	都道府県		市町村			児童福祉施設・指定医療機関			11児童家庭	12認定こども園	13警察等	14家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			20里親	21むち児童委員(通告仲介を含)	22家族・親戚	23近隣・知人	24児童本人	25その他	計		
		1児童相談所	2広域振興局	3その他	4福祉事務所	5児童委員	6保健センター	7その他	8保育所	9児童福祉施設	10指定医療機関				15保健所	16医療機関	17幼稚園	18学校	19教育委員会等								
センター	件	58	4	3	64	0	0	41	37	57	0	4	16	681	3	0	40	0	169	3	8	0	945	181	5	52	2,371
	%	2.4	0.2	0.1	2.7	0.0	0.0	1.7	1.6	2.4	0.0	0.2	0.7	28.7	0.1	0.0	1.7	0.0	7.1	0.1	0.3	0.0	39.9	7.6	0.2	2.2	100.0
一 関	件	15	1	0	37	0	0	0	10	19	0	0	1	209	0	0	16	1	111	4	4	0	330	34	21	3	816
	%	1.8	0.1	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	1.2	2.3	0.0	0.0	0.1	25.6	0.0	0.0	2.0	0.1	13.6	0.5	0.5	0.0	40.4	4.2	2.6	0.4	100.0
宮 古	件	7	4	0	6	0	1	10	2	4	0	0	3	70	0	0	8	0	30	6	3	0	127	11	4	5	301
	%	2.3	1.3	0.0	2.0	0.0	0.3	3.3	0.7	1.3	0.0	0.0	1.0	23.3	0.0	0.0	2.7	0.0	10.0	2.0	1.0	0.0	42.2	3.7	1.3	1.7	100.0
計	件	80	9	3	107	0	1	51	49	80	0	4	20	960	3	0	64	1	310	13	15	0	1,402	226	30	60	3,488
	%	2.3	0.3	0.1	3.1	0.0	0.0	1.5	1.4	2.3	0.0	0.1	0.6	27.5	0.1	0.0	1.8	0.0	8.9	0.4	0.4	0.0	40.2	6.5	0.9	1.7	100.0

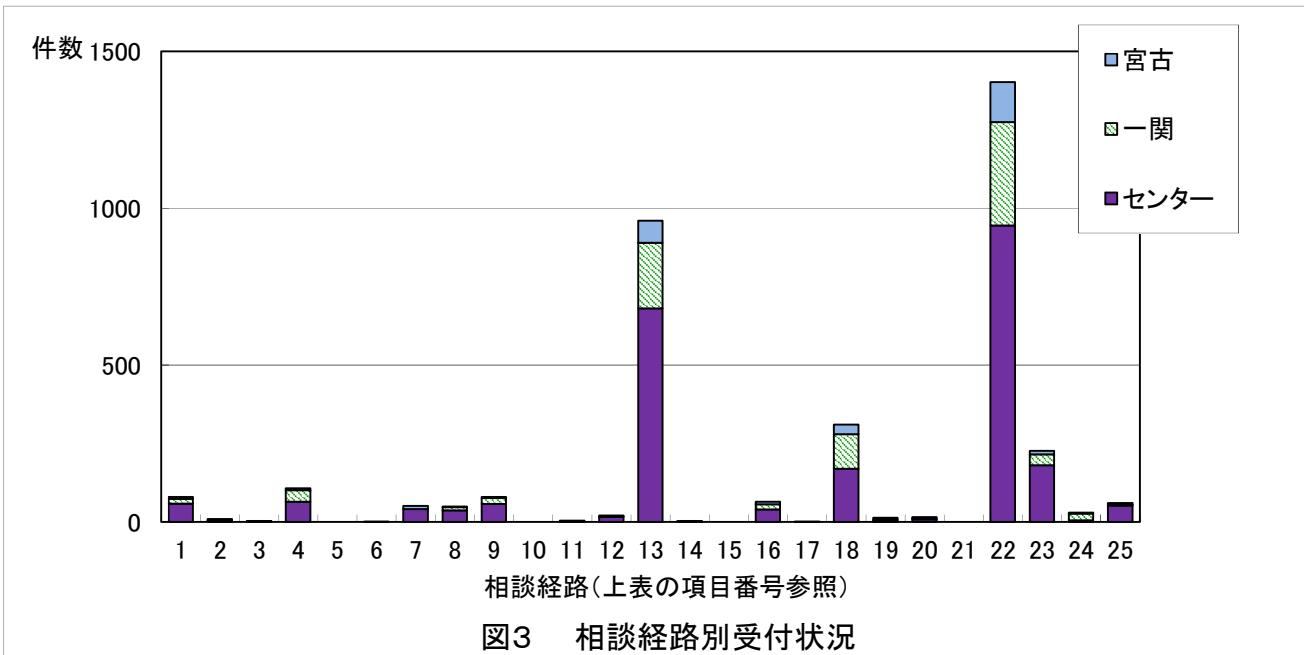


図3 相談経路別受付状況

#### 4 相談種別受付状況の推移

令和6年度における相談種別の相談件数は、養護相談が2,086件（59.8%）と最も多く、次いで障がい相談970件（27.8%）、育成相談221件（6.3%）、非行相談123件（3.5%）、その他相談88件（2.5%）の順となっている。

養護相談は児童虐待の増加に伴い増加傾向にあり、平成28年度において、それまで最も多かった障がい相談の件数を越えた。

表4 相談種別受付状況の推移

年度	養護相談		保健相談		障がい相談		非行相談		育成相談		その他の相談		総数
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
H27	788	32.6	0	0.0	1,098	45.4	89	3.7	230	9.5	211	8.7	2,416
H28	1,149	40.0	0	0.0	1,121	39.0	80	2.8	210	7.3	314	10.9	2,874
H29	1,257	44.8	1	0.0	1,040	37.1	93	3.3	260	9.3	152	5.4	2,803
H30	1,407	47.5	2	0.1	1,077	36.3	93	3.1	281	9.5	105	3.5	2,965
R1	1,680	52.0	3	0.1	997	30.9	96	3.0	358	11.1	97	3.0	3,231
R2	1,760	55.1	8	0.3	931	29.1	82	2.6	298	9.3	117	3.7	3,196
R3	2,039	57.7	0	0.0	1,011	28.6	73	2.1	288	8.2	120	3.4	3,531
R4	1,794	55.9	0	0.0	928	28.9	73	2.3	243	7.6	172	5.4	3,210
R5	2,050	59.0	0	0.0	959	27.6	130	3.7	254	7.3	80	2.3	3,473
R6	2,086	59.8	0	0.0	970	27.8	123	3.5	221	6.3	88	2.5	3,488

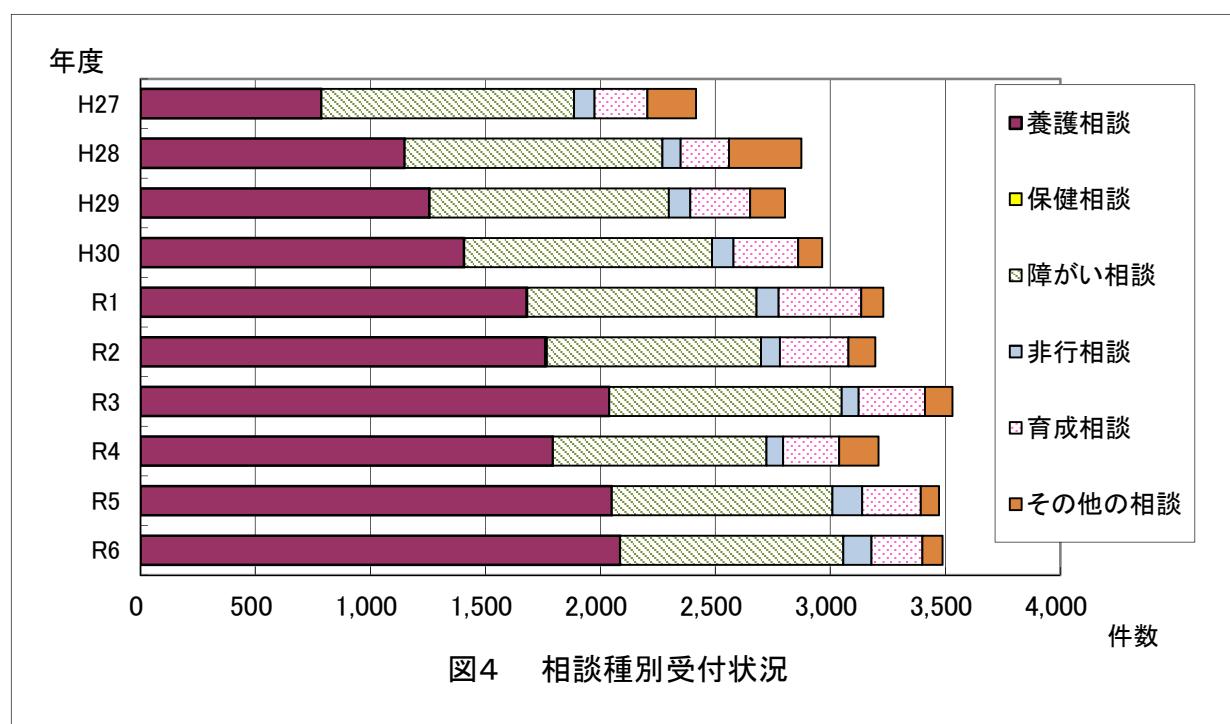


図4 相談種別受付状況

## 5 相談種別による受付状況

表5

相談種別区分	相談所別	相談受付件数	構成比 (%)	
養護相談	センター	1,423	60.0%	59.8%
	一 関	500		
	宮 古	163		
保健相談	センター	0	0.0%	0.0%
	一 関	0		
	宮 古	0		
肢体不自由相談	センター	5	0.2%	0.3%
	一 関	4		
	宮 古	0		
視聴覚相談	センター	0	0.0%	0.0%
	一 関	0		
	宮 古	0		
言語発達相談	センター	0	0.0%	0.0%
	一 関	1		
	宮 古	0		
重症心身障がい相談	センター	3	0.1%	0.3%
	一 関	6		
	宮 古	0		
知的障がい相談	センター	667	28.1%	27.1%
	一 関	198		
	宮 古	80		
発達障がい相談	センター	6	0.3%	0.2%
	一 関	0		
	宮 古	0		
ぐ犯相談	センター	53	2.2%	1.9%
	一 関	9		
	宮 古	5		
触法行為相談	センター	35	1.5%	1.6%
	一 関	7		
	宮 古	14		
性格行動相談	センター	61	2.6%	3.1%
	一 関	34		
	宮 古	13		
不登校相談	センター	7	0.3%	0.3%
	一 関	2		
	宮 古	2		
適性相談	センター	50	2.1%	2.8%
	一 関	34		
	宮 古	13		
しつけ相談	センター	0	0.0%	0.1%
	一 関	5		
	宮 古	0		
その他相談	センター	61	2.6%	2.5%
	一 関	16		
	宮 古	11		
合 計	センター	2,371	100.0%	100.0%
	一 関	816		
	宮 古	301		

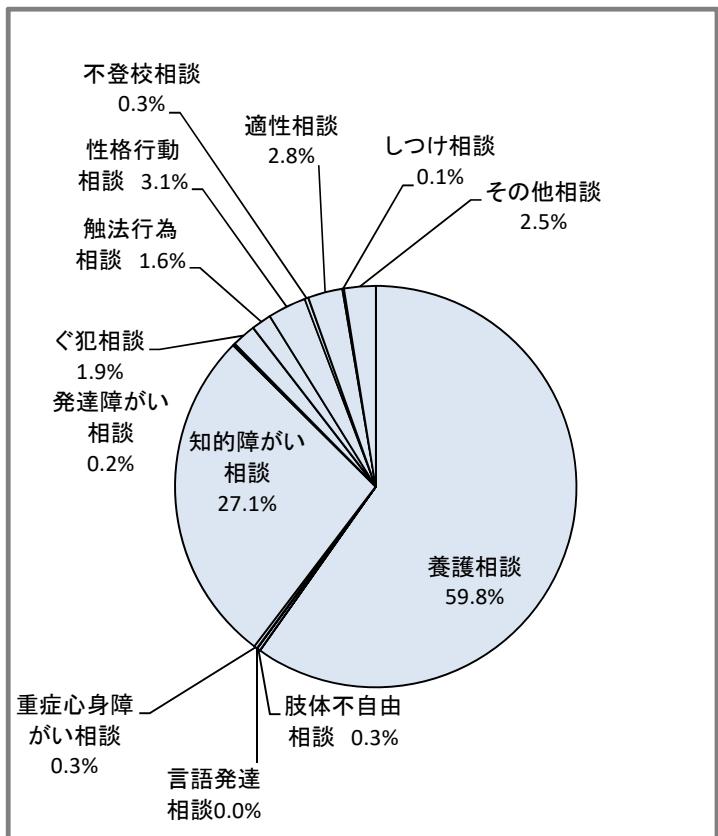


図5 構成比

## 6 相談種別・年齢(階級)別受付状況

表 6

相談種別	相談所別	年齢																		構成比率 (%)		
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18歳以上		
養護	センター	82	75	91	94	83	81	77	81	93	76	98	81	87	75	78	70	64	37	0	1,423	
	一関	18	27	26	29	33	28	31	25	35	34	33	24	23	24	27	24	16	2	500	500	
	宮古	10	110	6	108	9	126	7	130	8	124	9	118	7	115	12	118	9	126	5	163	
保健	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
	一関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	宮古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
肢体不自由	センター	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	
	一関	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	
	宮古	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9	
視聴覚	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
	宮古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
言語発達障がい等	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一関	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	宮古	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
重症心身障がい	センター	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	
	一関	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	
	宮古	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
知的障がい	センター	0	3	9	26	33	45	43	46	43	32	34	38	44	63	47	57	56	48	0	667	
	一関	1	2	2	5	10	15	19	14	7	11	16	11	11	15	19	11	13	16	0	198	
	宮古	0	1	0	5	1	12	2	33	5	48	3	63	3	65	1	61	2	52	6	70	945
発達障がい	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
	一関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.2%	
	宮古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
ぐ犯行為等	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	
	一関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
	宮古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	
触法行為等	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	2	7	8	4	3	0	0	35	
	一関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
	宮古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	6	4	9	2	4	1	0	56	
性格行動	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4	7	8	4	7	7	4	1	61	
	一関	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	34	
	宮古	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	108	
不登校	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
	一関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	宮古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
適性	センター	0	0	0	2	2	4	7	5	6	1	3	1	2	2	2	1	0	4	0	50	
	一関	0	0	0	3	2	5	2	5	0	5	2	2	2	1	0	0	0	1	0	34	
	宮古	0	0	0	0	5	1	7	1	13	2	9	0	10	1	7	0	5	1	0	97	
育児・しつけ	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一関	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	宮古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.1%	
その他	センター	1	3	1	1	0	5	1	4	0	4	4	1	0	0	1	1	0	23	10	61	
	一関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	
	宮古	1	2	0	3	1	2	0	1	0	0	5	0	1	0	5	0	1	0	5	88	
計	センター	85	82	101	124	119	132	134	134	149	125	150	136	159	160	154	155	139	122	11	2,371	
	一関	19	31	29	38	45	46	59	42	51	50	53	50	53	52	72	42	46	45	6	816	
	宮古	11	115	6	119	11	141	9	171	14	178	13	191	11	204	15	191	15	203	21	197	11
構成比率 (%)		3.3%	3.4%	4.0%	4.9%	5.1%	5.5%	5.8%	5.5%	5.8%	5.6%	6.4%	6.2%	6.5%	6.9%	7.0%	6.2%	5.9%	5.3%	0.5%	100	

いじめ (再掲)	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
児童虐待通告 (再掲)	センター	62	72	84	89	73	76	71	77	93	71	96	77	82	73	74	65	61	34	0	1,330
	一関	16	26	25	28	31	27	30	24	35	25	34	32	24	38	26	22	16	0	483	1,962
宮古	6	84	6	104	8	117	7	124	8	112	9	112	6	107	12	113	8	125	7	113	1,962
	宮古	6	84	6	104	8	117	7	124	8	112	9	112	6	107	12	113	8	125	7	113

## 7 市町村別・相談種別受付状況(合計)

表7

市 郡 別	市町村名	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し っ け	そ の 他	前年度 (参考) 計	
	合 計	2086	0	9	0	1	9	945	6	67	56	108	11	97	5	88	3,488	3,210
内 訳	市 計	1731	0	9	0	1	8	799	5	55	42	94	11	81	3	70	2,909	2,645
	郡 計	329	0	0	0	0	1	144	1	9	14	14	0	16	0	11	539	548
	県 外	26	0	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	2	7	40	17
	不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 部	盛岡市	664	0	1	0	0	1	256	4	37	29	30	4	22	0	25	1,073	815
	宮古市	68	0	0	0	0	0	41	0	1	0	6	1	6	0	6	129	145
	大船渡市	35	0	0	0	0	1	24	0	1	0	1	0	3	1	3	69	95
	奥州市	207	0	1	0	0	2	69	0	3	5	8	0	9	1	5	310	278
	花巻市	118	0	0	0	0	1	70	1	3	0	7	0	5	0	3	208	215
	北上市	185	0	2	0	0	0	83	0	3	0	9	1	9	0	5	297	222
	久慈市	42	0	0	0	0	0	23	0	2	2	0	0	1	0	4	74	85
	遠野市	18	0	1	0	0	0	23	0	0	0	2	0	2	0	1	47	63
	一関市	196	0	3	0	1	3	85	0	1	2	20	2	17	1	6	337	299
	陸前高田市	7	0	0	0	0	0	8	0	1	0	1	0	0	0	2	19	32
	釜石市	40	0	0	0	0	0	19	0	1	2	2	1	2	0	2	69	79
	二戸市	37	0	0	0	0	0	13	0	0	1	2	0	0	0	2	55	60
	八幡平市	13	0	0	0	0	0	17	0	0	0	2	0	0	0	2	34	60
	滝沢市	101	0	1	0	0	0	68	0	2	1	4	2	5	0	4	188	197
岩手	雫石町	28	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	41	37
	葛巻町	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4
	岩手町	13	0	0	0	0	0	11	0	0	0	1	0	0	0	0	25	28
紫波	紫波町	61	0	0	0	0	0	28	0	0	0	1	0	3	0	0	93	96
	矢巾町	68	0	0	0	0	0	26	0	1	0	2	0	3	0	0	100	78
和賀	西和賀町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	胆沢 金ヶ崎町	27	0	0	0	0	0	10	0	2	0	2	0	2	0	0	43	33
西磐井	平泉町	10	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3	0	0	16	31
	気仙 住田町	11	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	13	5
上閉伊	大槌町	31	0	0	0	0	0	9	0	2	2	1	0	2	0	1	48	57
	山田町	22	0	0	0	0	0	5	0	1	10	0	0	3	0	1	42	40
下閉伊	岩泉町	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	2	0	0	0	0	8	35
	田野畠村	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	7	4
	普代村	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	5	4
九戸	軽米町	9	0	0	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0	0	0	17	27
	洋野町	27	0	0	0	0	1	13	1	0	0	0	0	0	0	0	42	21
	野田村	4	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	9	5
	九戸村	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	7	6
二戸	一戸町	6	0	0	0	0	0	4	0	0	1	1	0	0	0	4	16	34

## 8 巡回相談事業市町村別受付状況

(福祉総合相談センター実施分) 表8-1

市町村別	回数	相談種別													計		
		養護	保健	肢体不自由	視聴覚	言語発達	障重症が心い身	知的障がい	発達障がい	ぐ	触	性格行動	不登校	適性	しつけ		
盛岡市	0															0	
花巻市	4							30						2		32	
北上市	5							51						3		54	
久慈市	4							27								27	
遠野市	3							19								19	
二戸市	3							11								11	
八幡平市	0															0	
滝沢市	0															0	
零石町	0															0	
葛巻町	0															0	
岩手町	0															0	
紫波町	0															0	
矢巾町	0															0	
西和賀町	0															0	
普代村	0															0	
軽米町	0															0	
洋野町	1							5								5	
野田村	0															0	
九戸村	0															0	
一戸町	1							8								8	
計	21	0	0	0	0	0	0	151	0	0	0	0	0	5	0	0	156

(一関児童相談所実施分) 表8-2

市町村別	回数	相談種別													計		
		養護	保健	肢体不自由	視聴覚	言語発達	障重症が心い身	知的障がい	発達障がい	ぐ	触	性格行動	不登校	適性	しつけ		
大船渡市	4							19						3		22	
奥州市	5							33						1		34	
一関市	0															0	
陸前高田市	3							6						0		6	
金ケ崎町	3							8						1		9	
平泉町	0															0	
住田町	0															0	
計	15	0	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	0	5	0	0	71

(宮古児童相談所実施分) 表8-3

市町村別	回数	相談種別													計		
		養護	保健	肢体不自由	視聴覚	言語発達	障重症が心い身	知的障がい	発達障がい	ぐ	触	性格行動	不登校	適性	しつけ		
宮古市																0	
釜石市	4							13						1		14	
大槌町	2							7								7	
山田町	2							3						2		5	
岩泉町	1							2								2	
田野畠村	0															0	
計	9	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	3	0	0	28

合計(福祉総合相談センター、一関児童相談所、宮古児童相談所) 表8-4

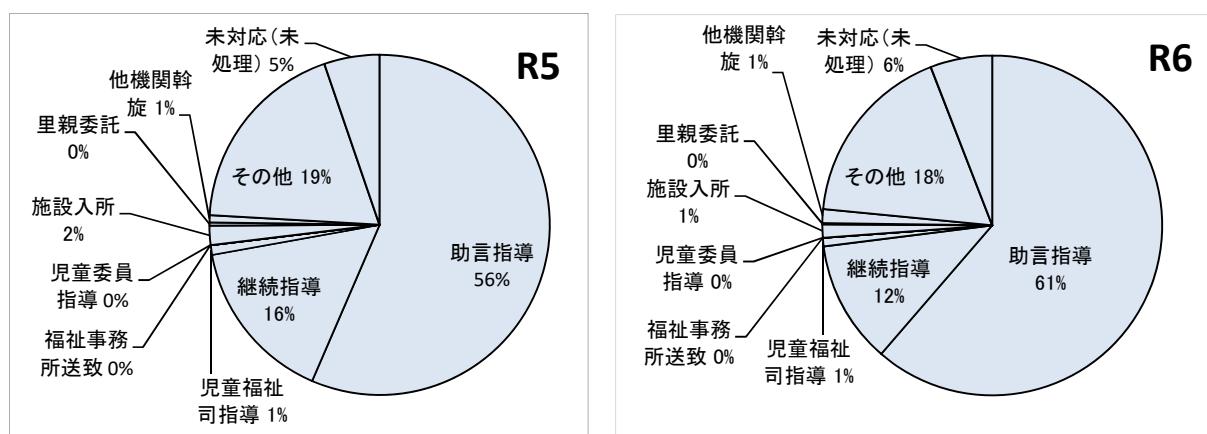
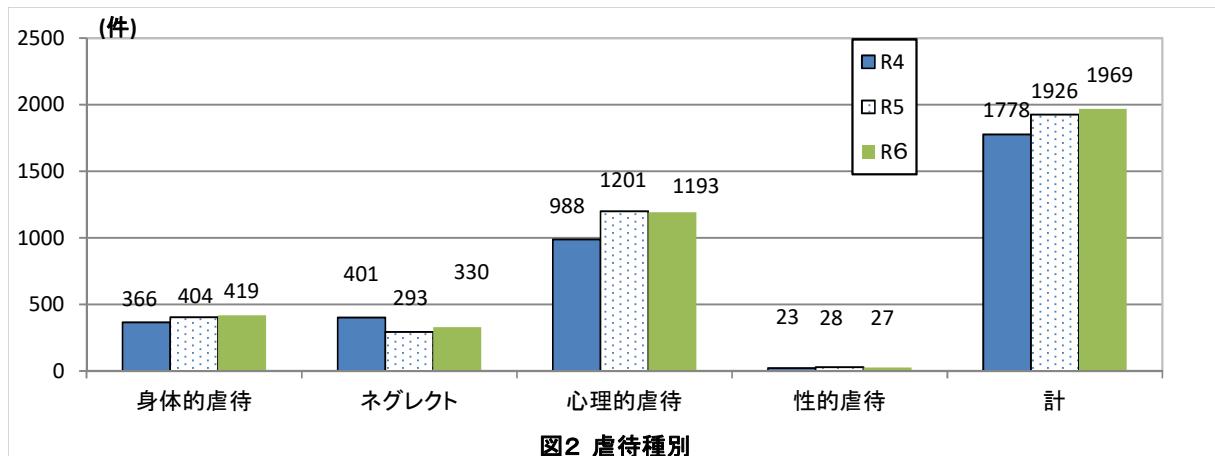
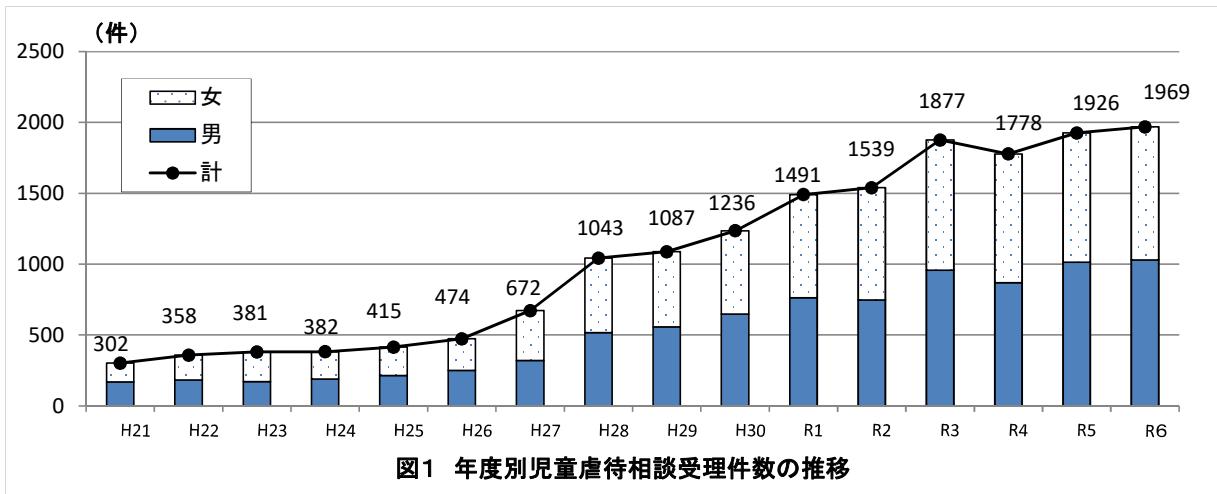
市町村別	回数	相談種別													計		
		養護	保健	肢体不自由	視聴覚	言語発達	が重症心身障がい障	知的障がい	発達障がい	ぐ	触	性格行動	不登校	適性	しつけ		
合計	45	0	0	0	0	0	0	242	0	0	0	0	0	13	0	0	255
比率		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	94.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	

注) この表は、15頁の「7 市町村別・相談種別受付状況」のうち、巡回相談における受付件数を再掲したものであること。

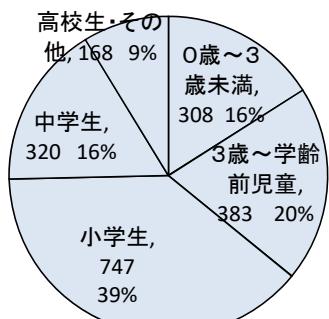
## 第4 児童虐待相談の状況

### 1 児童虐待相談受理状況

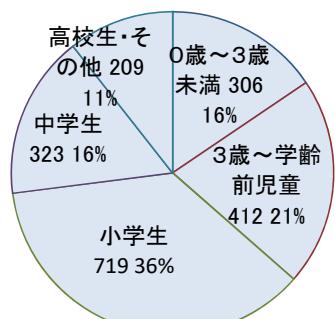
- 相談件数は、過去の推移をみると、平成18年度から平成20年度まで緩やかに減少し、平成21年度からは増加傾向が続いている。令和4年度に一時減少したものの、令和5年度以降は再び増加傾向が続いている。(グラフ・データは平成21年度から表示)
- 虐待種別では、心理的虐待、次いで身体的虐待、ネグレクト、性的虐待となっている。令和6年度は身体的虐待は増加傾向が続き、ネグレクトは前年度に減少したのが増加に転じ、心理的虐待はわずかに減少した。
- 相談対応(処理)では、助言指導が過半数を占め、次いで継続指導となっている。



- 被虐待児の年齢区分では、0歳～3歳未満、3歳～学齢前児童、小学生、中学生、高校生・その他の各区分とも1ポイント程度の増減はあるが、令和5年度とほぼ同じ割合であった。
- 主たる虐待者では、実母がやや増加したが、実父、実父以外の男性(養父、継父等)等に顕著な増減はなかった。
- 通告経路では、警察署からの通告が最も多い状況が続いている。また、学校、保育所等児童の所属から直接、児童相談所に通告される件数が増加して入り、R3年以降はその割合も増加傾向が認められる。

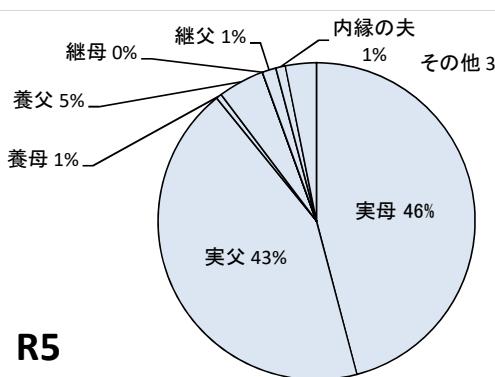


R5

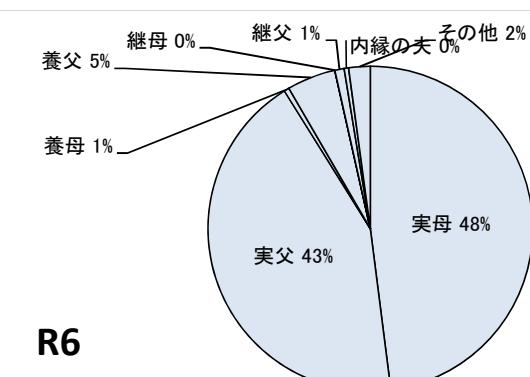


R6

図4 被虐待児の年齢区分割合



R5



R6

図5 主たる虐待者割合

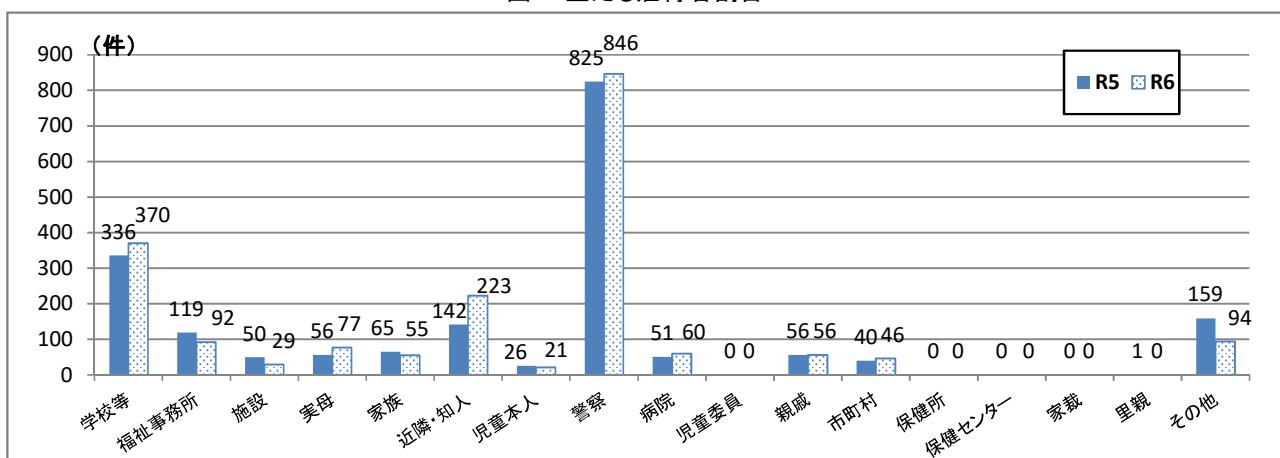


図6 通告経路の内訳件数

## 2 児童虐待相談対応状況

一時保護数	職権保護数	28条申請・承認件数		警察への援助要請数	
		申請件数	承認件数	立入調査	同行依頼
164	9	0	0	0	24

法律相談件数	個別ケース会議件数	精神科カウンセリング等件数
47	437	21

## 第5 相談の対応・措置

### 1 相談の対応・措置の内容

受け付けたケースについて、社会学・教育学・心理学・児童精神医学を背景とした専門的な調査、判定及び行動観察により援助方針を定めている。

措置の区分	措置の内容
1 訓戒・誓約	主に非行関係相談において、再びあやまちを犯さぬように注意又は約束をさせること。
2 児童福祉司の指導	在宅のままで、児童福祉司が家庭訪問等により、継続的、かつ専門的に指導を行うこと。
3 福祉事務所又は市町村送致・通知	ケースを福祉事務所（知的障がい者福祉司・社会福祉主事指導を含む。）で処理すべきものとして送ること。
4 児童委員の指導	近隣の児童委員に継続的に指導を行わせること。
5 児童家庭支援センター（委託）	地理的要件等の理由から児童家庭支援センター指導が適当であるとしてその指導に付すること。
6 里親委託	知事から里親と認定された者に児童の養育を委託すること。
7 児童福祉施設入所	児童を各種の児童福祉施設に入所（通園）させ、必要な指導及び養育を委託すること。
8 指定医療機関委託	指定医療機関に進行性筋萎縮症児、重症心身障がい児（者）の療育等を委託すること。
9 家庭裁判所送致	家庭裁判所の審判に付することが適当であるとしてケースを送ること。
10 面接指導	① 助言指導 1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により指導を行うこと。 ② 継続指導 通所、訪問等によって、継続的に心理療法やカウンセリング等により指導を行うこと。 ③ 他機関あっせん 他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること及び関連する制度の適用が適当と認められるケースを当該機関にあっせんすること。
11 障害児施設等への利用契約	障害児施設等への入所に関して、児童相談所が障害児施設受給者証を交付すること。
12 その他	上記以外の対応によるもの

## 2 相談種別による対応状況

令和6年度における相談種別の対応状況をみると、「面接指導」が最も多く2,825件(81.5%)となっている。

表1

※次頁に続く

区分	相談所別	前年度 未対応件数	令和6年度 相談受付 件数	令和6年度相談対応件数											
				訓戒誓約		児童福祉司の指導		福祉事務所送致		児童委員指導		里親委託		児童福祉施設 入所	
養護	センター	75	1423	0	11	17	0	0	0	5	5	41	52	0	0
	一関	32			5										
	宮古	6			1										
保健	センター		2086	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一関														
	宮古														
肢体不自由	センター		5	9	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
	一関														
	宮古														
視聴覚	センター		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一関														
	宮古														
言語発達	センター		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一関														
	宮古														
重症心身障がい	センター		3	9	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	一関														
	宮古														
知的障がい	センター	4	667	945	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
	一関	6													
	宮古														
発達障がい	センター	2	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一関														
	宮古														
ぐ犯	センター	4	53	67	1	1	1	2	0	0	0	4	4	0	0
	一関														
	宮古														
触法	センター	4	35	56	5	2	9	1	4	0	0	4	4	0	0
	一関	1													
	宮古	3													
性格行動	センター	6	61	108	0	0	0	0	0	0	0	7	11	0	0
	一関	1													
	宮古														
不登校	センター	1	7	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一関														
	宮古														
適性	センター		50	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一関														
	宮古														
しつけ	センター		5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一関														
	宮古														
その他	センター	11	15	88	5	10	13	7	23	0	0	5	61	0	0
	一関	2													
	宮古	2													
合計	センター	107	160	3,488	5	10	13	7	23	0	0	5	61	0	0
	一関	42													
	宮古	11													
構成比率 (%)					0.3%		0.7%		0.0%		0.0%	0.1%	2.2%	0.0%	0.0%
													2.2%		

表1続き

区分	相談所別	令和6年度相談対応件数												未対応(次年度繰越)	
		家裁送致	児童家庭支援センター	面接指導				利用契約	市町村指導委託	市町村送致	その他	計	総件数	施設入所待機(再掲)	
				助言	継続	他機関									
養護	センター			883	169	24	30			14	271	1418	80		
	一関	0	0	326	81	6	30	0	0	15	71	496	36	135	
	宮古			98	26				1	20	150		19	0	
保健	センター				0								0		
	一関	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	
	宮古													0	
肢体不自由	センター			1				2				5			
	一関	0	0	1	2	0	0	3	5	0	0	4	9	0	
	宮古													0	
視聴覚	センター				0			0	0	0	0		0		
	一関	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	
	宮古													0	
言語発達	センター				1										
	一関	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
	宮古													0	
重症心身障がい	センター				0			2				3			
	一関	0	0		0	0	0	6	8	0	0	6	9	0	
	宮古													0	
知的障がい	センター			648	1			6				657	14		
	一関	0	0	199	926	1	0	3	9	0	0	202	938	2	
	宮古			79								79	1	0	
発達障がい	センター			2	1	1	2					6	2		
	一関	0	0		2	1	1	2	0	0	0		6	2	
	宮古													0	
ぐ犯	センター			22	19	2					8	55	2		
	一関	0	0	4	26	1	22	0	0	0	1	10	67	1	
	宮古			2							1	4	1	0	
触法	センター			9	10						5	35	4		
	一関	2	0	1	12	12	0	0	0	0	1	13	56	3	
	宮古	2		2	2						7	16	1	0	
性格行動	センター			29	20						9	65	2		
	一関	0	0	14	48	12	38	0	0	0	2	12	109	3	
	宮古			5	6						1	12	1	0	
不登校	センター			6	2							8			
	一関	0	0	1	7	4	1	1	0	0	0	2	12	0	
	宮古			2								2		0	
適性	センター			50								50			
	一関	0	0	34	97	0		0	0	0	0	34	97	0	
	宮古			13								13		0	
しつけ	センター														
	一関	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5	0	
	宮古													0	
その他	センター			1							63	64	8		
	一関	0	0	1	4	0	0	0	0	0	17	18	93	10	
	宮古			2							9	11	2	0	
合計	センター			1,651	222	27	34	12	0	14	356	2,366	112		
	一関	2	0	587	2,437	94	354	7	12	24	92	486	3,466	45	
	宮古	2		199	38			0	0	1	38	287	25	182	
構成比率(%)		0.1%	0.0%	70.3%	10.2%	1.0%		0.7%	0.0%	0.4%	14.0%				
					81.5%										

### 3 養護相談の理由別対応

令和6年度における養護相談の対応状況を理由別にみると、「家族環境(虐待)1,847件(89.5%)」、「家庭環境その他98件(4.7%)」、「その他93件(4.5%)」、「傷病24件(1.2%)」、「死亡2件(0.1%)」の順となっている。

表2

区分	相談所の別	家出	死 亡	傷 病	離 婚	家 族 環 境						家庭環境 その他	その他の	合 計	構成 比率 (%)				
						虐 待													
						身体的	ネグレクト	性 的	心理的										
児童福祉施設入所	センター	0	2	4	0	9	7	0	4	7	8	41	52	2.5%					
	一 関	0	0	2	0	1	3	0	1	0	0	7							
	宮 古	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	4							
里親委託	センター	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	5	5	0.2%				
	一 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0						
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
児童福祉司の指導	センター	0	0	0	0	3	5	2	0	0	1	11	17	0.8%					
	一 関	0	0	0	0	3	1	1	3	0	0	5							
	宮 古	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1							
福祉事務所送致	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%					
	一 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
児童委員指導	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%					
	一 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
児童家庭支援センター指導	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%					
	一 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
助言指導	センター	0	0	7	0	116	132	12	549	52	15	883	1307	63.3%					
	一 関	0	0	10	0	55	21	0	210	1	55	326							
	宮 古	0	3	0	25	7	0	60	2	1	1	98							
面接指導	センター	0	0	1	0	47	33	1	69	9	9	169	276	13.4%					
	一 関	0	0	3	0	33	5	1	36	0	6	81							
	宮 古	0	2	0	12	3	0	8	0	0	1	26							
他機関あっせん	センター	0	0	0	0	2	9	2	11	0	1	24	30	1.5%					
	一 関	0	0	0	0	0	1	0	3	0	2	6							
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0							
市町村指導委託	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%					
	一 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
市町村送致	センター	0	0	0	0	2	6	0	3	3	0	14	15	0.7%					
	一 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	宮 古	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1							
その他	センター	0	0	3	0	61	22	0	164	20	1	271	362	17.5%					
	一 関	0	0	7	0	20	4	2	43	0	3	71							
	宮 古	0	3	0	3	2	2	6	3	1	1	20							
合計	センター	0	2	15	0	240	216	17	800	92	36	1418	2064	100.0%					
	一 関	0	0	24	0	112	394	2	293	1	52	496							
	宮 古	0	8	0	42	13	2	75	1168	5	93	150							
構成比率(%)		0.0%	0.1%	1.2%	0.0%	19.1%	12.8%	1.0%	56.6%	4.7%	4.5%	100.0%							
		0.0%	0.1%	1.2%	0.0%		89.5%			4.7%	4.5%								

## 4 児童福祉施設等入所状況

### (1) 児童福祉施設

表3

区分	施設数	定員	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
乳児院	2	43	14	0	15	0	22	0
			3	19	2	17	5	0
			2	0	0	0	3	0
児童養護施設	6	226	23	0	34	0	115	0
			5	29	15	54	55	181
			1	0	5	0	11	0
児童心理施設	1	30	8	0	5	0	14	0
			1	10	1	6	8	25
			1	0	0	0	3	0
児童自立支援施設	1	45	9	0	8	0	5	0
			1	10	2	11	1	6
			0	0	1	0	0	0
合計	10	344	54	0	62	0	156	0
			10	68	20	88	69	242
			4	0	6	0	17	0

### (2) 障害児施設

表4

区分	施設数	定員	入所(年度中)			退所(年度中)			年度末在籍			
			支給決定人員	措置人員	その他	支給決定人員	措置人員	その他	支給決定人員	措置人員	その他	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)		
県内施設	福社型障害児入所施設	4	126	8	5	0	5	4	34	36	0	
				3	11	6	3	2	5	43	5	
				0	1	0	0	1	2	43	0	
医療型障害児入所施設	2	120	1	2	0	0	3	0	17	7	0	
指定医療機関(重症心身障害児)	4	330	0	0	0	0	2	0	1	4	0	
県外施設	福祉型障害児入所施設		0	0	0	0	0	1	0	0	0	
医療型障害児入所施設	2		3	1	0	0	4	0	3	2	0	
指定医療機関(重症心身障害児)	4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
施設別計	福祉型障害児入所施設		8	5	0	0	5	0	34	36	0	
医療型障害児入所施設	2		4	3	0	0	7	0	20	9	0	
指定医療機関(重症心身障害児)	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計			12	24	8	9	14	5	55	45	0	
			12	24	1	0	11	2	81	54	0	
			0	0	0	0	0	1	7	2	0	

## 第6 診断指導

### 1 医学的・心理的・社会的診断指導件数

表1

(単位:件)

区分	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法カウンセリング等				
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司	その他の所員	
センター	児童	7,793	209	0	50	639	288	67	76	1,429	0	0	424	21	0
	保護者	17,740	172	0	0	0	0	0	1	757	0	0	169	25	0
	その他	34,685	7	0	5	0	0	0	0	220	0	0	13	11	0
	計	60,218	388	0	55	639	288	67	77	2,406	0	0	606	57	0
一関	児童	2,268	58	0	0	248	76	12	46	333	0	0	230	0	0
	保護者	5,267	56	0	0	0	0	0	0	320	0	0	233	0	0
	その他	10,120	1	0	0	0	0	0	0	32	0	10	99	0	0
	計	17,655	115	0	0	248	76	12	46	685	0	10	562	0	0
宮古	児童	431	27	0	0	86	30	15	20	249	0	0	29	141	0
	保護者	1,218	25	0	0	0	0	0	0	145	0	0	13	207	0
	その他	2,552	1	0	0	1	0	0	0	26	0	0	5	43	0
	計	4,201	53	0	0	87	30	15	20	420	0	0	47	391	0
計	児童	10,492	294	0	50	973	394	94	142	2,011	0	0	683	162	0
	保護者	24,225	253	0	0	0	0	0	1	1,222	0	0	415	232	0
	その他	47,357	9	0	5	1	0	0	0	278	0	10	117	54	0
	計	82,074	556	0	55	974	394	94	143	3,511	0	10	1,215	448	0

## 2 判定書等交付状況

表2

区分	センター	一関	宮古	計
特別児童扶養手当	0	0	0	0
障害児福祉手当	58	22	4	84
療育手帳	663	200	80	943
税控除	0	0	0	0
養護学校・就学関係	7	0	11	18
障害児保育	0	0	0	0
幼稚稚園 (特別支援教育費補助等)	0	7	0	7
医療機関	0	0	6	6
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	0	0	0	0
知的障害者施設	0	0	0	0
就労 (職業安定所・障がい者職業センター)	0	0	3	3
その他	53	56	22	131
計	781	285	126	1,192

## 第7　一時保護

### 1　一時保護の機能

#### (1) 緊急保護

- ア　棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ　虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ　子どもの行動が自己又は他人の生命・身体・財産に危害を及ぼし、又はそのおそれがある場合
- エ　一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から児童福祉法第25条第1項に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

#### (2) アセスメント

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合

#### (3) 短期入所指導

子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、通所等の方法による支援が困難又は不適当であると判断される場合

### 2　保護実人員・延べ人員

令和6年度の一時保護児童の実人員は178人、延人員は2,990人となっている。

令和5年度と比べて実人員は58人の減、延人員は700人の減。一人当たりの平均保護日数は16.8日、一日当たりの平均保護児童数は8.2人となっている。(P27 参照)

### 3　一時保護委託

令和6年度は、児童福祉施設に123人(延人数3,376人)、里親に5人(延人数57人)を委託した。  
(P27 参照)

### 4　処理状況

令和6年度は、令和5年度繰越の5人と令和6年度に受理した182人を加えた187人のうち、178人について処置を決定した。内訳は「帰宅124人」「児童福祉施設入所16人」などとなっている。(P29 参照)

### 5　まとめ

令和6年度の一時保護状況は、過去9年間の平均と比較すると、保護実人員では6.9人の減、延人員では321.9人の減となっている。(P27 参照)

一時保護児童の相談種別ごとの状況は、前年度より非行相談のみが増加し、他の相談(養護、性格行動、不登校相談)は減少している。

なお、一時保護児童数は、令和5年度は200人を超えていたが、令和6年度は令和4年度以前の180人前後と同程度に戻っている。

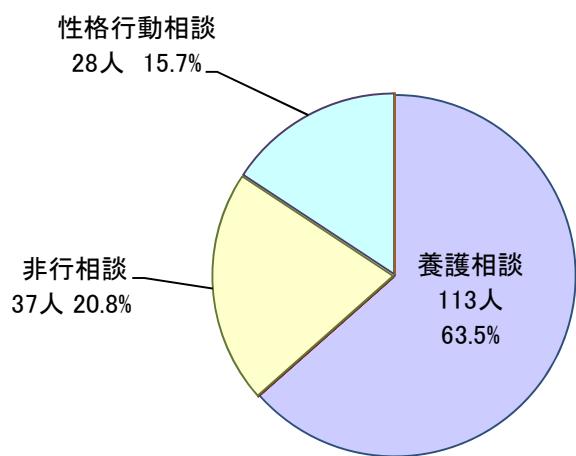
また、令和6年度の一時保護委託の実人員は、過去9年間の平均と比較すると26.2人増加しており、平成29年度以降100人を超えている。

## 1 一時保護状況

表 1

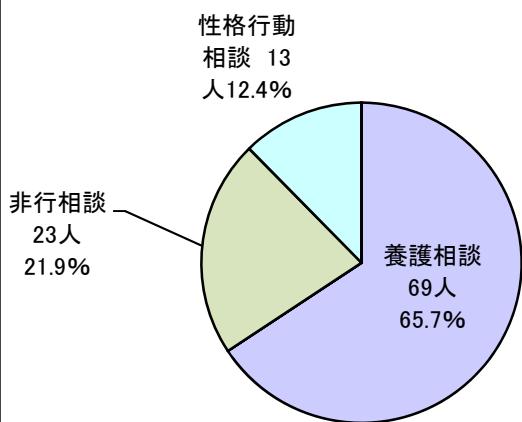
区分		保護児童定員	保護実児童数(相談別)						保護延児童数	保一護人日当り数	保一護日当り児童数平均	委託の状況							
			養護相談	心身障がい相談	非行相談	育成相談		その他				児童福祉施設	里親	警察等	その他	計			
						性格行動	不登校												
令和6年度	センター	20	69		23	13			105	1,955	18.6	5.4	82 (2148)	5 (57)		3 (141)	90 (2346)		
	一閑	10	17		1	13			31	456	14.7	1.2	28 (947)			12 (333)	40 (1280)		
	宮古	10	27		13	2			42	579	13.8	1.6	13 (281)			1 (5)	14 (286)		
	計	40	113		37	28			178	2,990	16.8	8.2	123 (3376)	5 (57)		16 (479)	144 (3912)		
	対前年比		▲ 58		6	▲ 5	▲ 1		▲ 58	▲ 700	1.2	-1.9	14	▲ 19		1	▲ 4		
令和5年度	対5年平均比		▲ 31.2	▲ 0.2	18.8	0.2	▲ 2.0	▲ 0.2	▲ 14.6	▲ 293.4	▲ 0.4	▲ 0.8	13.8	▲ 13.4		▲ 21.0	11.4		
	対9年平均比		▲ 24.0	▲ 0.3	15.9	3.6	▲ 1.6	▲ 0.4	▲ 6.9	▲ 321.9	▲ 1.3	▲ 0.9	24.9	▲ 10.8	▲ 0.1	12.2	26.2		
	センター	20	96		17	20			133	2,292	17.2	6.3	71 (2843)	15 (112)		9 (167)	95 (3122)		
	一閑	10	36		2	5			43	593	13.8	1.6	28 (806)			5 (126)	33 (932)		
令和4年度	宮古	10	39		12	8	1		60	805	13.4	2.2	10 (293)	9 (41)		1 (2)	20 (336)		
	計	40	171		31	33	1		236	3,690	15.6	10.1	109 (3942)	24 (153)		15 (295)	148 (4390)		
	センター	20	75		13	17			105	2,099	20.0	5.8	61 (2387)	3 (23)		1 (6)	65 (2416)		
	一閑	10	39		5				44	647	14.7	1.8	37 (1990)			2 (86)	39 (2076)		
令和3年度	宮古	10	23		5	3			31	338	10.9	0.9	12 (713)	1 (11)		13 (724)			
	計	40	137		23	20			180	3,084	17.1	8.4	110 (5090)	4 (34)		3 (92)	117 (5216)		
	センター	20	78		6	19	1		104	2,307	22	6	81 (2106)	10 (161)	1 (1)		92 (2268)		
	一閑	10	32		3	3			38	652	17	2	39 (1126)	5 (84)		1 (21)	45 (1231)		
令和2年度	宮古	10	12		2	4			18	566	31.4	1.6	4 (21)	3 (96)		7 (117)			
	計	40	122		11	26	1		160	3,525	22.0	9.7	124 (3253)	18 (341)	1 (1)	1 (21)	144 (3616)		
	センター	20	82		5	24	2		113	1,430	12.7	3.9	76 (1689)	10 (327)			86 (2016)		
	一閑	10	37		4	6			47	858	18.3	2.4	34 (964)	7 (59)			41 (1023)		
平成元年度	宮古	10	16		1	6			23	463	20.1	1.3	5 (196)				5 (196)		
	計	40	135		10	36	2		183	2,751	15.0	7.5	115 (2849)	17 (386)			132 (3235)		
	センター	20	90	1	9	12	6		118	1,759	14.9	4.8	52 (1854)	25 (499)			77 (2353)		
	一閑	10	43		5	3			51	997	19.5	2.7	31 (604)	3 (25)		5 (63)	39 (692)		
平成30年度	宮古	10	23		2	9		1	35	611	17.5	1.7	5 (246)	1 (2)			6 (248)		
	計	40	156	1	16	24	6	1	204	3,367	16.5	9.2	88 (2704)	29 (526)		5 (63)	122 (3293)		
	センター	20	93	1	12	6		1	113	2,039	18.0	5.6	69 (1341)	28 (373)		3 (95)	100 (1809)		
	一閑	10	52	1	7	2	1		63	897	14.2	2.5	23 (290)	5 (20)			28 (310)		
平成29年度	宮古	10	14		2	6			22	632	28.7	1.7	5 (112)	1 (6)			6 (118)		
	計	40	159	2	21	14	1	1	198	3,568	18.0	9.8	97 (1743)	34 (399)		3 (95)	134 (2237)		
	センター	20	57		17	22		2	98	1,830	19	5	67 (1300)	6 (34)			73 (1334)		
	一閑	10	39		1	12			52	787	15	2	18 (193)	3 (38)			21 (231)		
平成28年度	宮古	10	14		1				15	436	29	1	9 (236)				9 (236)		
	計	40	110		18	35		2	165	3,053	19	8	94 (1729)	9 (72)			103 (1801)		
	センター	20	73		15	5			93	1,938	21	5	49 (1143)	4 (43)		7 (180)	60 (1366)		
	一閑	10	26		10	9			45	484	11	1	16 (318)				16 (318)		
平成27年度	宮古	10	32		1	1	1		35	512	15	1	6 (65)				6 (65)		
	計	40	131		26	15	1		173	2,934	17	8	71 (1526)	4 (43)		7 (180)	82 (1749)		
	センター	20	72		24	12	2		110	2,681	24	7	53 (1202)	3 (44)			56 (1246)		
	一閑	10	26		6	5			37	789	21	2	11 (150)				11 (150)		
平成26年度	宮古	10	14		4				18	365	20	1	11 (150)				11 (150)		
	計	40	112		34	17	2		165	3,835	23	11	75 (1502)	3 (44)			78 (1546)		

(注)「委託の状況」欄の( )は延べ人数

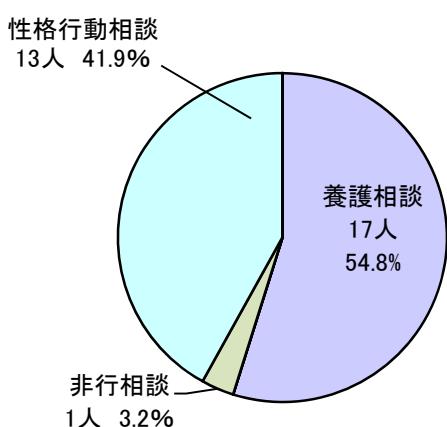


令和6年度相談種類別一時保護児童状況(実保護178人)

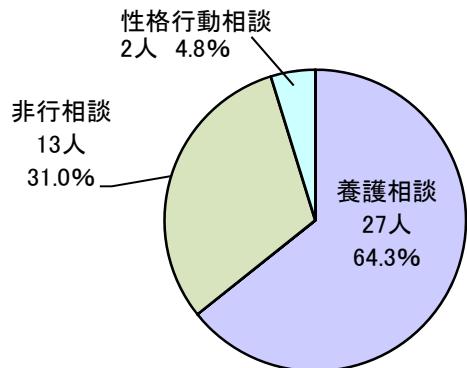
福祉総合相談センター 計105人



一関児童相談所 計31人



宮古児童相談所 計42人



## 2 一時保護処理状況

表2-1(所内保護分)

区分	相談所別	前年度末継続保護	受付(年度中)				処理(年度中)						年度末継続保護		
			0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	機他関の児童送相談所・	家庭裁判所送致	帰宅	その他			
養護	児童虐待	センター	2	4	23	23	8	4	4		35	14	57	1,083	3
		一関			8	3	2		1		10	2	13	159	
		宮古	1	5	6	1	4	1	1		12	3	17	373	
		小計	3	9	37	27	14	5	6		57	19	87	1,615	3
	その他	センター			7	4	2		1		10	1	12	223	1
		一関			2	2					2	2	4	42	
		宮古			4	4	2				10		10	72	
		小計			13	10	4		1		22	3	26	337	1
障がい	センター														
	一関														
	宮古														
	小計														
非行	センター	2		1	7	13	5	2		14	2	23	443		
	一関					1					1	1	1	13	
	宮古			8	3	2		1		12		13	103		
	小計	2		9	11	15	5	3		26	3	37	559		
育成	センター			7	5	4	4			9		13	206	3	
	一関			3	5	7	2	1		9	1	13	242	2	
	宮古				1	1				1	1	2	31		
	小計			10	11	12	6	1		19	2	28	479	5	
保健・その他	センター														
	一関														
	宮古														
	小計														
計		5	9	69	59	45	16	11		124	27	178	2,990	9	
延日数															

表2-2(委託保護分)

区分	相談所別	前年度未継続保護	受付(年度中)				警察等	委託解除(年度中)								年度末継続委託保護	委託解除後処理(年度中)								
			0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上		児童福祉施設				児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	計	延日数	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致
養護	児童虐待	センター	1	28	19	5	5	32	12	1	1	3	1	1	51	1,144	7	12			32	7	51		
		一関	4	9	8	1	8	9	6	4					5	24	809	6	7			14	3	24	
		宮古		8			1	1	7						1	9	238			1	7	1	9		
		小計	5	45	27	6	14	42	25	5	1	3	1	7	84	2,191	13	19		1	53	11	84		
	その他	センター	6	21	1	2	4	12	17						4	1	34	1,056		17	1		13	3	34
		一関	1	2	2	1		4	2							6	247		3			3		6	
		宮古		1	2			2	1							3	29		1			2		3	
		小計	7	24	5	3	4	18	20						4	1	43	1,332		21	1		18	3	43
障がい	センター				2						2					2	22			2				2	
	一関																								
	宮古																								
	小計				2						2					2	22			2				2	
非行	センター	1			1			1								1	2	105		1			1		2
	一関				1											1	1	87					1		1
	宮古			1				1								1	17					1		1	
	小計	1		1	2			2							2	4	209		1			3		4	
育成	センター	1						1									1	19		1					1
	一関					9				3					6	9	137		3				6		9
	宮古					1					1					1	2						1		1
	小計	1			10			1		3	1				6	11	158		4				7		11
保健・その他	センター																								
	一関																								
	宮古																								
	小計																								
計		14	69	33	13	28		63	45	8	4	3	5	16	144	3,912	13	45	1	3	74	21	144		
延日数								1,400	1,575		37	50	33	57	474	3,626									

### 3 市町村別一時保護状況（児童相談所保護分）

表3

相談所別	市町村名	養護	心身障がい	非行	育成		その他	計	市町村名	養護	心身障がい	非行	育成		その他	計	
					性格行動	不登校							性格行動	不登校			
福祉総合相談センター	盛岡市	35		16	4			55	矢巾町				1				1
	花巻市	6		1	3			10	西和賀町	1							1
	北上市	4		1	3			8	普代村								
	久慈市	1						1	軽米町								
	遠野市								洋野町	2				1			3
	二戸市	4						4	野田村				1				1
	八幡平市	2						2	九戸村								
	滝沢市	6			1			7	一戸町								
	零石町	1						1	県内管外								
	葛巻町	1						1	県外	1			3				4
一関児童相談所	岩手町																
	紫波町	5			1			6	小計	69			23	13			105
	一関市	8			10			18	住田町	1							1
	奥州市	4		1	1			6	県内管外								
	大船渡市	2						2	県外								
	陸前高田市																
宮古児童相談所	金ヶ崎町	2						2									
	平泉町				2			2	小計	17			1	13			31
	宮古市	12			1			13	岩泉町					1			1
	釜石市	5						5	県内管外								
	大槌町	6		2				8	県外								
山田町	山田町	4		11				15									
	田野畠村								小計	27			13	2			42
								合計	113				37	28			178

## 第8　里　　親

### 1 里親の状況（令和7年3月31日現在）

#### (1) 里親事業の概況

令和6年度は、新規里親登録数が17組、年度末現在の里親登録組数が211組であり、令和5年度末現在の登録組数から9組減少となった。

また、新規委託実児童数は5人で、年度末現在59組の里親に52人（震災関連3人含む。）の児童を委託しており、前年度比9人の減少となっている。（震災関連は同数）。

震災により両親や片親を亡くした児童を養育する親族（親族による養育里親を含む。）に対しては、里親認定後も定期的に訪問する等里親支援に努めた。また、沿岸被災地において県里親会が開催する里親サロンに協力した。

未委託里親には各種研修等への参加を促すとともに、施設に配置された里親支援専門相談員と分担し、未委託里親家庭を訪問したり、訪問が困難な場合には電話により情報交換や聞き取りをする等、里親家庭の状況把握に努めた。

未委託里親へは様々な研修会を開催し、育児体験のイメージを持たせる機会とした。委託里親への支援として、里親支援専門相談員等と連携し訪問等による養育支援や委託里親へ受託児童の年齢に応じた養育支援の参考となるよう、FCP（フォースタリング・チェンジプログラム）等、さまざまな里親トレーニング研修をフォースタリング機関が主催となり、共催した。

里親レスパイト・ケア事業について、12組の里親が利用した。

新規里親の開拓のために、養成研修（基礎研修及び登録前研修）を3箇所の児童相談所で分担して計21回実施したほか、里親制度周知のための里親出前講座を平成21年度から継続して実施している。

また、里親制度の普及・啓発及び新規里親開拓の取組として実施してきた里親制度説明会については、里親会やフォースタリング機関等の協力を得ながら実施した。

(2) 里親委託の状況

表1

区分			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
新規委託児童数	センター	10	18	9	12	5	6	7	8	5	5	5
	一関	7		2								
	宮古	1		1		1		1				
委託解除児童数	センター	23	37	14	24	6	12	8	15	9	14	14
	一関	8		5		3		2		3		
	宮古	6		5		3		5		2		
当委託該年度児童末数	センター	45	88	40	76	38	69	37	62	33	52	52
	一関	22		19		16		14		11		
	宮古	21		17		15		11		8		
(再掲)委託解除事由別	家庭引取り		センター	6	6	2	1			2		2
	養子縁組	センター										
		一関										
		宮古										
	特別養子縁組	センター	5	6	2	2	1	1	3	1	1	1
		一関	1							3		
		宮古										
	就職		センター	4	8	2	6	1	4	4	6	
			一関	2		1		1		1		
			宮古	2		3		2		1		
18歳経過(進学時)	センター		1	4	3	8			5	1	1	4
	一関		3		4					1		
	宮古				1					4		
	児童養護施設へ		センター	4	4	3	3			1		1
			一関									
			宮古									
	児童心理治療施設へ		センター									
			一関									
			宮古									
措置変更	児童自立支援施設へ		センター	1	2					1		1
			一関									
			宮古	1								
	その他		センター	2	7	2	3	3	5	1	1	3
			一関	2				1				
			宮古	3		1		1				

(3) 里親の分布状況

ア 児童相談所別・里親区分別

表2

区分	センター	一関	宮古	計
認定及び登録里親	126	53	32	211
登録	養育里親	111	47	29
	養子縁組里親	76	26	12
	専門里親	8	3	1
認定	親族里親	6	2	3
				11

イ 市町村別里親組数

表3

児童相談所別	市町村名	里親組数	児童相談所別	市町村名	里親組数
センター	盛岡市	47	一関	大船渡市	5
	花巻市	23		奥州市	23
	北上市	13		一関市	15
	久慈市	7		陸前高田市	4
	遠野市	1		金ヶ崎町	3
	二戸市	3		平泉町	0
	八幡平市	1		住田町	2
	滝沢市	7		盛岡市	1
	零石町	2		小計	
	葛巻町	0	宮古	宮古市	13
	岩手町	0		釜石市	11
	紫波町	6		大槌町	2
	矢巾町	8		山田町	2
	西和賀町	1		田野畠村	1
	普代村	0		岩泉町	3
	軽米町	1	小計		32
	野田村	0	合計		211
	九戸村	0			
	洋野町	5			
	一戸町	1			
小計		126			

(4) 年度別里親認定及び登録及び辞退数

表4

(単位:組)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新規認定及び登録数	22	15	26	15	30	8	33	15	20	17
辞 退 数	23	24	24	8	15	20	10	11	20	26
認定及び登録里親数	190	181	183	190	205	193	216	220	220	211
委 託 里 親 数	80	70	76	77	79	69	63	55	54	47

(5) 年齢階級別里親委託児童数

表5

(単位:人)

区分	委 託 児 童 数												
	0 歳		1 ~ 6 歳		7 ~ 12 歳		13 ~ 15 歳		16 歳以上		男計	女計	合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
センタ一	0	0	3	6	4	8	1	3	4	4	12	21	33
一 関	0	0	1	0	5	1	1	0	1	2	8	3	11
宮 古	0	0	0	1	1	2	0	0	2	2	3	5	8
計	0	0	4	7	10	11	2	3	7	8	23	29	52

(6) 委託期間

表6

(単位:人)

区分	委 託 児 童 数												
	1 年未満		1 ~ 2 年		3 ~ 4 年		5 ~ 9 年		10 年以上		男計	女計	合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
センタ一	2	3	1	4	4	1	2	9	3	4	12	21	33
一 関	0	0	0	0	2	0	5	2	1	1	8	3	11
宮 古	0	0	0	2	0	1	1	0	2	2	3	5	8
計	2	3	1	6	6	2	8	11	6	7	23	29	52

## 2 一時里親事業(昭和58年度～県単独事業)

一時里親事業は、県内の児童養護施設に入所中の児童のうち、家庭の事情等により一時帰宅できない児童を対象に、里親に5日間の範囲内で預けて家庭生活を体験させることにより、児童の情緒の安定を図るとともに里親の児童養育への関心を高め、もって要保護児童の福祉の向上を図ることを目的に実施している。

過去5年間の実施状況を見ると、令和元年度に大幅に増加したが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、夏季は中止、冬季は限定しての実施となり、大幅に減少している。令和3年度以降は、感染症対策に留意しながら夏季・冬季ともに実施した。

表7

年度別	相談所別	夏 季		冬 季		計		年 齢 别 委 託 児 童 数								男計	女計	合計			
		里親	児童	里親	児童	里親	児童	幼 児		小 学 生		中 学 生		そ の 他							
								男	女	男	女	男	女	男	女						
令和2年度	センター	8	10	14	18	22	28	2	1	6	8	3	0	4	4	15	13	28			
	一 関	0	0	3	4	3	4	0	0	1	0	1	0	2	0	4	0	4			
	計	8	10	17	22	25	32	2	1	7	8	4	0	6	4	19	13	32			
令和3年度	センター	15	18	15	16	30	34	2	0	4	8	1	1	4	1	11	10	21			
	一 関	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1			
	計	15	18	16	17	31	35	2	0	4	8	1	1	5	1	12	10	22			
令和4年度	センター	14	15	15	16	29	31	0	0	8	11	0	6	6	0	14	17	31			
	一 関	0	0	4	4	4	4	0	0	2	1	1	0	0	0	3	1	4			
	計	14	15	19	20	33	35	0	0	10	12	1	6	6	0	17	18	35			
令和5年度	センター	15	18	15	16	30	34	2	0	4	8	1	1	4	1	11	10	21			
	一 関	6	6	6	6	12	12	0	2	2	3	1	0	2	2	5	7	12			
	計	21	24	21	22	42	46	2	2	6	11	2	1	6	3	16	17	33			
令和6年度	センター	14	15	15	16	29	31	0	0	8	11	0	6	6	0	14	17	31			
	一 関	6	6	1	1	7	7	0	1	0	3	1	0	1	1	2	5	7			
	計	20	21	16	17	36	38	0	1	8	14	1	6	7	1	16	22	38			

注)宮古児童相談所管内分はセンターで対応している。

## 3 里親委託推進・支援等事業(平成18年度～国庫補助事業)

施設から里親への委託を総合的に推進し、里親を支援するため、次のとおり里親委託推進・支援等事業(以下「事業」という。)に取り組んだ。

- (1) 事業の企画・実施・関係機関との連絡調整の中心となる「里親委託推進員」を福祉総合相談センターに配置するとともに里親委託推進員、児童相談所の里親担当職員、里親及び施設の職員からなる「里親委託等推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、2回開催した。
- (2) 委員会では、①里親委託率の向上 ②里親登録者の確保 ③人材の育成・確保 ④マッチングについて取り組むことを決めるとともに事業の成果と課題を確認した。
- (3) 令和6年度の成果として、①里親研修の体系化を図り、フォスタリング機関と連携して実施したこと。その中で、FCP(フォスタリングチェンジプログラム)研修や里親登録後の研修についてはフォスタリング機関を主催とし、共催しながら充実化を図った。また、②啓発活動のパネル展、制度説明会についてもフォスタリング機関と連携し各地で実施したこと、③新規里親希望者に対して丁寧なインテークを心がけ、里親制度の趣旨を理解してもらうよう努めた。
- (4) 研修の内容は以下のとおり。里親登録後すぐの里親向けに「赤ちゃんのお世話体験」、「初めての子どもを迎える前に準備すること」、「特別養子縁組希望者研修～家族を迎える」。未委託里親向けに「子どものいる暮らし」、「個別トレーニング研修」。全里親向けに「ウェルカムノートを作ろう」、「子どもとの良い関係をつくるコミュニケーション」。委託中里親向けに「知っておきたい自立のための知識」、「子どもの育ちをつなぐワークショップ」、「フォスタリングチェンジ・プログラム」。いずれもそれぞれの里親のニーズに合わせ、具体的に役立つ内容とした。

## 第9 特 別 事 業

### 1 岩手県児童養育支援ネットワーク事業

本事業は、県内における児童の心身ともに健やかな成長を支え、虐待を含む保護を要する児童の早期発見や適切な対応等を図るため、児童家庭相談に関わる関係機関の情報の共有及び県民に対する意識啓発や地域の支援体制等の整備促進を行うことを目的としている。

#### (1) 事業内容

##### ・ 要保護児童対策推進事業

地域で活動する児童家庭相談援助関係者に対し、専門研修を実施するとともに、啓発活動を行うなど、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりの推進を目的とした事業である。

#### (2) 令和6年度事業実績

##### 要保護児童対策専門研修の実施状況

相談 所別	開催 地区名	開催年月日・会場・参集人員	内 容
福祉 総合 相談 センター	県 北 地 域	令和6年6月18日(火) 久慈地区合同庁舎(19人)	講義 第1回子ども虐待コミュニティプロジェクト研修 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	盛 岡 地 域	令和6年6月25日(火) 福祉総合相談センター(26人)	講義 第1回子ども虐待コミュニティプロジェクト研修 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	遠野	令和6年8月2日(金) 遠野市役所本庁舎(47人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	北上	令和6年8月26日(月) 北上市 hoKko (105人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	盛岡	令和6年9月11日(水) 盛岡プラザおでって(53人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	花巻	令和6年9月20日(金) 花巻市保健センター(46人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	洋野	令和6年9月25日(水) 洋野町役場種市庁舎(18人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	八幡平	令和6年9月30日(月) 八幡平市役所(34人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	盛 岡 地 域	令和6年10月8日(火) 福祉総合相談センター(20人)	講義 第2回子ども虐待コミュニティプロジェクト研修 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	県 北 地 域	令和6年10月16日(水) 久慈地区合同庁舎(12人)	講義 第2回子ども虐待コミュニティプロジェクト研修 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	滝沢	令和6年10月22日(火) 滝沢ふるさと交流館(27人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	雫石	令和6年10月29日(火) 雫石町総合福祉センター(23人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	軽米	令和6年11月13日(水) 軽米町文化センター(11人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	矢巾	令和6年11月26日(火) 矢巾町さわやかハウス(27人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員

	紫波	令和6年11月27日(水) 紫波町情報交流館(53人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	紫波	令和6年12月3日(火) 紫波町情報交流館(35人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	二戸	令和6年12月12日(木) 二戸市総合福祉センター(18人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	滝沢	令和6年12月25日(水) 滝沢ふるさと交流館(26人)	講義 こども虐待・家庭相談等多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	各地区	その他、各市町村の要保護児童対策研修会や民生委員研修の機会等に、各機関の依頼に応え、児童虐待の通告対応や防止、早期発見・早期対応に関する研修を行った。	
一 関 児 童 相 談 所	一 関	令和7年2月17日(月) 一関保健センター(20人)	講義 「子どもの問題行動対応～愛着の基地を作る関り」 講師 一関児童相談所職員
		令和7年2月20日(木) 川崎市民センター(11人)	講義 「子どもの問題行動対応～愛着の基地を作る関り」 講師 一関児童相談所職員
	大船渡	令和7年2月19日(水) 大船渡市防災センター(41人)	講義 「子どもの問題行動対応～愛着の基地を作る関り」 講師 一関児童相談所職員
	各地区	各市町の要保護児童対策地域協議会、代表者会議、実務者会等において、児童虐待に関する研修の機会を持った。	
宮 古 児 童 相 談 所	管轄 全市町村	令和6年9月18日(水) 宮古児童相談所(11人)	講義 児童相談所の機能について (一時保護、心理司、福祉司) 講師 宮古児童相談所職員
	管轄 全市町村	令和6年11月19日(火) 宮古児童相談所(13人)	講義 こども家庭センターについて、情報交換 講師 宮古市、釜石市、山田町、大槌町
	管轄 全市町村	令和7年1月18日(土) 宮古児童相談所(12人)	講義 Wellbeing Plan(伝達研修) 事例検討 講師 宮古児童相談所、提出市町村
	各地区	各市町村の要保護児童対策地域協議会代表者会議等において、児童虐待に関する研修の機会を持った。	

## 2 家庭支援相談事業

- (1) 家庭支援相談(子育てテレフォン)事業(福祉総合相談センターにおいて実施)  
平成3年10月1日に家庭支援相談事業「子育てテレフォン」を開設し、今年度で33年を経過している。  
令和6年度の相談件数は172件となっており、月別の相談受付件数は、下記アに示したとおりである。  
受付件数を月平均で見ると14.33件で、一日平均では0.47件となっている。

### ア 相談内容

相談内容	育児・しつけ	性格行動	養護	その他	不登校	触法・ぐ犯	障がい	計
件 数	7	52	28	44	16	16	9	172
構成比 (%)	4.1	30.2	16.3	25.6	9.3	9.3	5.2	100.0

イ 月別相談受付状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	10	17	21	13	13	18	14	9	12	18	13	14	172

ウ 曜日別の状況

曜 日	月	火	水	木	金	土	日	計
件 数	40	32	34	32	24	2	8	172

エ 時間帯別の状況

時間数	件数	時間数	件数	時間数	件数
5分未満	11	25分以上	15	50分以上	1
5分以上	28	30分以上	12	55分以上	0
10分以上	34	35分以上	4	60分以上	6
15分以上	30	40分以上	3	90分以上	1
20分以上	23	45分以上	4	計	172

オ 相談者の状況

区分	母親	父親	祖父	祖母	親戚	知人	児童本人	その他	計
件数	105	31	1	10	3	2	4	16	172

カ 居住地別の状況

区 分	管 内	管 外	不 明	県 外	計
件 数	133	12	26	1	172

キ 対応の状況

区分	助言指導	他機関あつせん・紹介				要面接	その他の	計
		他児相	学 校	病 院	その他の			
件数	148	0	0	0	6	9	9	172

### 3 ふれあい心の友（メンタル・フレンド）訪問援助事業（福祉総合相談センターにおいて実施）

ひきこもり・不登校児童に対し、児童福祉司による指導の一環として、児童の兄や姉に相当する世代の大学生等をその家庭に派遣して、児童とのふれあいを通じて、児童福祉の向上を図ることを目的とした事業である。

(1) 事業の実施期間

令和6年4月～令和7年3月

(2) メンタル・フレンドの登録数 9人

(3) 実績

- ・ 要援護児童数 2人
- ・ メンタル・フレンド数 2人
- ・ 活動日数（延べ） 5日

(4) 実施した結果

昨年度からの継続ケース1件、新規ケース1件に派遣。新規ケース1件は来年度も派遣を継続する予定。

### 4 治療的グループ（MCG・DKT等）事業

虐待が懸念されるケースについて、保護者指導の一環として具体的な養育方法を伝達することで養育の改善を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的に実施している。

(1) MCG（福祉総合相談センターで実施していたが令和6年度で終了）

ア 事業の実施期間

令和6年4月～令和7年3月（計10回実施）

イ 参加メンバーの登録数 1人

ウ 実績 参加延べ人数 10人

エ 実施した結果

子育ての悩みを語り、保護者自身の気持ちを振り返る場となっている。

(2) DKT（どならない子育て練習法）（福祉総合相談センター及び宮古児童相談所）

	福祉総合相談センター	宮古児童相談所
事業の実施期間、回数	令和6年4月～令和7年3月 (計23回実施)	令和6年4月～令和7年3月 (計12回実施)
参加メンバーの登録数	9人	3人
実績 参加延べ人数	35人	18人
実施した結果	日常的な出来事を取り上げてロールプレイ等で確認することで、参加者が子育てについて振り返り、適切な関わり方を学ぶ機会となっている。	

(3) 精研式ペアレントトレーニング（一関児童相談所及び宮古児童相談所）

	一関児童相談所	宮古児童相談所
事業の実施期間、回数	令和6年4月～令和7年3月 (計13回実施)	令和6年4月～令和7年3月 (計2回実施)
参加メンバーの登録数	7人	2人
実績 参加延べ人数	25人	4人
実施した結果	子どもの行動に焦点を当て、好ましくない行動を減らし、好ましい行動を増やす関わりを学ぶ機会となっている。	
	ロールプレイでの練習や宿題の確認を通じて、子どもの肯定的な関りや問題行動への対応について学ぶ機会となっている。	

### III 女 性 相 談

## 目 次

第 1 女性相談（女性支援事業）の概況及び業務	
1 岩手県における女性相談支援センター及び女性相談支援員の設置状況	4 2
2 業務内容	4 2
第 2 女性相談の状況	4 3
1 電話相談の状況	4 3
2 来所相談の状況	4 4
第 3 一時保護の状況	4 6
1 一時保護の推移	4 6
2 利用者の状況	4 6
第 4 配偶者暴力相談支援センターの状況	4 7
1 配偶者暴力相談支援センターの業務	4 7
2 相談事業について	4 7
3 関係機関との連携及び啓発活動	4 7
4 保護命令に関する書面提出の状況	4 7

## 第1 女性相談（女性支援事業）の概況及び業務

### 1 岩手県における女性相談支援センター及び女性相談支援員の設置状況

#### （1）女性相談支援センター

女性相談支援センターは令和5年度まで婦人相談所として「売春防止法」（昭和31年法律第118号）に基づき設置され、要保護女子の転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護に関する事項について、啓発活動、相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び婦人保護施設への入退所決定の業務を行ってきた。

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が施行され、婦人相談所の名称が女性相談支援センターに改称された。対象女性の立場に立った相談、一時保護、医学的・心理学的な援助、自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行うこととなった。

本県においては、平成13年4月から岩手県婦人相談所が岩手県福祉総合相談センターに統合され、児童女性部女性相談課が女性相談支援センターの機能を担っている。

#### （2）女性相談支援員

女性相談支援員は、岩手県福祉総合相談センター及び各市福祉事務所に設置されている。

ア 岩手県福祉総合相談センター 2人

イ 各市福祉事務所（計） 22人

### 2 業務内容

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性相談支援センターとしての業務に加え、平成14年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）による配偶者暴力相談支援センターとして、暴力被害女性への支援を行っている。

さらに、平成16年12月からは人身取引対策行動計画、平成25年6月からはストーカー規制法、平成29年4月からはアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策により、被害者への支援を行っている。

具体的な業務は以下のとおり。

#### （1）電話相談

月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）

9時00分～16時00分

#### （2）来所相談

月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）

9時00分～16時00分

#### （3）一時保護

#### （4）女性自立支援施設への入所決定及び廃止

#### （5）関係機関との連携

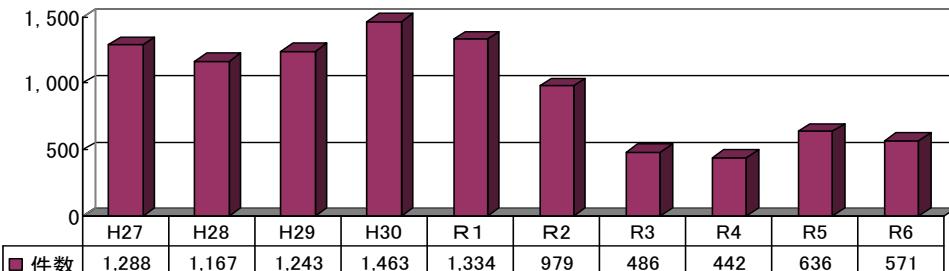
- ・ 会議及び研修会の開催
- ・ 各種連絡会議への出席

## 第2 女性相談の状況

### 1 電話相談の状況

#### (1) 相談受付件数の推移

令和6年度の電話相談件数は571件で、前年度より65件減少した。



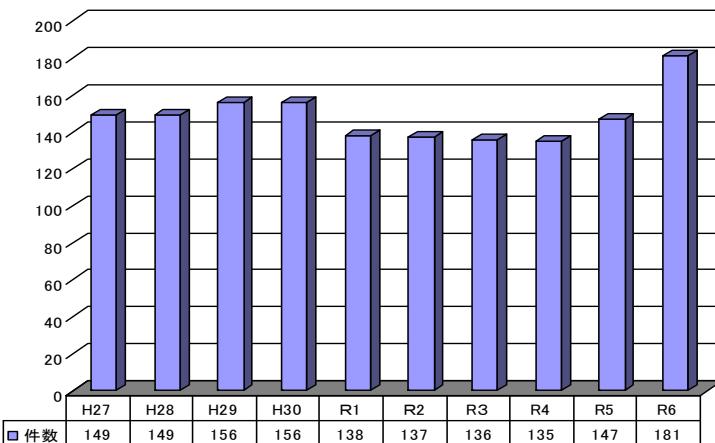
#### (2) 主訴

		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	
人間関係	夫等	夫等の暴力	137	31.0%	214	33.6%	154	27.0%
		酒乱・薬物中毒	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%
		離婚問題	55	12.4%	83	13.1%	48	8.4%
		その他	24	5.4%	33	5.2%	41	7.2%
	子ども	子どもの暴力	10	2.3%	7	1.1%	3	0.5%
		養育困難	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%
		その他	13	2.9%	27	4.2%	29	5.1%
	親族	親の暴力	15	3.4%	30	4.7%	30	5.3%
		その他親族の暴力	10	2.3%	9	1.4%	20	3.5%
		その他	21	4.8%	25	3.9%	29	5.1%
	交際相手	交際相手からの暴力	12	2.7%	18	2.8%	29	5.1%
		同性交際相手からの暴力	0	0.0%	0	0.0%	4	0.7%
		その他	1	0.2%	5	0.8%	11	1.9%
経済関係	家庭不和	10	2.3%	2	0.3%	3	0.5%	
	その他の者の暴力	6	1.4%	3	0.5%	8	1.4%	
	男女問題	2	0.5%	1	0.2%	3	0.5%	
	ストーカー被害	9	2.0%	11	1.7%	9	1.6%	
	その他	26	5.9%	51	8.0%	42	7.4%	
	住居問題	5	1.1%	2	0.3%	4	0.7%	
	帰住先なし	4	0.9%	16	2.5%	19	3.3%	
	生活困窮	9	0.9%	6	2.5%	4	0.7%	
	借金・サラ金	3	0.7%	1	0.2%	1	0.2%	
	求職	2	0.5%	4	0.6%	0	0.0%	
医療関係	その他	2	0.5%	2	0.3%	1	0.2%	
	病気	2	0.5%	2	0.3%	6	1.1%	
	精神的問題	60	13.6%	76	11.9%	62	10.9%	
	妊娠・出産	3	0.7%	5	0.8%	4	0.7%	
不純異性交遊	その他	1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%	
	壳春強要	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	ヒモ・暴力団関係	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	5条違反	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	人身取引	0	0.0%	2	0.3%	1	0.2%	
	合計	442	100.0%	636	100.0%	571	100.0%	

## 2 来所相談の状況

### (1) 相談実人員の推移

令和6年度に受け付けた来所相談の実人員は181人で、前年度より34人増加した。



### (2) 主訴

		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
人間関係	夫等	夫等の暴力	74	50.0%	72	54.8%	96	53.0%
		酒乱・薬物中毒	1	0.0%	0	0.7%	3	1.7%
		離婚問題	37	28.7%	34	27.4%	25	13.8%
		その他	2	3.7%	6	1.5%	3	1.7%
	子ども	子どもの暴力	1	0.0%	3	0.7%	3	1.7%
		養育困難	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
		その他	1	1.5%	1	0.7%	3	1.7%
	親族	親の暴力	7	4.4%	12	5.2%	13	7.2%
		その他親族の暴力	1	1.5%	0	0.7%	3	1.7%
		その他	2	0.0%	6	1.5%	3	1.7%
交際相手	交際相手	交際相手からの暴力	1	0.0%	3	0.7%	3	1.7%
		同性交際相手からの暴力	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
		その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		家庭不和	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他の者の暴力	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
		男女問題	0	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
		ストーカー被害	0	1.5%	2	0.0%	3	1.7%
		その他	2	0.7%	0	1.5%	2	1.1%
		住居問題	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
		帰住先なし	0	0.0%	2	0.0%	10	5.5%
経済関係	生活困窮	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	借金・サラ金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	求職	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
医療関係	病気	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	精神的問題	6	7.4%	4	4.4%	8	4.4%	
	妊娠・出産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	その他	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	
不純異性交遊		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
売春強要		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
ヒモ・暴力団関係		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
5条違反		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
人身取引		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
合計		135	100.0%	147	100.0%	181	100.0%	

(3) 年齢階級

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
18歳未満	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
18～19歳	1	0.7%	5	3.4%	4	2.2%
20～29歳	22	16.3%	20	13.6%	23	12.7%
30～39歳	33	24.4%	33	22.4%	52	28.7%
40～49歳	39	28.9%	47	32.0%	60	33.1%
50～59歳	17	12.6%	21	14.3%	27	14.9%
60歳以上	22	16.3%	21	14.3%	15	8.3%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	135	100.0%	147	100.0%	181	100.0%

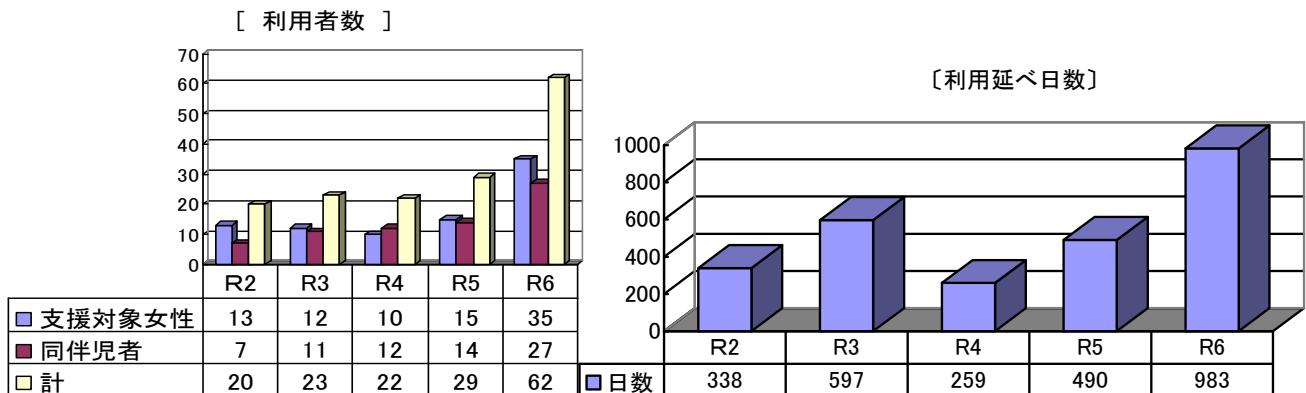
(4) 相談の処理状況

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
助言指導	133	97.8%	133	98.5%	181	100.0%
その他の機関・施設へ	3	2.2%	2	1.5%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	136	100.0%	135	100.0%	181	100.0%

### 第3 一時保護の状況

#### 1 一時保護の推移

令和6年度の支援対象女性の一時保護利用者数は35人（前年度からの継続除く。支援対象女性と同伴児者の合計は27人）、利用延日数は983日（前年度からの継続含む）となった。



#### 2 利用者の状況

##### (1) 主訴

令和6年度は、20人が夫等からの暴力被害女性であった。

人間関係		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
	夫等の暴力	10	100.0%	10	66.7%	20	57.1%
	子どもの暴力	0	0.0%	0	0.0%	2	5.7%
	親の暴力	0	0.0%	3	20.0%	1	2.9%
	その他親族の暴力	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%
	交際相手からの暴力	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%
	ストーカー被害	0	0.0%	0	0.0%	3	8.6%
	家庭不和	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	帰住先なし	0	0.0%	2	13.3%	6	17.1%
	不純異性交遊	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	10	100.0%	15	100.0%	35	100.0%

##### (2) 一時保護退所後の状況

令和6年度の退所先は女性自立支援施設、自立、帰郷が各8人（22.9%）。帰宅、他の社会福祉施設とともに3人（8.6%）であった。

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
	女性自立支援施設へ入所	2	20.0%	4	25.0%	8	22.9%
	自立	0	0.0%	4	25.0%	8	22.9%
	帰宅	1	10.0%	3	18.8%	3	8.6%
	帰郷	3	30.0%	0	0.0%	8	22.9%
	入院	0	0.0%	1	6.3%	1	2.9%
	他の女性相談支援センターへ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	民間団体へ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	母子生活支援施設へ	2	20.0%	0	0.0%	2	5.7%
	他の社会福祉施設へ	1	10.0%	3	18.8%	3	8.6%
	入国管理局へ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	1	6.3%	1	2.9%
	合計	9	90.0%	16	100.0%	34	97.1%
	次年度へ継続	1	10.0%	0	0.0%	1	2.9%

## 第4 配偶者暴力相談支援センターの状況

### 1 配偶者暴力相談支援センターの業務

当センターは「配偶者暴力相談支援センター」として指定を受けており、次のような業務を行っている。

- (1) 相談又は相談機関の紹介
- (2) 医学的又は心理的な指導その他必要な指導
- (3) 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- (4) 自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- (5) 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

### 2 相談事業について

#### (1) 電話相談

- ア 月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）  
9時00分～16時00分、17時45分～21時40分
- イ 土曜日・日曜日・祝祭日（12月29日から1月3日までを除く。）  
9時00分～21時40分

#### (2) 専門相談

- DV被害女性をはじめとする相談者が抱える複雑な問題に対応するため、精神科嘱託医及び弁護士による専門相談を実施した。
- ア 精神科嘱託医相談 每月第2・第4金曜日（通年） 45件
  - イ 女性法律相談 每月第2水曜日（通年） 25件

### 3 関係機関との連携及び啓発活動

#### (1) 配偶者暴力防止連絡会議

関係機関との情報交換等を行うため、県内の各DVセンターが開催した配偶者暴力防止連絡会議に参加した。（※構成機関：DVセンター、警察署、福祉事務所、町村、地域包括支援センター、教育委員会、弁護士、関係施設・団体等）

令和6年度は8回参加した。

#### (2) DV相談担当職員専門研修

配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の保護支援を適切に行うため、関係職員の専門研修を年2回実施している。（※女性支援事業啓発セミナーと同日開催）

### 4 保護命令に関する書面提出の状況

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第14条第2項に基づき、裁判所に書面提出を行う。

令和6年度は1件。

## IV 身体障がい者相談

## 目 次

### 第1 概 况

1 業務の概要	4 9
2 相談・判定	4 9

### 第2 更生相談・判定の状況 ..... 5 0

1 相談・判定の状況	5 0
2 来所相談の状況	5 1
3 巡回相談の状況	5 1
4 補装具の判定状況	5 2
5 更生医療の判定状況	5 2
6 身体障害者手帳交付状況	5 3

### 第3 地域リハビリテーション推進事業 ..... 5 4

# 第1概況

## 1 業務の概要

- (1) 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談指導
- (2) 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定
  - ア 補装具の判定、処方及び適合判定
  - イ 自立支援医療(更生医療)の給付の要否判定
- (3) 市町村が行う援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、情報提供その他必要な援助及びこれに付随する業務
- (4) 身体障がい者支援施設(旧身体障がい者療護施設)の入所調整
- (5) 身体障がい者地域リハビリテーションの推進
- (6) 身体障害者手帳交付事務
- (7) 特別障害者手当、障害者福祉手当の医学的審査

## 2 相談・判定

- ◆ 一般更生相談 ..... 毎日
- ◆ 医学判定（要予約）
  - 身体障害者手帳診断
    - ・ 整形外科 ..... 隨時
    - ・ 耳鼻咽喉科・補聴器 ..... 月1回
  - 補装具相談(要否・適合判定) ..... 月1回(来所)  
年19回(巡回)
  - 書面審査
    - ・ 眼科 ..... 月1回
    - ・ 内科 ..... 月2回
    - ・ 泌尿器科 ..... 月2回
    - ・ 免疫 ..... 隨時
    - ・ 肝臓等 ..... 隨時
    - ・ 整形外科 ..... 月4～5回
    - ・ 補装具 ..... 月2回

## 第2 更生相談・判定の状況

<福祉行政報告例より>

### 1 相談・判定の状況

利用者(取扱人員)は4,558人で、相談件数は4,261件、判定2,486件となっている。

(延人数、延件数)

取扱人員	相談内容							計	
		更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他		
							身体障害者手帳	一般相談等	
来所	4,388	339	1,769	0	7	12	1,219	1,045	4,391
巡回	170	0	230	0	0	0	0	0	230
計	4,558	339	1,999	0	7	12	1,219	1,045	4,621

(件)

	判定内容							計	判定書交付		
	医学的判定			心理学的 判定	職能的 判定	その他					
	手帳交付	更生医療	補装具			特障手当等	障害程度審査会				
来所	0	351	690	0	0	1	1,219	2,261	1,042		
巡回	0	0	225	0	0	0	0	225	225		
計	0	351	915	0	0	1	1,219	2,486	1,267		

(相談の年次推移)

年度	取扱人員	相談内容						計
		更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他	
H28	4,470	525	2,086	3	15	12	1,849	4,490
H29	4,252	454	1,913	1	7	16	1,870	4,261
H30	4,092	310	1,895	2	1	6	1,898	4,112
R1	3,980	326	1,963	2	0	6	1,695	3,992
R2	3,896	305	1,808	0	0	8	1,790	3,911
R3	4,043	331	1,634	1	2	15	2,080	4,063
R4	3,966	305	1,728	0	2	0	1,951	3,986
R5	3,965	338	1,679	0	0	0	1,966	3,983
R6	4,558	339	1,999	0	7	12	2,264	4,621

(判定の年次推移)

年度	判定内容							判定書交付	
	医学的判定			心理判定	職能判定	その他	計		
	手帳交付	更生医療	補装具						
H28	14	514	1,640	0	0	1,125	3,293	2,099	
H29	7	433	1,531	0	0	991	2,962	1,957	
H30	10	307	1,489	0	0	991	2,797	1,795	
R1	9	328	1,456	0	0	831	2,624	1,790	
R2	2	314	1,215	0	0	1,114	2,645	1,531	
R3	4	310	1,106	0	0	1,328	2,748	1,420	
R4	5	288	1,072	0	0	1,184	2,549	1,366	
R5	1	318	938	0	0	1,103	2,360	1,257	
R6	0	351	915	0	0	1,220	2,486	1,267	

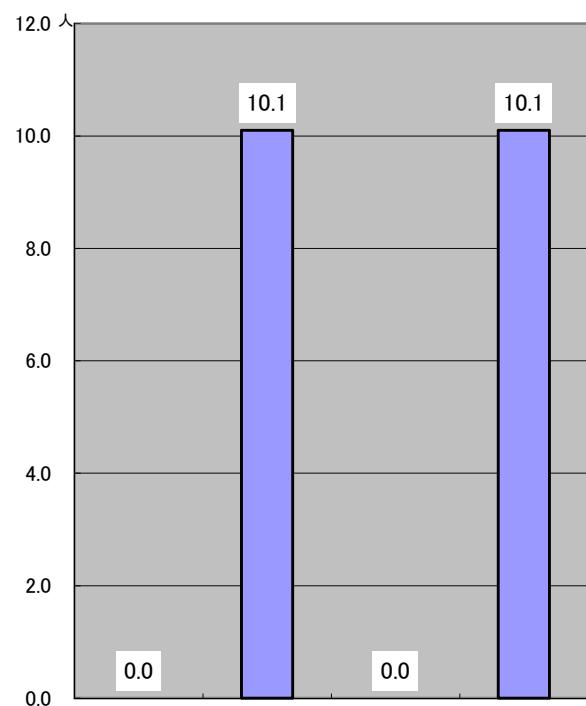
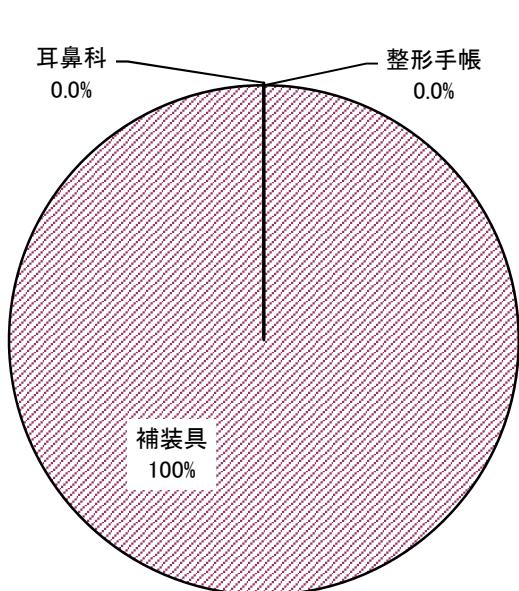
※ 1 来所には、書面による更生医療、身障手帳等級判定等を含む。

2 身障手帳に係る障害程度審査については、「その他」に含む。(業務概要のみの取扱い)

## 2 来所相談の状況

来所相談は、義肢・装具等補装具12回を実施した。耳鼻科は実績がなかったため、全て義肢・装具等補装具に関するものとなっている。

科	整形外科	義肢・装具等補装具	耳鼻科	合計
	身障手帳			
実施回数(回)	0	12	0	12
相談人員(人)	0	121	0	121
判定件数(件)	0	156	0	156



## 3 巡回相談の状況

巡回相談は、義肢・装具等補装具について18回実施した。19回の予定であったが、災害のため1回が中止となつた。

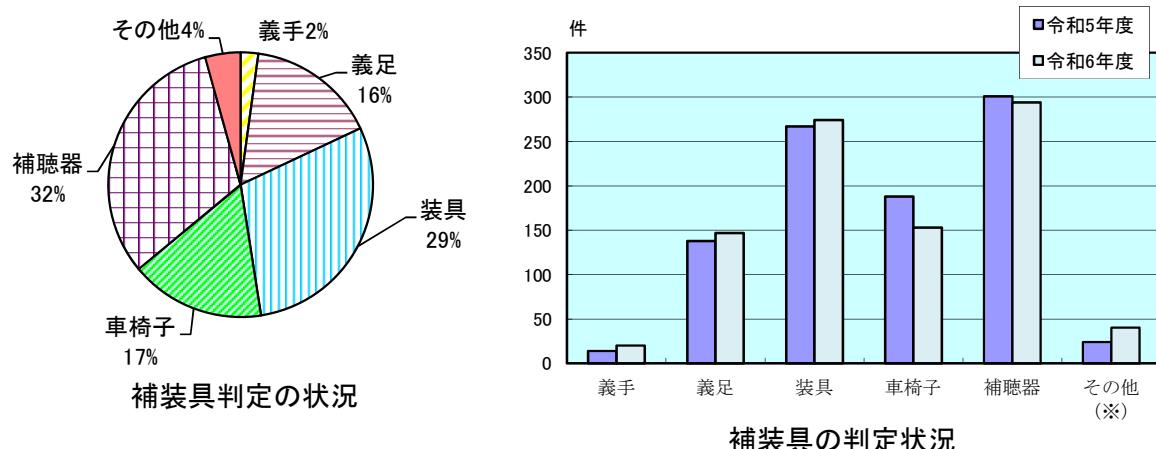
科	相 談		判 定				
	実施回数	相談人員	手帳交付	更生医療	補装具	その他	計
義肢・装具等	18	170	0	0	225	0	225
計	18	170	0	0	225	0	225

#### 4 補装具の判定状況

補装具は、来所・巡回相談及び書面により購入の要否、修理及びその適合の判定を行った。その結果、購入・修理の必要があると判定されたもの又は適合の判定を受けたものの内訳は、書面532件(57.3%)、巡回相談238件(25.6%)、来所相談158件(17.1%)の計932件で前年度(932件)より4件減少した。

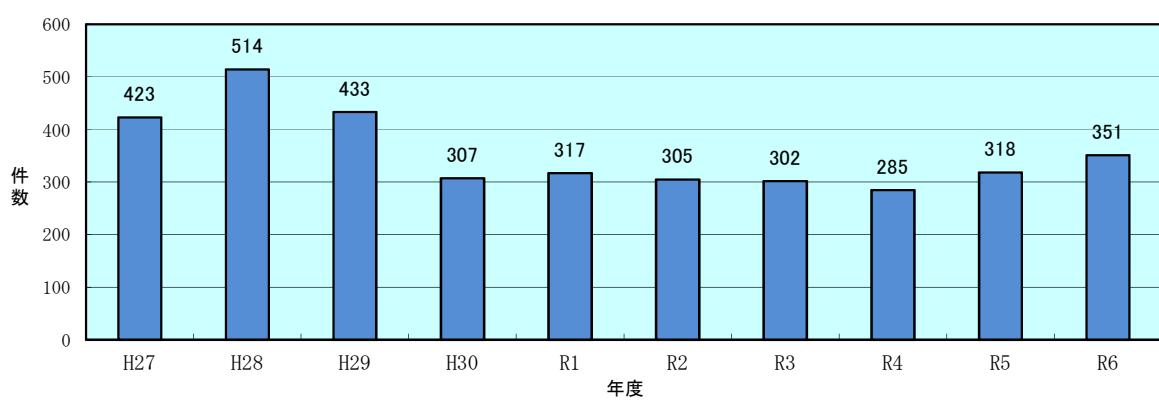
種類	来所			巡回			書面		合計		
	要否	修理	適合	要否	修理	適合	要否	修理	要否	修理	適合
義手	5	2	3	6	1	0	2	1	13	4	3
義足	36	30	14	35	24	0	3	5	74	59	14
装具	25	0	5	118	2	0	124	0	267	2	5
車椅子	32	1	4	44	1	0	71	0	147	2	4
補聴器	0	0	0	0	0	0	291	3	291	3	0
その他(※)	1	0	0	7	0	0	29	3	37	3	0
合計	99	33	26	210	28	0	520	12	829	73	26
	158			238			532		928		

(※) 座位保持装置、意思伝達装置、起立保持具、座位保持椅子、頭部保持具、歩行器、歩行補助杖、眼鏡等



#### 5 更生医療の判定状況

区分	肢體不自由		聴覚・言語・その他		内部障害						合計
	新規	変更・延長	新規	変更・延長	腎臓		心臓		肝臓		
内容	新規	変更・延長	新規	変更・延長	新規	変更・延長	新規	変更・延長	新規	変更・延長	
件数	6	9	2	1	57	248	23	3	0	2	351



## 6 身体障害者手帳交付状況

<身障手帳交付等管理システムより>

身体障害者手帳交付事務のうち、新規申請及び再交付申請(程度変更・再認定・障害名追加等、等級認定に係る再交付)による身体障害者手帳の交付、県内転入・県外転出・死亡等による手帳返還等の処理を行っており、写真更新、破損等の再交付及び県内移動の処理については各広域振興局が行っている。

令和6年度の身体障害者手帳申請受付件数は3,417件で、そのうち新規申請が2,296件であり、再交付申請は1,121件であった。前年の申請受付件数3,368件より49件増加している。

令和6年度の身体障害者手帳交付件数は、前年度の繰越分67件を含め3,327件(新規2,239件、再交付1,088件)であった。前年の交付件数3,257件より70件増加している。

身体障害者福祉法に定める障害程度と認められないため県社会福祉審議会障害者部会等において却下されたもの4件(8月1件、1月3件。3月3件は7年度決裁のため含まず。)、取下げにより返戻したもの26件、翌年度に繰越したもの27件であった。

また、死亡等により身体障害者手帳を返還したものは 2,968件(死亡 2,873件、治癒77件、その他18件)であった。

### (1) 令和6年度身体障害者手帳交付件数

市町村	新規交付				再交付				合計 (交付)
	交付	却下	取下げ	繰越	交付	却下	取下げ	繰越	
宮古市	137				55				192
大船渡市	87		3	2	38				125
花巻市	188		2	2	119		1	3	307
北上市	189	2	2	4	103				292
久慈市	74				46		1	1	120
遠野市	73				31			1	104
一関市	299		3	3	138		2	1	437
陸前高田市	55		1	1	27		1		82
釜石市	102		1	1	41		1	1	143
二戸市	70	1			20				90
八幡平市	54		1	3	27		1		81
奥州市	248		5	2	110		2		358
滝沢市	112		2	2	60		2		172
小計	1,688	3	20	21	815	0	11	15	2,503
黒石町	43		1	1	27				70
葛巻町	17				11			1	28
岩手町	43				12			2	55
紫波町	84				45				129
矢巾町	64		2	1	30		1		94
西和賀町	11				7				18
金ヶ崎町	33	1		1	18				51
平泉町	20				6				26
住田町	17				6				23
大槌町	43		1		12		1		55
山田町	39				17				56
岩泉町	15			2	10				25
田野畠村	4				1			1	5
普代村	4		1		2				6
軽米町	18				8				26
野田村	9				3				12
九戸村	21				9				30
洋野町	43			1	28			1	71
一戸町	23		1		21				44
小計	551	1	6	6	273	0	2	5	824
合計	2,239	4	26	27	1,088	0	13	20	3,327

(※) 盛岡市は、平成20年4月1日に中核市へ移行したため、同市において身障手帳を交付している。

### (2) 令和6年度県内転入等身体障害者手帳事務処理件数

県内転入	県外転出	手帳返還		
		死亡	治癒	その他
105	116	2,873	77	18

※ R7.3.31現在、岩手県の身体障害者手帳登録者数は37,366人(盛岡市除く)となっている。(前年度より737人減少)

### 第3 地域リハビリテーション推進事業

本事業は、身体障害者の更生援護に係る関係機関が、地域リハビリテーションに係る情報交換、連絡協議等を実施し、相互の連携の下に、地域における身体障害者に一貫したリハビリテーションサービスを総合的に提供し、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的として、平成8年から実施しているものである。

#### ○身体障害者地域リハビリテーション推進協議会・身体障害者地域リハビリテーション関係職員研修会

研修会名	開催期日	実施内容
市町村等障がい福祉担当職員新任研修会(前期)	リモート開催 (令和6年4月19日)	<p>市町村及び広域振興局の障害者福祉担当者を対象に身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所業務等に関する研修を実施し、円滑な事務の執行並びに連携を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉総合相談センター障がい保健福祉課業務、来所相談・巡回相談 等</li> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 障がい者支援施設等に係る入所調整</li> <li>・ 補装具の判定</li> <li>・ 自立支援医療(更生医療)</li> <li>・ 在宅進行性筋萎縮症者指導事業</li> </ul>
市町村等障害者福祉担当者研修(後期)及び身体障害者地域リハビリテーション関係職員合同研修会	リモート開催 (令和7年2月6日)	地域における身体障害者への一貫したリハビリテーション活動を推進するため、身体障害者の更生援護に係る関係機関等において身体障害者福祉業務に従事する職員の資質の向上を図ることを目的とする。
補装具適正化専門部会	① (令和6年5月13日) (参加補装具業者9業者)	<p>身体障害者に対する補装具の適切な給付を目的として、補装具製作業者と情報交換を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の改正について</li> <li>・補装具判定に係る取り扱いについて</li> <li>・意見交換</li> </ul>
	② (令和7年3月10日) (参加補装具業者7業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補装具判定の実施状況について</li> <li>・ 令和7年度の来所相談・巡回相談の実施計画について</li> <li>・ 補装具判定に係る基準改正に伴う対応等について(お知らせ)</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>

# V 知的障がい者相談

## 目 次

### 第1 概 况

1 業務の概要 .....	5 6
2 相談判定業務の流れ .....	5 6

### 第2 更生相談・判定の状況

1 相談・判定取扱人員とその状況 .....	5 7
2 障がい程度の状況 .....	5 8
3 相談の内容と判定の状況 .....	5 9
4 福祉事務所・広域振興局別相談取扱状況 .....	6 0
5 巡回相談実施状況 .....	6 1
第3 取扱人員の年度別推移 .....	6 2

# 第1 概 况

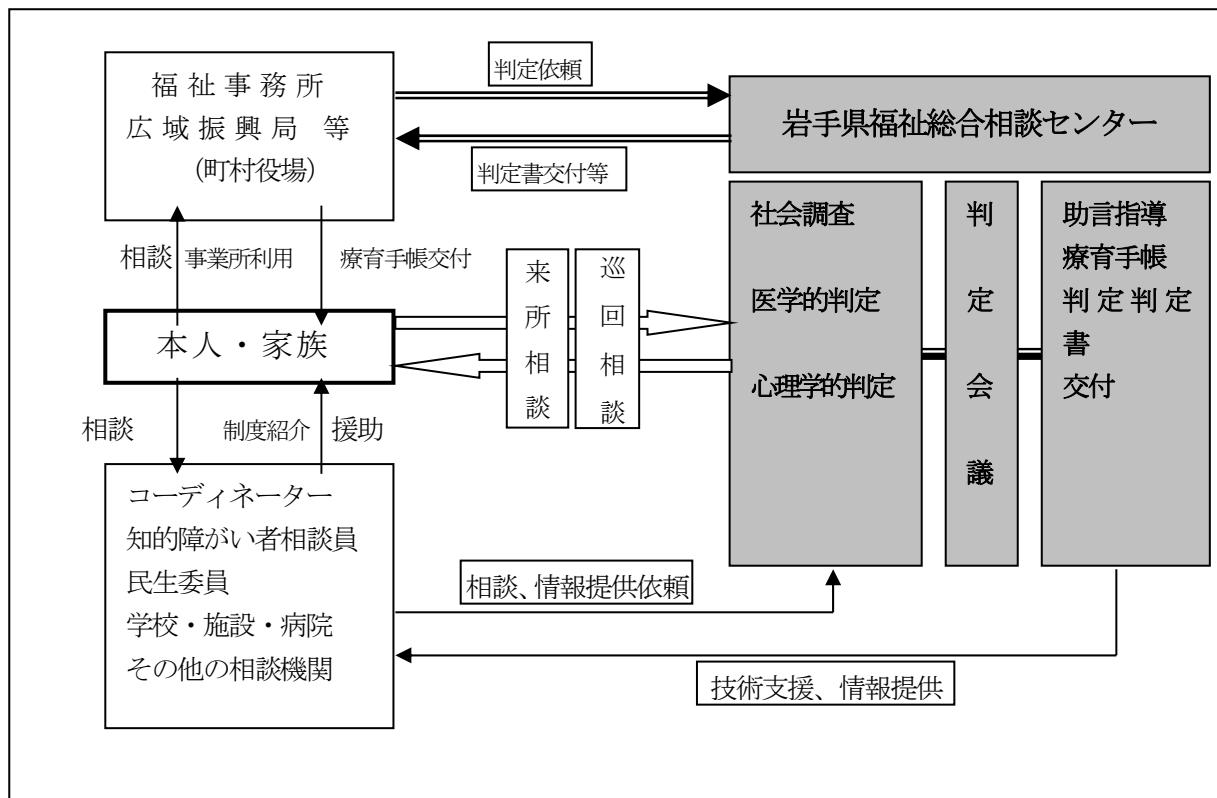
## 1 業務の概要

知的障がい者について、家族その他からの相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、知的障がい者の福祉に必要な業務を行っている。

相談・判定業務は、来所相談と巡回相談により行い、次の相談を取り扱っている。

- (1) 療育手帳に関すること。
- (2) 心理学的判定等の情報提供。
- (3) その他生活全般にわたる相談に関すること。

## 2 相談判定業務の流れ



## 第2 更生相談・判定の状況

### 1 相談・判定取扱人員とその状況

令和6年度の相談・判定取扱人員は485人。来所・巡回別では、来所相談者は365人(75.3%)、巡回相談者は120人(24.7%)となっている。(表1)

新規に相談があった人数は179人(36.9%)、再来相談者は306人(63.1%)となっている。

男女別では、男性300人(61.9%)、女性185人(38.1%)となっている(以上表1、図1～3)。

年齢階層別では、18～19歳の相談者が多く、次いで20歳代及び40歳代の相談者が多い。(表2、図4)。

表1 相談・判定取扱状況(人)

区分	総数	来所巡回別		新規再来別	
		来所相談	巡回相談	新規	再来
総数	485	365	120	179	306
男	300	222	78	109	191
女	185	143	42	70	115
構成比		75.3%	24.7%	36.9%	63.1%

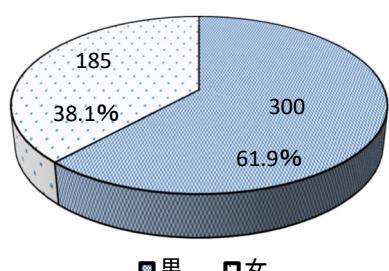


図1. 男女別取扱実人員  
(単位:人)

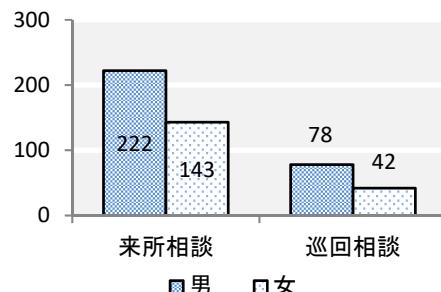


図2. 来所巡回別取扱実人員  
(単位:人)

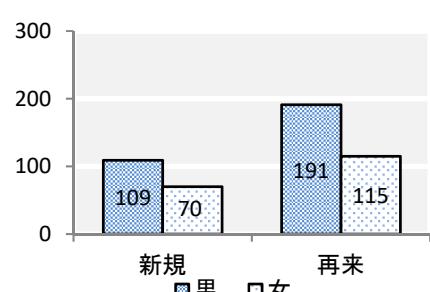


図3. 新規再来別取扱実人員  
(単位:人)

表2 年齢階層別取扱実人員(人)

区分	総数	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
総数	485	0	150	124	61	74	66	10
男	300	0	92	76	40	49	36	7
女	185	0	58	48	21	25	30	3
構成比		0.0%	30.9%	25.6%	12.6%	15.3%	13.6%	2.1%

(注) 構成比：四捨五入しているため、総数と各歳の内訳の計は一致しない。

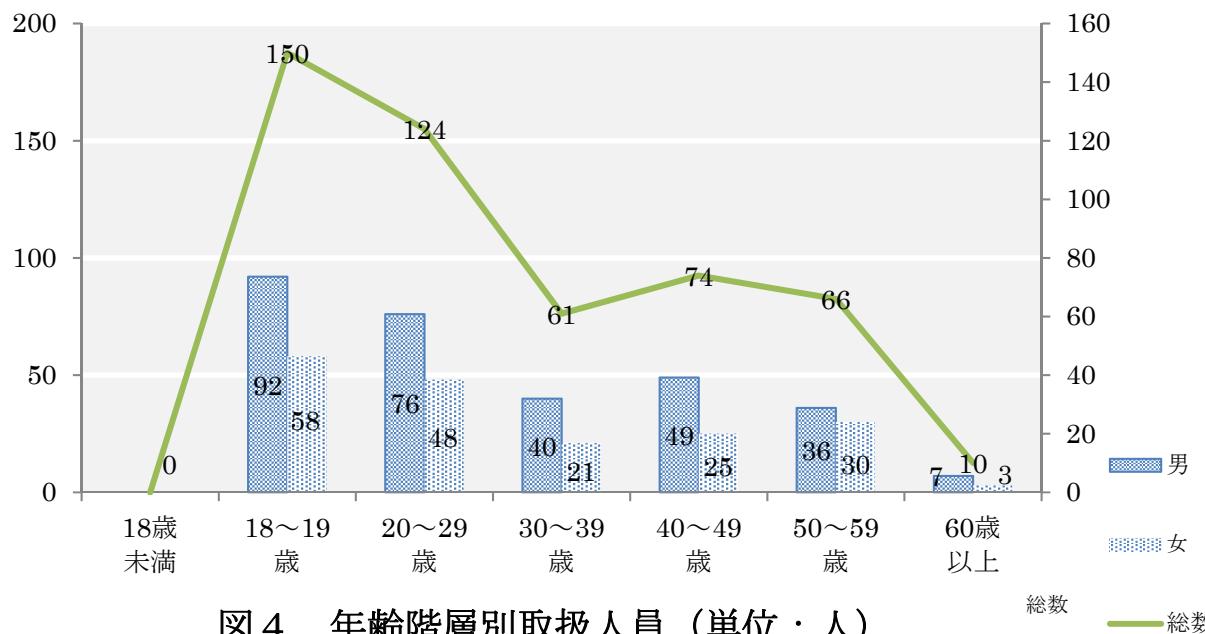


図4. 年齢階層別取扱人員 (単位：人)

## 2 障がい程度の状況

相談者の障がい程度は、「軽度」が56.9%と最も多く、次いで「中度」が21.0%、「重度」が20.0%の順となっている。(表3、図5)

表3 知的障がいの程度 (人)

区分	総数	重度	中度	軽度	境界線	その他
総数	485	97	102	276	4	6
男	300	63	52	177	3	5
女	185	34	50	99	1	1
構成比		20.0%	21.0%	56.9%	0.8%	1.2%

(注) 構成比：四捨五入しているため、総数と各程度の内訳の計は一致しない。

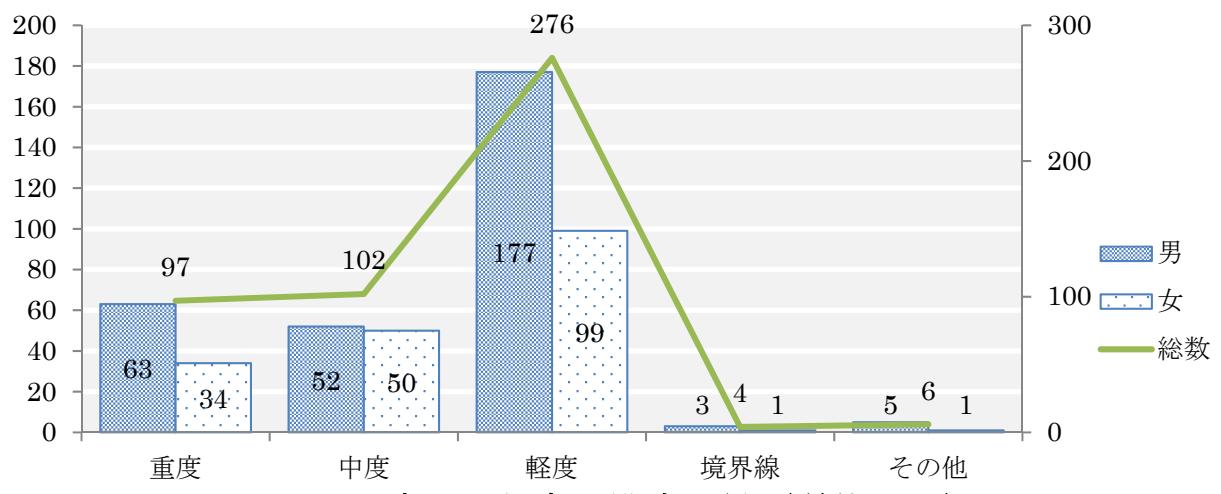


図5. 障がい程度別構成人員 (単位：人)

### 3 相談の内容と判定の状況

相談内容は、療育手帳に関する相談が388件(新規が29件、再判定が359件)で相談総数の80.0%を占め、次いで「その他」相談が135件で、27.8%となっている。「その他」には、障害者総合支援法や成年後見制度利用に係る情報提供等が含まれている。(表4、図6)

判定は、嘱託医師による医学的判定、心理判定員による心理学的判定及び社会調査を行っている。判定結果の交付については、療育手帳に係るもののが393件と最も多い。「その他」には、障害基礎年金受給等に係る判定記録等の本人への情報提供等が含まれている。(表5)

表4 相談内容別処理件数(件)

区分	実人員	相 談 内 容											
		施設 入所	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育手帳	年金	手当	その他	計	
新規	再判定												
総数	485	0	0	1	0	2	0	29	359	85	19	135	630
来所	365	0	0	1	0	2	0	13	255	50	14	94	429
巡回	120	0	0	0	0	0	0	16	104	35	5	41	201

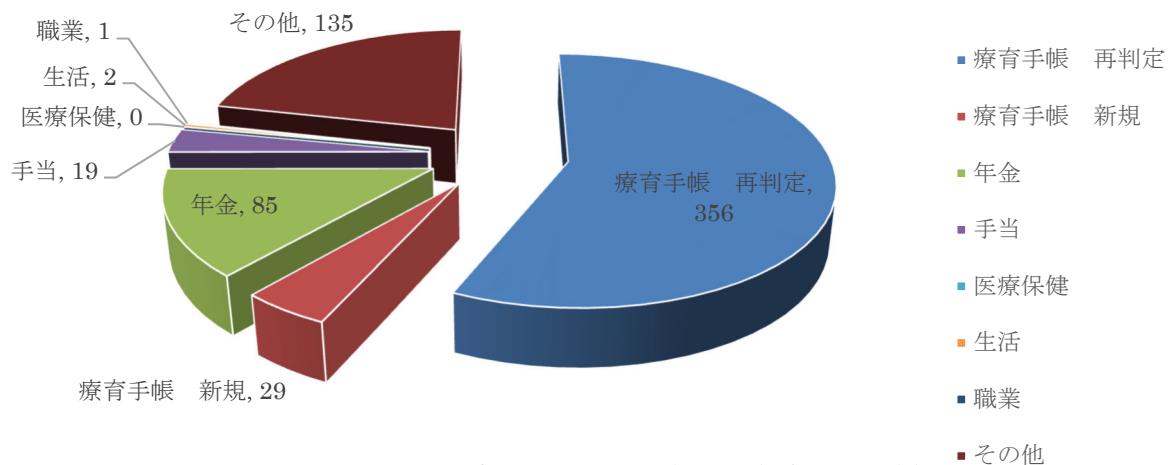


図6.相談内容別処理件数(単位:件)

表5 判定内容別処理件数及び判定書等交付件数(件)

区分	実人員	判 定 内 容					判定書等交付件数			
		総数	医学的判定	心理学的判定	職能判定	その他	総数	障がい程度区分	療育手帳	その他
総数	485	655	24	386	0	245	646	0	393	253
来所	365	439	9	266	0	164	443	0	274	169
巡回	120	216	15	120	0	81	203	0	119	84

#### 4 福祉事務所・広域振興局別相談取扱状況

福祉事務所・広域振興局等管轄別の相談人員及び障がい程度別の内訳は表6のとおりとなって いる。

表6 福祉事務所・広域振興局等別相談取扱状況(人)

区分	相談人員 (延)	障がいの程度別内訳						
		重度	中度	軽度	境界線	非該当	その他	
福祉事務所	盛岡市	94 (0)	23 (0)	18 (0)	52 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	花巻市	25 (13)	8 (2)	3 (2)	13 (9)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	北上市	36 (17)	6 (4)	11 (6)	19 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	奥州市	40 (25)	10 (7)	7 (6)	22 (12)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	一関市	53 (17)	5 (2)	13 (3)	34 (12)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	大船渡市	19 (5)	5 (3)	6 (1)	8 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	陸前高田市	8 (2)	1 (0)	0 (0)	7 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	遠野市	6 (3)	0 (0)	3 (1)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	釜石市	9 (5)	3 (3)	2 (1)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	宮古市	28 (7)	5 (4)	8 (1)	14 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	久慈市	12 (6)	3 (3)	5 (1)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	二戸市	13 (7)	5 (4)	2 (2)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
広域振興局	八幡平市	11 (0)	2 (0)	3 (0)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	滝沢市	16 (0)	1 (0)	1 (0)	14 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	盛岡広域	46 (0)	14 (0)	6 (0)	24 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
	県南広域	13 (2)	2 (1)	1 (0)	10 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	県北広域	17 (6)	1 (1)	4 (1)	12 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	沿岸広域	18 (5)	1 (0)	7 (0)	9 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
県外		21 (0)	2 (0)	2 (0)	16 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
合計		485 (120)	97 (34)	102 (25)	276 (58)	4 (1)	4 (0)	2 (0)

- \* 相談人員については、相談者の援護を管轄している福祉事務所又は広域振興局に計上している。(相談者の住所地とは一致しない。)
- \* ( ) 内は巡回相談の再掲。

#### 5 巡回相談実施状況

身近な場所で相談や判定を受けられるよう、相談者、その家族等の利便性の向上及び負担軽減に努めている。

令和6年度は12地区で29回実施。施設訪問等は7件実施。全相談人数に占める割合は24.7%となっている。

(1) 巡回相談実施状況

実施地区	実施年月日	相談者数 (人)	実施地区	実施年月日	相談者数 (人)
一関市	R6. 4. 25	5	久慈市	R6. 6. 14	5
	R6. 7. 11	4		R6. 10. 4	7
	R6. 11. 7	5	遠野市	R6. 6. 18	2
	R7. 1. 23	3	二戸市	R6. 5. 9	7
奥州市江刺	R6. 8. 23	6		R6. 10. 10	4
	R6. 11. 1	4	花巻市	R6. 5. 10	3
奥州市水沢	R6. 7. 3	6		R6. 10. 11	5
	R6. 12. 4	4		R6. 12. 20	5
	R7. 2. 5	7	宮古市	R6. 6. 20	4
	R6. 6. 6	1		R6. 10. 17	2
大船渡市	R6. 12. 5	4		R7. 1. 16	6
	R6. 5. 31	2	合計		
釜石市	R6. 10. 25	4			
陸前高田市	R6. 5. 30	2		29回	120
北上市	R6. 6. 4	2			
	R6. 8. 27	7			
	R6. 11. 26	2			
	R7. 1. 28	6			

(2) 巡回施設訪問等実施状況

実施年月日	相談者数 (人)
R6. 5. 30	1
R6. 10. 7	1
R6. 10. 10	1
R6. 10. 25	2
R6. 11. 7	1
R7. 3. 4	1

### 第3 取扱人員の年度別推移

過去10年間の取扱人員は表7及び図7のとおりで、平均817人の相談となっている。なお、平成26年度の療育手帳判定の運用変更（障がい程度確認時期）により、10年後の令和6年度から書類による再判定件数は著しく減少している。

障がいの程度について見ると、令和6年度は、重度の比率が20.0%、中度が21.0%、軽度が56.9%となっている。（表8、図8）

また、例年通り軽度が半数強を占め、中度が25%強、重度は20%弱である。年齢構成の比率は、18～19歳代もしくは20～29歳代が高く、18～29歳代で6割並を占める。以下、40歳代、30歳代、50歳代、60歳以上の順となっている。（表9、図9）

新規相談者における年齢構成の比率をみると、18～19歳が高くなっている。高校卒業後の通所先から療育手帳の提出を求められることが理由で、新規の若年層が多くなっていると考えられる。（表10）

療育手帳判定結果は表11及び図10のとおりで、新規の手帳取得者では、多くがB判定となっている。

表7 来所・巡回相談人員及び構成比の年度別推移（人）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
総数	1025	860	804	918	780	737	879	798	880	485	817
来所 (書類)	828 (391)	662 (270)	617 (229)	741 (296)	642 (288)	575 (325)	731 (406)	678 (450)	756 (464)	365 (168)	660 (329)
巡回	197	198	187	177	138	162	148	120	124	120	157
構成比 (%)	来所 (書類) (38.1)	70.8 (31.4)	76.7 (28.5)	80.7 (32.2)	82.3 (36.9)	78.0 (44.1)	83.2 (46.2)	85.0 (56.4)	85.9 (52.7)	75.3 (34.6)	80.5 (40.1)
	巡回	19.2	23.0	23.3	19.3	17.7	22.0	16.8	15.0	14.1	19.5

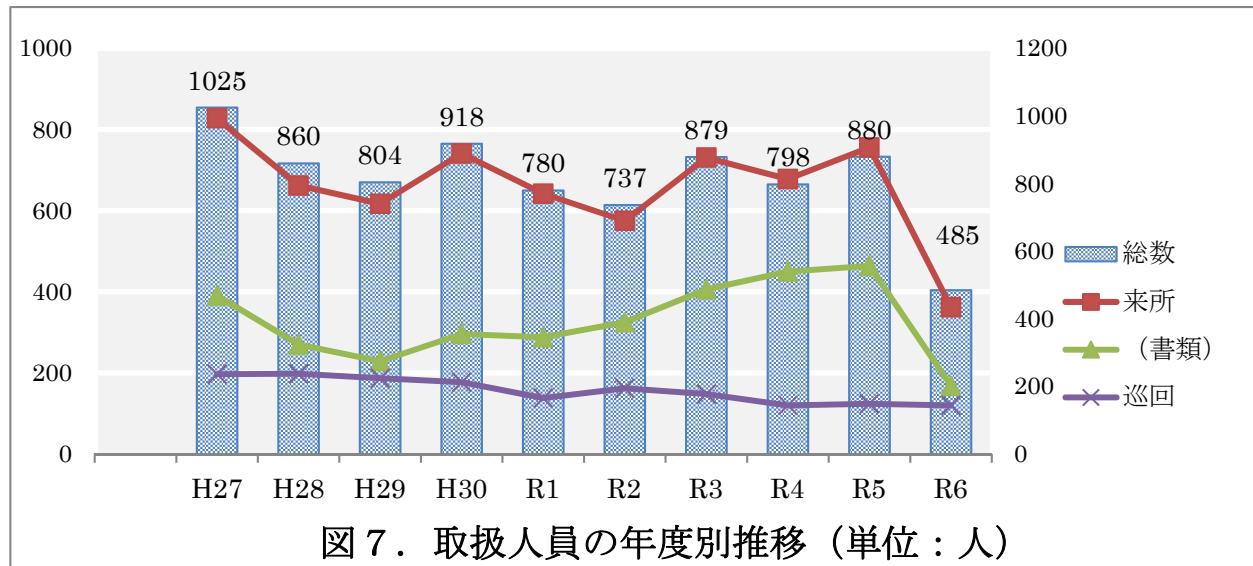


表8 知的障がいの程度及び構成比の年度別推移 (人)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
総数	1,025	860	804	918	780	737	879	798	880	485	817
重度	184	149	142	166	153	105	113	84	122	97	132
中度	283	224	189	251	217	133	215	257	240	102	211
軽度	545	466	467	493	395	442	488	444	505	276	452
境界線	7	10	6	5	1	12	42	5	8	4	10
その他	6	11	0	3	14	45	21	7	5	6	12
構成比 (%)	重度	18.0	17.3	17.7	18.1	19.6	14.2	12.9	10.5	13.9	20.0
	中度	27.6	26.0	23.5	27.3	27.8	18.0	24.5	32.2	27.3	21.0
	軽度	53.2	54.2	58.1	53.7	50.6	60.0	55.5	55.6	57.4	56.9
	境界線	0.7	1.2	0.7	0.5	0.1	1.6	4.8	0.6	0.9	0.8
	その他	0.6	1.3	0.0	0.3	1.8	6.1	2.4	1.0	0.6	1.2

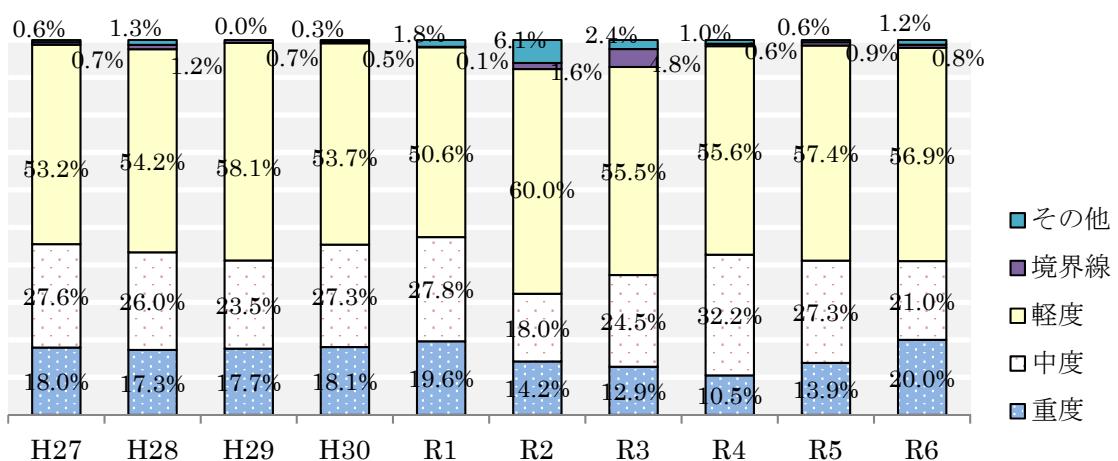


图8. 障がい程度の年度別推移 (単位: %)

表9 年齢階層及び構成比の年度別推移(人)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
総数	1,025	860	804	918	780	737	879	798	880	485	817
18歳未満	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18~19歳	267	272	236	295	217	225	228	167	213	150	227
20~29歳	243	227	222	254	214	185	232	229	209	124	214
30~39歳	195	124	113	120	105	110	143	118	154	61	124
40~49歳	161	118	109	121	145	134	155	167	181	74	137
50~59歳	106	89	91	93	81	65	89	100	102	66	88
60歳以上	50	30	33	35	18	18	31	17	21	10	26
構成比 (%)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18歳未満	26.0	31.6	29.4	32.1	27.8	30.5	25.9	20.9	24.2	30.9	28.0
18~19歳	23.7	26.4	27.6	27.7	27.4	25.1	26.4	28.7	23.8	25.6	26.2
20~29歳	19.0	14.4	14.1	13.1	13.5	14.9	16.3	14.8	17.5	12.6	15.0
30~39歳	15.7	10.3	11.3	10.1	10.4	12.5	11.6	12.5	10.6	15.3	16.7
40~49歳	14.4	13.7	13.6	13.2	18.6	18.2	17.6	20.9	20.6	12.6	13.6
50~59歳	14.1	13.6	13.1	13.0	13.5	14.9	16.3	14.8	17.5	25.6	10.9
60歳以上	13.1	12.7	12.6	12.7	13.5	14.9	16.3	14.8	17.5	12.6	15.0

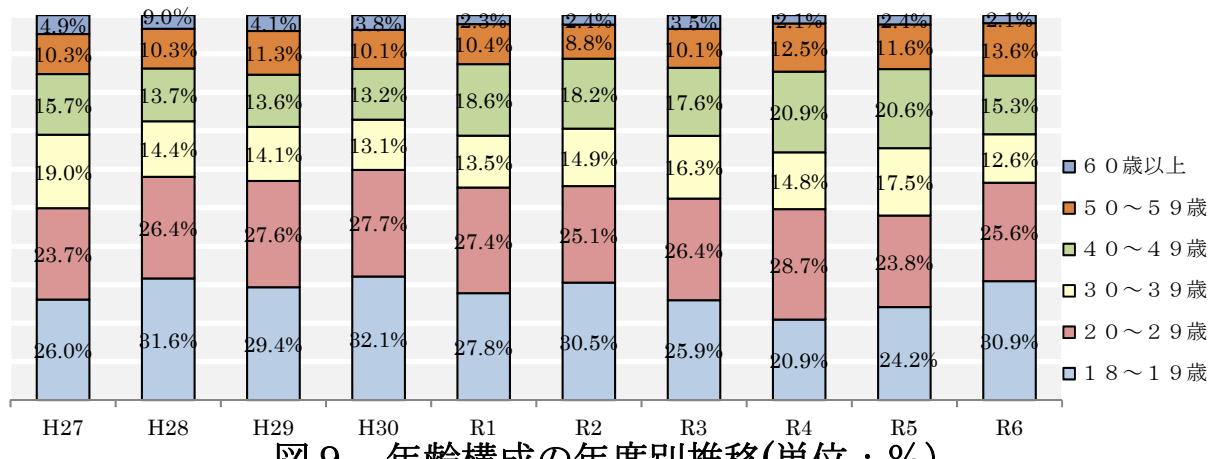


図9. 年齢構成の年度別推移(単位: %)

表 10 新規相談者の性別・年齢別取扱人員の年度別推移（人）

年度	H27		H28		H29		H30		R1	
新規相談人員	309		309		292		342		251	
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小計	176	133	197	112	191	101	239	103	154	97
18 歳未満	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18~19 歳	109	74	122	63	105	51	157	54	93	50
20~29 歳	42	33	42	30	46	25	52	29	36	22
30~39 歳	8	13	11	6	11	8	8	0	6	9
40~49 歳	9	6	13	8	11	8	14	12	142	7
50~59 歳	5	6	4	4	11	6	6	6	6	4
60 歳以上	2	1	5	1	7	3	2	2	1	2
構成比 (%)	18 歳未満	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18~19 歳	61.9	55.6	61.9	56.3	55.0	50.5	65.7	52.4	60.4
	20~29 歳	23.9	24.8	21.3	26.8	24.1	24.8	21.8	28.2	23.4
	30~39 歳	4.5	9.8	5.6	5.4	5.8	7.9	3.3	0.0	3.9
	40~49 歳	5.1	4.5	6.6	7.1	5.8	7.9	5.9	11.7	7.8
	50~59 歳	2.8	4.5	2.0	3.6	5.8	5.9	2.5	5.8	3.9
	60 歳以上	1.1	0.8	2.5	0.9	3.7	3.0	0.8	1.9	0.6
年度	R2		R3		R4		R5		R6	
新規相談人員	237		274		210		252		179	
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小計	145	92	145	92	130	80	158	94	109	70
18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18~19 歳	106	58	106	58	72	56	111	62	73	51
20~29 歳	28	18	28	18	47	18	30	20	22	12
30~39 歳	1	4	1	4	2	2	5	6	6	1
40~49 歳	4	5	5	2	4	3	3	3	4	3
50~59 歳	6	5	3	3	3	0	7	2	3	2
60 歳以上	0	2	0	1	2	1	2	1	1	1
構成比 (%)	18 歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18~19 歳	51.5	63.0	63.6	64.7	55.4	70.0	70.3	66.0	67.0
	20~29 歳	22.7	19.6	28.3	27.5	36.2	22.5	19.0	21.3	20.2
	30~39 歳	9.3	4.3	3.5	2.0	1.5	2.5	3.2	6.4	5.5
	40~49 歳	7.2	5.4	2.9	2.0	3.1	3.8	1.9	3.2	3.7
	50~59 歳	7.2	5.4	1.7	2.9	2.3	0.0	4.4	2.1	2.8
	60 歳以上	2.1	2.2	0.0	1.0	1.5	1.3	1.3	1.1	0.9

表 11 療育手帳判定結果交付件数の年度別推移（人）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
総数	786	647	586	674	578	560	705	688	746	386	636
新規判定 A	3	1	4	2	4	0	3	3	2	5	3
新規判定 B	68	68	76	64	58	18	17	11	34	20	43
再判定 A	136	100	82	109	97	63	65	56	90	69	87
再判定 B	568	469	424	498	418	474	614	611	618	288	498
非該当	11	9	0	1	1	5	6	7	2	4	5
構成比 %	新規判定 A	0.4	0.2	0.7	0.3	0.7	0.0	0.4	0.4	0.3	1.3
	新規判定 B	8.7	10.5	13.0	9.5	10.0	3.2	2.4	1.6	4.6	5.2
	再判定 A	17.3	15.5	14.0	16.2	16.8	11.3	9.2	8.1	12.1	17.9
	再判定 B	72.3	72.5	72.4	73.9	72.3	84.6	87.1	88.8	82.8	74.6
	非該当	1.4	1.4	0.0	0.1	0.2	0.9	0.9	1.0	0.3	0.7

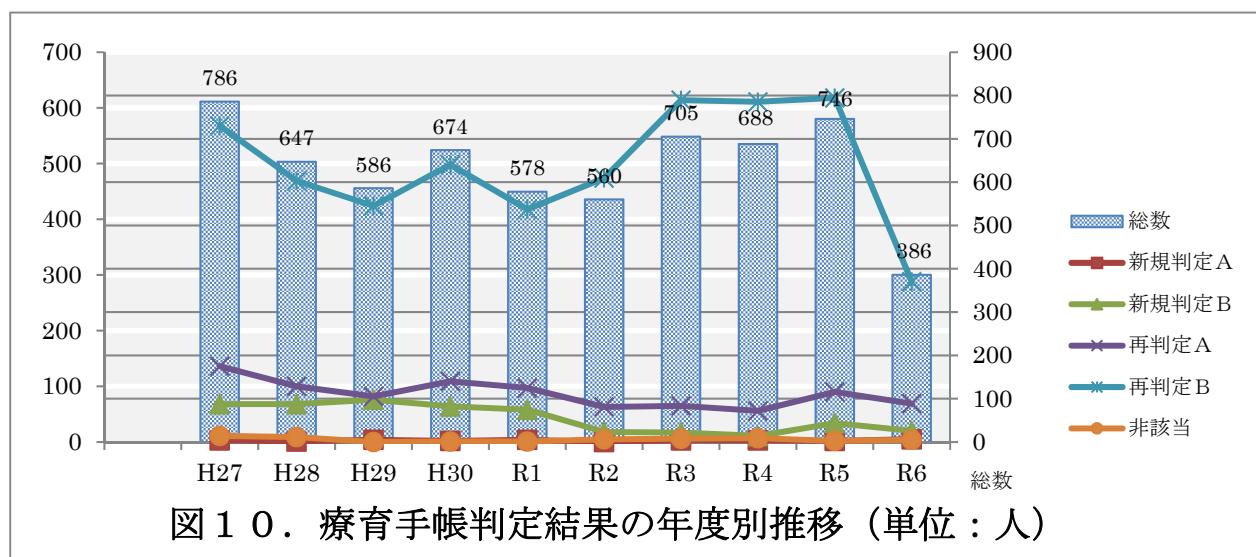


図 10. 療育手帳判定結果の年度別推移 (単位: 人)

## VI 精神保健福祉相談

## 目 次

第1 概 况 .....	6 8
第2 業務内容	
1 企画立案 .....	6 9
2 技術指導・技術援助 .....	7 0
3 教育研修 .....	7 1
4 啓発普及 .....	7 4
5 調査研究 .....	7 4
6 相談指導 .....	7 5
(1) 来所相談 .....	7 5
(2) 電話相談 .....	7 6
(3) 思春期精神保健相談事業 .....	7 7
(4) 特定相談 .....	7 7
ア 岩手県ひきこもりケアネットワーク事業 .....	7 7
イ アルコール関連問題相談指導事業 .....	7 7
ウ 薬物関連問題相談事業 .....	7 8
7 協力組織の育成 .....	7 8
(1) 岩手県精神保健福祉協会 .....	7 8
(2) 特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉社会連合会（略称：岩家連） .....	8 1
(3) 当事者グループ .....	8 2
(4) 精神保健ボランティアグループ .....	8 3
(5) 自殺対策ボランティア・団体活動ネットワーク『さん・Sun ねっと』 .....	8 3
8 精神医療審査会の審査状況 .....	8 4
9 自立支援医療（精神通院医療）等審査会議における審査状況 .....	8 5
10 自殺予防対策事業 .....	8 6
11 災害時こころのケア対策 .....	8 7
12 学校における事件事故後の心のケア対策 .....	8 8
13 心の健康づくり推進事業 .....	8 8

## 第1 概 况

精神保健福祉法第6条及び精神保健福祉センター運営要領に基づき、次の業務を行っている。

- 1 地域精神保健福祉施策推進に関する企画立案
- 2 保健所等関係諸機関に対する技術指導及び技術援助
- 3 保健所職員等に対する教育研修
- 4 精神保健福祉の知識に関する啓発普及
- 5 精神保健福祉に関する調査研究
- 6 精神保健福祉に関する(複雑困難なものに対する)相談指導
- 7 精神保健福祉に関する組織の育成
- 8 精神医療審査会
- 9 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

平成21年7月、精神保健福祉センター内に岩手県自殺予防情報センターを設置し、保健所や市町村、民間団体等と緊密な連携を図りながら自殺対策を推進している(同センターは、平成28年4月に自殺対策基本法の一部改正により岩手県自殺対策推進センターに改称)。

平成21年8月には、岩手県ひきこもり支援センターを設置し、地域におけるひきこもり者への支援推進に取り組むとともに、令和2年9月には依存症対策に係る相談拠点の指定となり、依存症対策の推進に取り組んでいる。

本県は、自殺者が平成10年に500人を超える、種々の取組で平成15年の527人をピークに減少傾向となり、平成30年以降は250人台まで減少していたが、自殺死亡率では常に全国の上位(5位以内)にとどまっていた。コロナ禍の令和3年の自殺者は193人と特異的に減少し、自殺死亡率も全国26位と低くなつたが、令和5年は全国4位、令和6年は全国1位となった。この状態を好転させていくためにも、包括的な自殺対策プログラムの実践を継続していくとともに、今後の社会動向を注視しながら、さらなる取組を推進していく必要がある。

## 第2 業務内容

### 1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、県本庁主管課及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っている。

具体的には以下のとおりである。

- (1) 岩手県自殺対策推進協議会
- (2) 岩手県精神保健福祉審議会
- (3) 岩手県医療観察制度運営連絡協議会
- (4) 岩手県精神科救急医療システム連絡調整委員会
- (5) 岩手県こころのケアセンター運営委員会
- (6) 岩手県災害派遣精神医療チーム（DPAT）運営委員会
- (7) 岩手県自立支援協議会地域移行・相談支援部会
- (8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業盛岡地域委員会
- (9) 岩手県アルコール健康障害対策推進協議会
- (10) 岩手県犯罪被害者等連絡会
- (11) 岩手県ひきこもり対策連絡協議会
- (12) 岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会
- (13) 岩手県障がい者社会参加推進協議会
- (14) 岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議
- (15) 盛岡圏域自殺対策推進連絡会議
- (16) 気仙地域自殺対策推進連絡会議
- (17) 盛岡市自殺対策推進連絡会議
- (18) 零石町心の健康づくり対策連絡会議
- (19) 岩手町自殺対策こころのネットワーク会議
- (20) 矢巾町自殺対策策定懇話会
- (21) 紫波町いのち支える自殺対策協議会
- (22) 北上市ひきこもりネットワーク協議会
- (23) 矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議

## 2 技術指導・技術援助

精神保健福祉の課題は、保健、医療、福祉、教育等、多方面の領域に拡大している。このような状況下において、関係機関による精神保健福祉活動の活性化を図るため、保健・福祉・医療・教育機関等に対し技術指導及び援助を行っている。

対象機関別実施状況

(単位：件)

対象機関等	技術指導・援助（実施延べ件数）												
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関係	犯罪被害	災害	その他
保健所		8		7					3	115			133
市町村		8			1			1	8	149			167
福祉事務所		3								1			4
医療施設		7		4	1		2		2	42			58
介護老人保健施設								1	1	1			3
障害者支援施設		1	1						1				3
社会福祉施設			1				4		6	2			13
その他		28	1	13			5	1	17	177		2	244
計	0	55	3	24	2	0	11	3	38	487		2	625

再掲：医療観察法関係

平成 17 年 7 月 15 日から「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が施行された。これにより、対象者の地域社会における処遇の充実を図るために、ケア会議が随時開催され、処遇実施計画の見直しがなされている。

令和4年度対応件数：11件 令和5年度対応件数：8件 令和6年度対応件数：5件

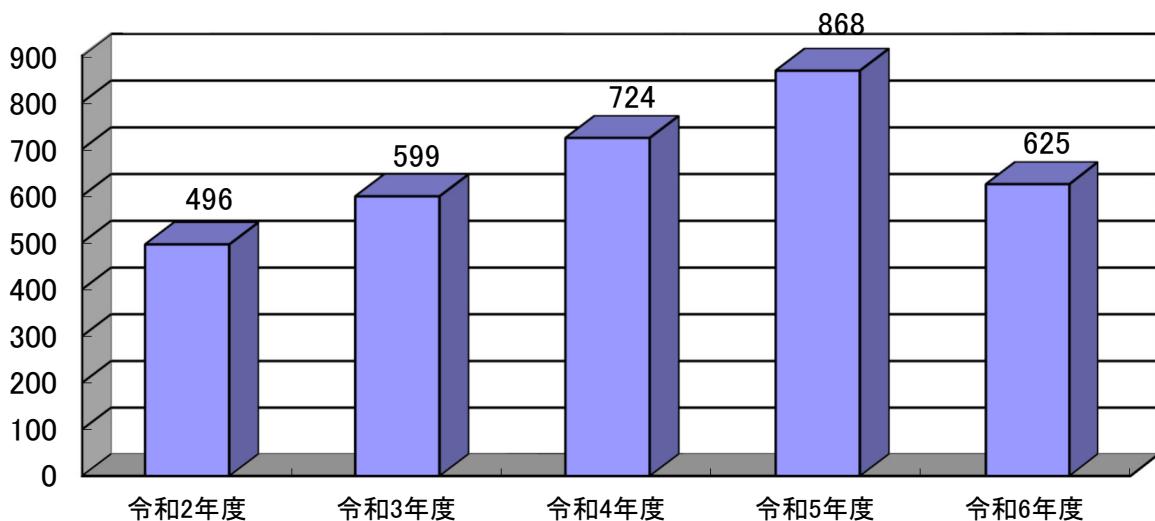


図1 技術支援件数の年次推移（5年間）

区分	組織育成					
	患者会	家族会	依存症の自助団体・回復施設	職親会	その他	計
支援延件数	58	12	0	0	49	119

### 3 教育研修

名 称	実施年月日・場所	研修等内容	対象者・参加者数
精神保健福祉基礎研修	R6年9月27日 エスポワールいわて 大中ホール	講義 「精神保健福祉法と関連施策」 「精神保健相談対応の基礎」 「岩手県の自殺対策について」 「ひきこもり支援について」 「自殺リスク評価の方法、危機介入について」 講師：岩手県精神保健福祉センター 顧問、職員	精神保健医療福祉関係者 参加者：136人
ひきこもり 公開講座	R6年8月24日 盛岡市中央公民館	(1) 情報提供1 岩手県のひきこもり支援について 情報提供者 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 主任主査 大森 美紀 氏 (2) 情報提供2 北上市の取組について 情報提供者 北上市 福祉部 障がい保健福祉課 主任社会福祉主事 山崎 雄也 氏 (3) 講演 「ひきこもりの対話的支援」 講師：筑波大学 医学医療系 社会精神保健学 教授 斎藤 環 氏 (4) シンポジウム 「ひきこもってよかった！？」 ～本人・家族への想い、経験から～ 当事者4人、家族2人 支援者2人 北上市社会福祉協議会 ひきこもり相談支援員兼アウトリーチ相談支援員 関口 剛司 氏 特定非営利団体活動法人 エンパワメント輝き 理事長・保健師 大光 テイ子 氏  コーディネーター ひきこもり支援室“ゆきわり” 運営委員長 阿部 直樹 氏 コメントーター 筑波大学 医学医療系 社会精神保健学 教授 斎藤 環 氏	一般県民（当事者及び家族を含む）、相談支援に携わる関係者 参加者：140人

自死遺族交流会公開講座	R7年2月14日 マリオス(盛岡地域交流センター)	<p>(1) 公開講座          講演「自死遺族支援でたいせつにしたいこと          ~グリーフケアの視点から~」          講師：岩手県精神保健福祉センター          精神保健福祉顧問 小井田 潤一          情報提供①「岩手県精神保健福祉センターにおける自死遺族支援事業の取り組み」          講師：岩手県精神保健福祉センター          主査保健師兼保健福祉相談員 高原 美江          情報提供②「県内で開催している自死遺族交流会の御紹介          (1) ソーシャルサポートセンターもりおか」          講師：ソーシャルサポートもりおか          相談支援員 篠木 洋子 氏          情報提供③「県内で開催している自死遺族交流会のご紹介」          講師：はーとステーション花あかり          佐藤 明子 氏          (2) 自死遺族交流会～わからちあい～</p>	<p>(1) 公開講座          自死遺族・支援者・県民          参加者：24人          (2) 自死遺族交流会          自死遺族：6人</p>
依存症支援者研修会	R6年9月21日 矢巾町文化会館 (田園ホール)	<p>講演会          (1) 岩手県における依存症への支援について          藤澤 康子 氏          精神保健福祉センター主任保健師          (2) テーマ：「ギャンブル依存と脳のお話」          講師：鈴木 りほ 氏          社会福祉法人智徳会 未来の風せいわ病院医師          (3) テーマ：「東北グレイス・ロード岩手サポートセンターの取り組みについて」          講師：田村 仁 氏          東北グレイス・ロード岩手サポートセンター長          (4) テーマ：当事者の体験談          東北グレイス・ロード岩手サポートセンター2人</p>	<p>岩手県民、保健・福祉・行政・教育・医療機関等の関係者          参加者：154人</p>
	R7年1月28日 ・エスポワールいわて イベントホール ・オンライン受講者は各施設	<p>講義          (1) ギャンブル依存症の基礎知識          講師：松ヶ浜病院名譽院長 大阪商業大学客員教授          小原 圭司 氏          (2) SAT-G の基礎知識          講師：島根県率こころの医療センター精神保健福祉専門員（精神保健福祉士）          佐藤 寛志 氏          (3) SAT-G の使い方          講師：島根県率こころの医療センター精神保健福祉専門員（精神保健福祉士）          佐藤 寛志 氏</p>	<p>依存症支援に携わる保健所・精神科病院等の職員          参加者：20人          (会場14人、オンライン6人)</p>

自殺対策 企画担当者 研修会	R6年11月25日  岩手県産業会館大 ホール	<p>行政説明          「自殺の現状及び岩手県自殺対策アクションプランについて」          講師：岩手県障がい保健福祉課          自殺総合対策特命課長 倉野 貴子</p> <p>情報提供          「各種調査結果から把握する地域課題について」          講師：精神保健福祉センター          主査保健師兼精神保健福祉相談員 高原 美江</p> <p>講義          「自殺対策の抜け方とプロセス評価について」          講師：岩手医科大学医学部神経精神科学講座          教授 大塚 耕太郎 氏</p> <p>取組報告          ～アクションプランの中での主要な困難課題について～          (1) 職域連携（矢巾町）          (2) 自殺未遂者支援における地域の協力体制          (二戸保健所・軽米町・精神保健福祉センター)          (3) 自死遺族支援          (4) その他、現行アクションプランにおいて追加          となった項目について          助言者：岩手医科大学医学部神経精神科学講座          教授 大塚 耕太郎 氏</p> <p>情報交換（グループワーク）          「支援における個人情報の保護と活用について」          (1) 地域の個別ケース支援で気を付けていること          (2) 事例検討の際に気を付けていること          (3) 統計取扱の際に気を付けていること          助言者：岩手医科大学医学部神経精神科学講座          教授 大塚 耕太郎 氏</p>	市町村及び県保健所の自 殺対策担当者 参加者：41人
ひきこもり 相談支援 実践研修会	R7年1月～ R7年3月 WEB開催  *右記研修動画の 期間限定配信 *配信は令和7年 9月30日まで	<p>令和6年9月9日、11月18日に開催された全国精神保健 福祉センター長会ひきこもり者支援検討委員会主催「ひき こもり相談支援実践研修会A研修」のYouTube事後配信動 画。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義A「ひきこもりの基礎理解」「ひきこもり相談への対 応と支援」</li> <li>・講義B「中高年層のひきこもりについて」「8050問題に ついて」</li> <li>・講義C「発達障害の理解と支援」</li> <li>・質問（事前アンケートを含む）・まとめ</li> <li>・講義D「30歳危機～ひきこもり予備軍への関わり～」          「8050問題で出会う精神疾患」</li> <li>・講義E「ひきこもり支援活動」             <ul style="list-style-type: none"> <li>①「鳥取県におけるひきこもり支援：はじまりの頃」                      鳥取県立精神保健福祉センター 原田 豊 先生</li> <li>②「とつとりひきこもり生活支援センター活動紹介」                      NPO法人鳥取青少年ピアソポーター                      鳥取ひきこもり生活支援センター 相談員 山本満 氏</li> </ul> </li> <li>・提示事例その後の経過と解説          講師：鳥取県立精神保健福祉センター所長          原田 豊 先生</li> </ul>	ひきこもり相談支援 に携わる関係機関の 職員  受講者：54人 (R7年3月25日)

地域ケア 検討会	年6回 岩手県福祉総合相 談センター	ミニレクチャー「精神疾患について」 講師：岩手医科大学附属病院 精神科医師 福本 健太郎 先生 事例検討	精神保健福祉に関する相 談対応従事者  参加者 延べ232人
-------------	--------------------------	---	---

#### 4 啓発普及

広く県民に精神保健に関する知識の普及啓発を図るため、「関係機関に対する各種情報及び資料の提供、DVD の貸し出し」、「県民等を対象とした講演会への講師派遣」を行っている。

また、精神障害者等の社会復帰や自立等を促進するため、精神障害者等及びその家族を対象とした教室を開催している。

普及啓発実施件数

(単位：件)

区分	地域住民への 講演・交流会	(再掲) 薬物関連問題 (アルコール を除く)	精神障害者(家 族)に対する教 室等	(再掲) 薬物関連問題 (アルコール を除く)
開催回数	7	0	54	52
延べ人員	493	0	89	67

#### 5 調査研究（学会発表等）

令和6年度 1件

○テーマ「岩手県ひきこもり支援センターの取組状況について」

東北・北海道精神保健福祉センター研究協議会にて発表。

## 6 相談指導

### (1) 来所相談

来所相談は、月曜日から金曜日まで（祝祭日除く）の午前9時から午後4時30分まで受け付けている。なお、あらかじめ電話による予約をお願いしている。

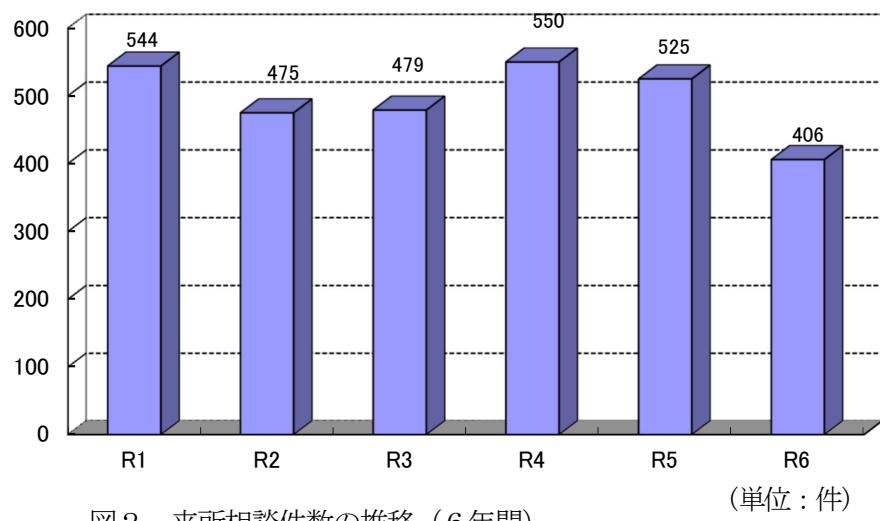


図2 来所相談件数の推移（6年間）

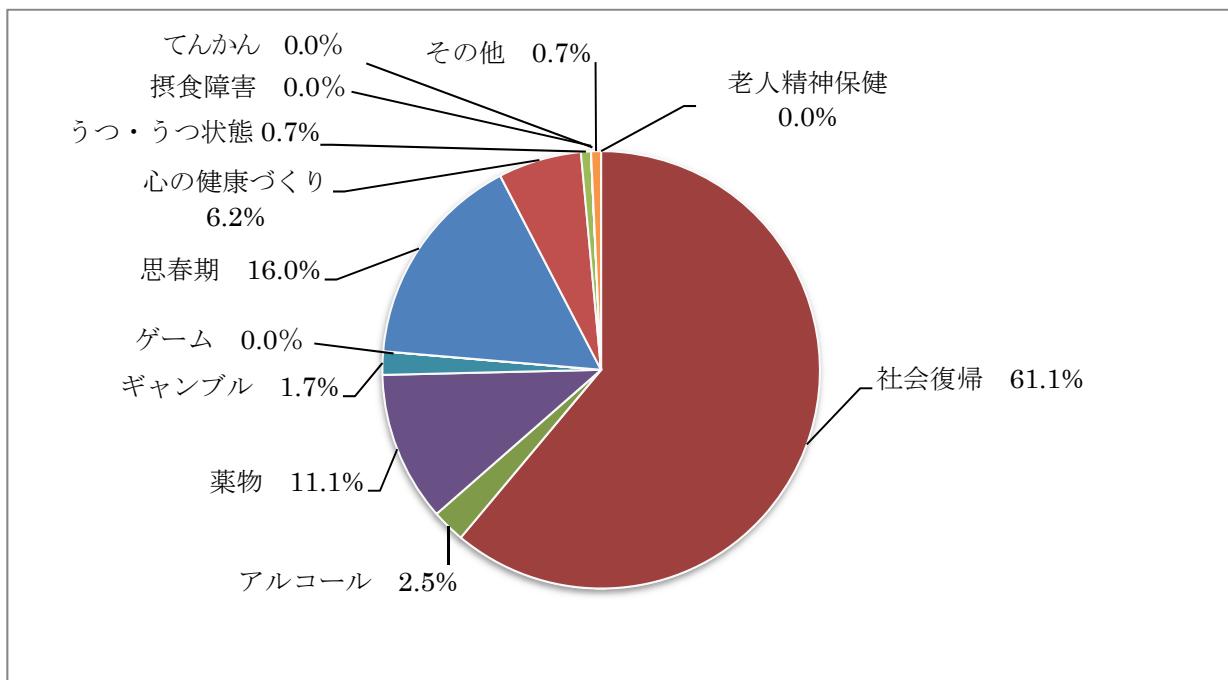


図3 来所相談内容別割合

区分	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	0	248	10	45	7	0	65	25	3	0	0	3	406
割合	0%	61.1%	2.5%	11.1%	1.7%	0%	16.0%	6.2%	0.7%	0%	0%	0.7%	100%

## (2) 電話相談

「こころの相談電話」は、平成28年5月まで月曜日から金曜日まで（祝祭日除く）の午前9時から午後4時30分までの受付としていたが、平成28年6月から相談時間を延長し、月曜日から金曜日まで（祝祭日除く）の午前9時から午後9時までの受付としていた。

令和3年2月から、全国共通「こころの健康相談統一ダイヤル」が平日午後10時までの受付へと拡充されたため、当センター「こころの相談電話」は、令和3年3月から、平日日中の相談体制強化のため、月曜日から金曜日まで（祝祭日除く）の午前9時から午後6時までの受付としている。

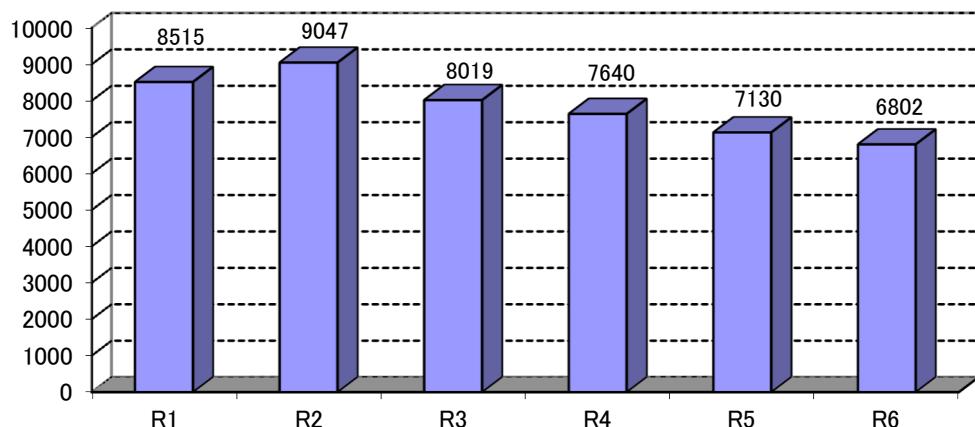


図4 電話相談件数の推移（6年間）

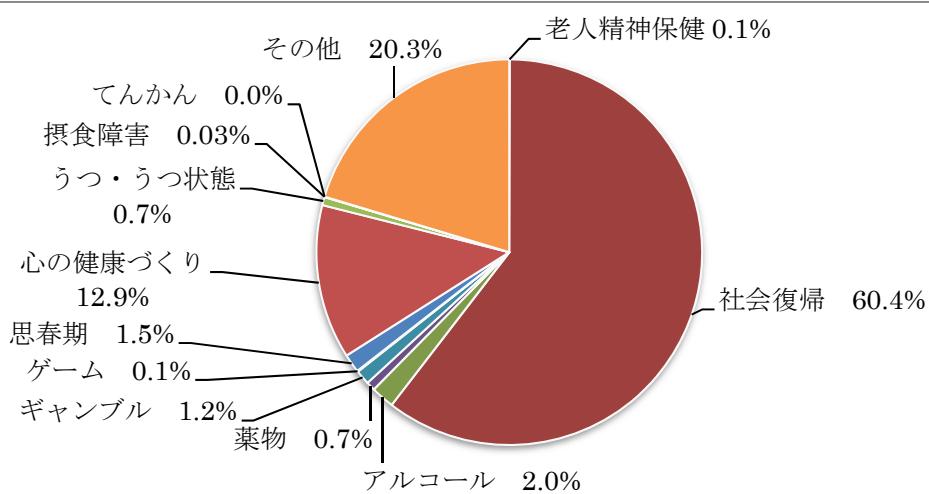


図5 電話相談内容別件数

区分	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件	4	4,107	133	51	83	6	105	880	47	2	0	1,384	6,802
割合	0.1%	60.4%	2.0%	0.7%	1.2%	0.1%	1.5%	12.9%	0.7%	0.03%	0%	20.3%	100%

(3) 思春期精神保健相談事業

種 別	内 容 等
思春期精神保健に関する相談指導	来所相談（延べ） 65 件
	電話相談（延べ） 105 件
	合計 170 件

(4) 特定相談

ア 岩手県ひきこもり地域ケアネットワーク事業（岩手県ひきこもり支援センター事業）

ひきこもり相談支援体制の構築、家族及び本人への支援の推進、ひきこもりに対する地域社会の理解並びに本人の社会参加に当たっての支援ネットワーク形成を主な目的としている。平成 21 年 8 月からは、岩手県ひきこもり支援センターが当センターに設置され、保健所市町村等地域関係機関における事業に、相談員の派遣等、技術協力をを行っている。

事業名	内 容	開催状況等
ひきこもり専門相談	ひきこもり当事者及び家族のための専門相談を随時実施	来所相談 263 件（延べ） 電話相談 329 件（延べ） 合計 592 件
ひきこもり当事者支援事業「小さな集まり」	社会復帰や社会生活に不安を抱える方を対象とした、小グループ。語り合いや、グループでの活動を通じて、対人関係やストレス対処の向上、活動性の増加等を目指す。	開催日：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月 原則毎週火曜日 全 47 回 場 所：福祉総合相談センター 参加者：実 24 人 延べ 281 人
教育研修	ひきこもり支援者研修会 「3 教育研修 (P73)」に掲載	
技術支援	県内の相談機関が開催するひきこもり事業関連の講演会、研修会、家族教室、相談会、連絡会議等にスタッフを派遣し、技術支援を行った。	支援件数 16 件（実件数） ※ 延べ件数は「2 技術指導・技術援助 (P70)」に掲載)

イ アルコール関連問題相談指導事業

種 別	内 容 等
アルコール関連問題に関する相談指導	当所におけるアルコール関連問題に関する相談 来所相談（延べ） 10 件 電話相談（延べ） 133 件 合計 143 件
	断酒会員によるアルコール相談 相談窓口：県央保健所、久慈保健所 年間相談件数（延べ） 6 件
断酒会等の民間団体の育成・指導	岩手県断酒連合会や AA と適宜連絡をとりながら、アルコール依存症の本人や家族に、ミーティングへの参加を勧めている。
教育研修	精神保健福祉基礎研修、地域ケア検討会 「3 教育研修 (P71)」に掲載
依存症家族教室	目的：アルコール依存や薬物依存等の問題を抱える家族が、依存症についての正しい知識と対処方法を習得し、適切な対応を実践できるようになるとともに、家族同士の出会いや話合いを通じて、家族が心を癒し、家族自身の健康の回復を図る。 期日：令和 6 年 7 月～令和 6 年 12 月の木曜日開催 計 6 回 場所：福祉総合相談センター 4 階大会議室またはデイケアルーム 内容：教育セッション+グループセッション（話し合い） 参加家族：22 人（アルコール家族延べ）

ウ 薬物関連問題相談事業

種 別	内 容 等
薬物等に関する相談指導	来所相談（延べ） 45 件 電話相談（延べ） 51 件 合計 96 件
依存症家族教室	目的：アルコール依存や薬物依存等の問題を抱える家族が、依存症についての正しい知識と対処方法を習得し、適切な対応を実践できるようになるとともに、家族同士の出会いや話し合いを通じて、家族が心を癒し、家族自身の健康の回復を図る。 期日：令和6年7月～令和6年12月の木曜日開催 計6回 場所：福祉総合相談センター 4階大会議室またはデイケアルーム 内容：教育セッション＋グループセッション（話し合い） 参加家族：20人（薬物家族延べ）

7 協力組織の育成

地域精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉関係団体・グループの育成に努めている。

(1) 岩手県精神保健福祉協会

事務局を精神保健福祉センター内におき、精神保健福祉大会の実施のほか、岩手県からの委託事業である精神保健福祉思想普及の事業等を通じ、県民に対する精神保健福祉の普及活動を行っている。

ア 岩手県精神保健福祉大会

- (ア) 事業名 第63回精神保健福祉東北大会・第50回岩手県精神保健福祉大会
- (イ) 日 時 令和6年11月1日（金）
- (ウ) 場 所 盛岡市都南文化会館（キャラホール）大ホール
- (エ) 内 容 「人と人がつながる 語り合う 語り継ぐ～震災を忘れない 復興と地域振興を目指して～」をテーマに、大会式典、当事者による歌とギター演奏、株式会社ヘラルボニーの矢野智美氏と岩手日報社の黒田大介氏との対談を開催した。同会場で、「目で見る心の健康展」を開催した。

イ 精神保健福祉思想普及事業

時期・場所	事業内容	講 師	対象者 (参加人員)
8月～3月 都南地区保健 センター	◆家族会サロン・研修会  ○サロンは基本第1金曜日 (8月からは5回実施) ○研修会は3回実施	片付けアドバイザー 長岡るみ子氏 行政書士 松川章氏 保険アドバイザー 佐々木洋子氏	家族会サロン 家族等 (延べ109人) 研修会 家族等 (延べ41人)
10月4日(金) 奥州市	◆奥州家族会、虹の会等の交流会	家族会・ボランティア	役員（5人）

時期・場所	事業内容	講 師	対象者 (参加人員)
10月21日(月) 久慈市(久慈地区合同庁舎 6階第4会議室)	◆こころの健康づくり「地域交流会 in 久慈」 ○久慈市の精神保健ボランティアの協力を得て開催 アートワークショップ、ギター演奏会	アートディレクター 板垣崇志氏 ギタリスト 山家章裕氏	田野畠・久慈地域の障がい者、支援者、地域ボランティア (29人)
10月27日(日) 盛岡市(盛岡市総合福祉センター)	◆ひきこもり講演会 ○ひきこもりを支援する家族内のコミュニケーション	岩手大学人文社会学部教授 奥野雅子氏	家族・当事者・支援者 (11人)
11月17日(日) 盛岡市(ふれあいランド岩手研修室)	◆市民公開報告会 ○精神保健福祉における家族訪問支援(アウトリーチ) ○ACT事業報告、シンポジウム	福島県精神保健福祉センター 舟田莉佳氏 鈴木清香氏	家族、支援関係者 (46人)
1月25日(土) 盛岡市(盛岡市勤労福祉会館研修室兼展示室)	◆遺族と想いを語り合うつどいトーク・交流会 ○自死遺族フォーラム「トーク交流会」開催 ○冊子の作成・配付	特定非営利活動法人 地域生活支援ネットワークサロン「死にトリ」コーディネーター 大塚光太郎氏	自死遺族、地域住民、支援関係者 (27人)
①2月21日 (金) ②2月28日 (金) ③3月7日 (金)	◆傾聴ボランティア講座 ① 傾聴とは～傾聴の基本姿勢～ ② 認知症の理解と傾聴 ③ こころの病気の理解と傾聴	① 岩手大学人文社会学部准教授 佐々木誠氏 ② ③ 国立病院機構花巻病院ソーシャルワーカー一淺沼充志氏	① 受講者(28人) ② 受講者(26人) ③ 受講者(27人)

#### ウ 精神保健福祉等活動助成事業

	団体名	事業内容	対象者
1	滝沢市精神保健ボランティア「あんずの会」	◆当事者支援 ○精神障がい者のサロン(あんずサロン)開催 ○市の精神障がい者デイケアへの支援 ○こころサポートTAKIZAWA(自殺ゲートキーパー)の活動等	市内在住当事者、その他住民
2	自助グループ「りんどうの会」	◆自死遺族ケアの理解と交流の普及事業 ○自死遺族交流会(わからち合い)の開催 等	自死遺族
3	岩手県精神保健福祉連合会	◆みんなねっと北海道大会兼北海道・東北ブロック精神保健推進研修会参加事業 ○ 浦河町べてるの家の視察調査及び全国精神保健福祉家族大会参加	家族
4	遠野地域傾聴ボランティア「ひなたぼっこ」	◆訪問傾聴 ○傾聴サロンの開催 ○訪問傾聴の実施 等	市内に居住する希望者

5	釜石精神保健福祉会 「みんなネットの会」	◆当事者支援  ○岩手県精神保健福祉家族大会、交流会への参加	当事者、家族、支援者
6	久慈地域傾聴ボランティア 「こころ」	◆心のオアシスづくり  ○サロンの開催（久慈市、普代村） ○各種研修会や交流会等の参加	一般市民等
7	精神保健ボランティア 「風ぐるま」	◆共に歩む  ○当事者の自主グループの活動支援 ○研修会、公開講座等への参加 等	当事者、家族
8	自助グループ 「おあしす・ばでい」	◆精神障がい者の交流事業  ○精神障がい者の居場所・交流・情報交換の場の提供 ○ピアサポート活動、他の団体との交流等	当事者
9	零石町傾聴ボランティア 「やまびこ会」	◆傾聴活動事業  ○傾聴活動及び活動実施場所の整備	零石町民
10	絵を通じて心の健康を考える仲間の会 「風の会」	◆心の健康づくりと社会参加促進事業  ○絵画作成 ○交流会、絵画展示会の実施 等	当事者、支援者、ボランティア
11	生きがい人形劇団 「どっこいしょK」  ※取り下げ	◆人形劇による、児童高齢者施設等への慰問公演活動と地域行政の自殺予防対策等への協働公演活動  ※団体から令和6年度は活動実績がないことから助成金を返還したいとの申し出があったもの。	一般市民
12	陸前高田市傾聴ボランティア こころのもり	◆被災地での心の支援（傾聴）活動  ○家庭訪問等による傾聴活動 ○公営住宅での傾聴サロンの開催 等	災害公営住宅住民をはじめとした市民
13	軽米町傾聴ボランティア 「たんぽぽ」	◆こころの健康づくり講演会  ○講演会の開催 ○傾聴活動のPR	地域住民
14	菜の花の会	◆精神障がい者家族会の活動  ○活動普及のためのリーフレット作成 ○学習会・懇談会の開催 等	家族
15	普代村精神障がい者家族会 「はまゆりの会」	◆久慈地域精神障がい者家族会交流会  ○交流会記念品づくり ○グループワーク、話合い	家族

16	全国ギャンブル依存症家族の会・岩手	◆ギャンブル依存症啓発家族支援事業 ○ギャンブル依存症家族の会の開催	家族
17	住田町社会福祉協議会	◆第10回住田町社会福祉大会 第13回住田老人クラブ大会「大樹祭」  ○祖父母世代への不登校の理解促進のための講演会開催	地域住民
18	笑いのたねプロジェクト	◆生きづらさ応援事業  ○不登校ひきこもりの子を持つ母親向けサロンの開催 等	ひきこもり当事者、家族
19	特定非営利活動法人サロンたぐり	◆精神保健福祉普及啓発事業  ○講演会「精神障がい者への支援」の開催 ○岩手県精神保健福祉大会への参加	地域住民
計	19件		

## (2) 特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉会連合会（略称：岩福連）

精神障がい者の社会復帰を促進する啓発活動や相談事業、援助活動を通して、精神障がい者及び家族の福祉の増進に寄与することを目的に活動が展開されている。精神障がい者を抱える家族が話し合い、学習する場として、また地域での精神障がい者が過ごすための受け皿づくりの担い手として、家族会が地域で果たす役割は大きいものがあり、県内の家族会と連携した取組が行われている。

会議・研修会等の名称	内 容 等
「本人支援・共生社会づくり事業」企画委員会	開催日時：令和6年8月25日 場 所：ふれあいランド研修室 内 容：①本人支援・共生社会づくり事業の概要説明 ②映画上映試写会「精神障害と向き合って あい」 ③事業部会設置と文芸集づくり
ご本人のリカバリー・エッセイの募集	募集テーマ：「今の私の想いとこれから」 募集期間：令和6年11月22日～令和7年2月21日 応募者：県内在住で精神疾患を抱えている方 内容：エッセイ及びイラストの応募、令和7年度に文芸集の作成
精神保健福祉における家族訪問支援（アウトリーチ）市民公開報告会	開催日時：令和6年11月17日 場 所：ふれあいランド研修室 内 容：①東北福祉大学せんたいホスピタル ACT 調査報告 ②福島県における保健型アウトリーチ事業について

(3) 当事者グループ

支援団体名等	内 容	活動状況等
当事者グループ： 「ほほえみの会」	<p>当所のデイケア等参加者などを中心に、平成8年4月に当事者グループ「ほほえみの会」が結成された。</p> <p>会は、全て当事者が運営しており、レクリエーションを中心とした活動を行っている。</p> <p>◆支援者：精神保健ボランティア 「そよ風」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動日：毎週木曜日 10:00～12:00</li> <li>・活動内容：レクリエーション（輪投げ、クリスマス会など）、わかつあい</li> <li>・活動場所：岩手県福祉総合相談センター4階 デイケアルームほか</li> </ul>
精神障がい者ピアサポートグループ： 「麦の会」	<p>当事者自らのセルフヘルプや力量を相互に高めることを目的に、平成12年度からピアサポートグループ「麦の会」として活動している。</p> <p>会は、全て当事者が運営しており、日常の困っていること等についての話し合いを中心とした活動を行っている。</p> <p>◆支援者：精神保健ボランティア 「ハーモニー」、「ハーブ」</p>	令和3年度以降は活動を休止
絵を描く仲間の会： 「風の会」	<p>精神障がい者自身の生活意欲・社会参加意欲の高揚と仲間づくりを目的として平成12年度から活動。平成18年度自助グループとして、「風の会」が発足し、心の健康づくりに関する交流会などの企画・運営を担っている。</p> <p>◆支援者：精神保健ボランティア 「そよ風」、「ハーモニー」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営スタッフミーティング 原則毎月第4月曜日 10:00～12:00</li> <li>・活動場所：岩手県福祉総合相談センター4階 デイケアルーム等</li> <li>・風の会 交流会 1回開催</li> <li>・リトル風の会（自主交流会） 2回開催</li> <li>・盛岡赤十字病院での絵画展示（こちらの絵画展）</li> </ul>

(4) 精神保健ボランティアグループ

支援団体名等	内 容
精神保健ボランティアグループ： 「そよ風」、「ハーブ」、 「ハーモニー」	平成 7 年度～平成 9 年度に当所の精神保健ボランティア養成講座を受講した者がグループを結成し、活動している。 精神保健福祉センターでは、その活動に対する助言や支援を随時行っている。
岩手県精神保健ボランティア連絡会	精神保健思想の向上を目指し、県内の精神保健ボランティアのつながりを深め、精神障がいを伴う人々と共に生きる社会を作り出すことを目的とし、平成 10 年 1 月 30 日に岩手県精神保健ボランティア連絡会が結成され、活動を展開している。 精神保健福祉センターでは、その活動に対する助言や支援を随時行っている。

(5) 自殺対策ボランティア・団体活動ネットワーク『さん・Sunねっと』

支援団体名等	内 容	活動状況等
自殺対策ボランティア・団体活動ネットワーク 『さん・Sunねっと』	生きることを支え合い、自殺を防ぐため、傾聴活動や様々な地域活動をしているグループや団体がつながりを深め、個々の活動により、一人一人を大切にしたあたたかなつながりのある、生き心地のいい地域をつくるいくことを目的として、平成 22 年 5 月 17 日に発足し、県内各地域の 13 団体が加入していたが、令和 6 年度末をもって、解散となつた。	自殺予防や心の健康に係るボランティア活動の情報交換及び交流、各団体への活動調査、自殺予防や傾聴活動に関する研修、情報発信、関係団体機関への協力などを行っていた。

## 8 精神医療審査会の審査状況

### (1) 令和6年度岩手県精神医療審査会における審査状況

(単位：件)

			審査件数					審査結果									
								現在の入院形態が適当					他の入院形態への移行が適当、 又は入院継続不適当				
			1部会	2部会	3部会	4部会	計	1部会	2部会	3部会	4部会	計	1部会	2部会	3部会	4部会	計
定期の報告等の審査	措置	入院	7	3	2	5	17	7	3	2	5	17	0	0	0	0	0
		定期病状	0	1	1	2	4	0	1	1	2	4	0	0	0	0	0
	医療保護	入院	312	330	250	298	1,190	312	330	250	298	1,190	0	0	0	0	0
		更新	118	215	126	125	584	118	215	125	125	583	0	0	1	0	1
	定期病状	1	0	37	16	54	1	0	37	16	54	0	0	0	0	0	0
小 計			438	549	416	446	1,849	438	549	415	446	1,848	0	0	1	0	1
退院請求等の審査	退院の請求	10	8	8	2	28	10	8	8	2	28	0	0	0	0	0	0
	処遇改善の請求	1	1	0	0	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	小 計	11	9	8	2	30	11	9	8	2	30	0	0	0	0	0	0
合 計			449	558	424	448	1,879	449	558	423	448	1,878	0	0	1	0	1

### (2) 審査件数の推移

(単位：件)

			H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
定期の報告等の審査			入院						
			定期病状	13	9	11	7	4	17
			入院	1,289	1,354	1,311	1,285	1,212	1,214
			更新						1,190
			定期病状	452	461	478	475	470	584
小 計			1,754	1,824	1,800	1,767	1,686	1,711	1,849
退院請求等の審査	退院の請求	12	16	24	25	20	28	28	28
	処遇改善の請求	2	0	1	3	4	4	4	2
	小 計	14	16	25	28	24	32	32	30
合 計			1,768	1,840	1,825	1,795	1,710	1,743	1,879

## 9 自立支援医療（精神通院医療）等審査会議における審査状況

障害者総合支援法第52条及び精神保健福祉法第45条の申請に対する事務のうち国が定める自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定判定指針及び精神保健福祉手帳の障がい等級の判定基準に基づき審査を行っている。

### （1） 審査、承認件数

表1 精神保健福祉手帳

（単位：件）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
精神保健福祉手帳承認件数		3,069	3,610	3,843	4,060	4,395
等級内訳	1級	825	961	1,049	1,002	1,163
	2級	1,614	1,920	2,013	2,120	2,294
	3級	630	729	781	938	938
非該当		10	16	14	27	22

表2 自立支援医療（平成17年度までは通院医療費公費負担）

（単位：件）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自立支援医療（精神通院医療） 承認件数		6,711	11,801	12,881	12,677	13,536
非該当		9	14	17	16	20

### （2） 審査会開催回数

令和2年度 19回

令和3年度 19回

令和4年度 19回

令和5年度 19回

令和6年度 19回

## 10 自殺予防対策事業

本県においては、自殺対策は最重要課題であることから、平成21年7月には岩手県自殺予防情報センターを設置し、また、平成28年4月からは自殺対策基本法の改正を受け、「岩手県自殺対策推進センター」として地域レベルの実践的な取組を支援する機能を一層強化した。岩手県の令和5年の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は20.2（前年21.3）で全国第4位であり、全国的には高位であるが、中長期的には減少傾向であり、全国との差も縮小傾向にある。

令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定したこと、また圏域や多くの市町村が自殺対策計画の策定年度であったことを受け、自殺対策計画策定支援として研修会等を開催した。

事業名	内 容	開催状況
自殺対策ホームページの常時開設	県内自殺予防対策の情報を精神保健福祉センターホームページ上に公開	平成18年6月から常時開設 ニュースレターの発信 ※久慈モデルの取組強化のため、H24年11月からH25年3月まで増刊号を発行。内陸部の保健所、市町村の取組を取り材し、情報発信を行った。R6年度は年2回発行。発信機関数595機関。主として県内関係機関の取組や当センターで主催している研修会について掲載した。
自死遺族こころのケア支援事業	自死遺族自助グループりんどうの会「分かち合いの会」の開催支援 自死遺族交流会公開講座の開催 「りんどうの会」への支援、事務局運営など	① りんどうの会「わかつち合いの会」 参加者：延71人（開催12回） 自死遺族交流会公開講座 支援者等14人、一般参加者10人 計24人 ※公開講座でのわかつち合いは遺族のみ参加とした。（参加者6人） ② 岩手県警リーフレット配布枚数 令和6年度 245枚
自殺対策関連ボランティア団体等の組織育成	自殺対策に係るボランティア・団体活動ネットワーク『さん・Sunねっと』組織運営支援 民間の自殺予防活動の推進を図るためにボランティア交流会への参加支援	① さん・Sunねっと組織運営支援 会議出席計2回等 ② 第19回北東北自殺対策等活動民間団体交流会山形県開催に参加し、交流を深めた。
包括的な自殺対策プログラム（久慈モデル）による自殺対策の取組状況調査の実施・自殺対策計画の進捗調査の実施	県内の保健所・市町村へ包括的な自殺対策プログラム（久慈モデル）による自殺対策の進捗状況及び課題に関する調査の実施及び自殺対策計画の進捗調査を実施。 併せて、いのち支える自殺対策推進センターが実施している自殺対策推進状況調査も取りまとめ、市町村及び県保健所の自殺対策担当者を対象とした「自殺対策企画担当者研修会」において情報提供。各市町村が課題と考えている取組や悩み等を上記研修会で取り上げ、重点的に学べる機会を設けた。	包括的な自殺対策プログラム（久慈モデル）による自殺対策取組状況調査 令和6年度 33市町村実施 令和6年度までに、県、全保健所、及び31市町村が自殺対策計画を見直し済み 自殺対策企画担当者研修会 「2 技術支援・技術補助」（P70）に掲載
関係機関への技術支援	保健福祉・教育関係機関等が主催する自殺予防やメンタルヘルス関連の講習及び事例検討への技術支援を行った。	「2 技術指導・技術援助」（P70）に掲載

\* **自殺未遂者支援事業（令和6年度実績）**

平成21年度から、当時（H18～H20 実績）県内で最も自殺率の高い地域であった二戸地域を選定し、3救急基幹病院（県立一戸病院、県立二戸病院、県立軽米病院）の救急外来を受診した自殺未遂者に対する支援体制の構築と支援実施・評価を行っている。

- ① 自殺未遂者相談用リーフレットの作成及び警察機関等への配布

自殺未遂者へのリーフレット配布数：55枚

- ② 精神保健福祉センターにおける専用相談電話の設置

なやみ解決サポートダイヤルアクセス件数：27件

- ③ 自殺未遂者の地域ケアの体制整備

市町村連絡会ケース会議によるケアマネジメント利用者数：延59人

退院時ケア会議によるケアマネジメント利用者数：3人

新規サポートコール対象者数：3人

- ④ 自殺未遂者支援に係る研修会の開催

病院職員研修：2回（41人参加）

## 11 災害時こころのケア対策

### （1） 岩手県災害時こころのケア活動実施要綱の策定

大規模災害等が発生した場合に、市町村、医療機関等の関係機関、団体等との連携の下に適切な支援や情報提供等のこころのケア活動を総合的に推進することを目的に、平成18年6月27日に県障がい保健福祉課において「岩手県災害時こころのケア活動実施要綱」を策定した。

### （2） 岩手県災害時こころのケアマニュアル〔第2版〕の作成

平成16年10月の新潟中越地震にこころのケアチームを派遣した経験を基に、平成18年3月にこころのケア研究会の協力の下、本マニュアルの初版を作成。平成20年度岩手・宮城内陸地震等を経験し、実際に本マニュアルを活用した結果を踏まえて、修正を加えた第2版を平成21年度に作成した。

### （3） 東日本大震災津波におけるこころのケア活動

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波後、「岩手県災害時こころのケア活動実施要綱」及び「岩手県災害時こころのケアマニュアル」に基づき、こころのケアチームの受け入れ調整、活動調整、災害後のこころのケアに関する研修及び相談窓口の設置を行った。

相談窓口については、「災害時ストレス健康相談窓口」（電話相談）を平成23年3月16日から継続設置している。

\* 平成28年11月岩手県災害派遣精神医療チーム（D P A T）運営要綱、岩手県D P A T運営計画が策定され、平成30年に一部改正された。

## 12 学校における事件事故後の心のケア対策

～岩手県の学校における事件事故後のこころのケア～中長期ケアにつなげるために～

### 第2版手引書の作成

平成20年度に岩手県の学校における事件事故後のこころのケア体制整備検討会を3回開催し、その検討結果を踏まえて、学校関係者や支援者が緊急時に使用する手引書(初版)として作成したものであるが、平成21年度に、手引書の周知状況、使用結果等を調査し、検討会における修正意見を得て、同年度に第2版(改訂版)を作成した。

## 13 心の健康づくり推進事業

精神障がい者が、絵画等を通じて精神障がい者自身の生活意欲・社会参加意欲の高揚を目指し、心の健康について考える機会とともに、県民に対し精神障がいや心の健康についての正しい知識の普及啓発を図っている。

事業名	内 容	開催状況
「風の会」交流会 (絵を通じて心の健康を考える仲間の会)の活動支援	自分自身の生活、病気、障がいに関することや絵を描くこと等について自由に語り合いながら、絵画を通じた当事者活動、仲間づくりを進める。	① 令和6年7月22日 場所：岩手県福祉総合相談センター ② 令和6年10月7日 場所：岩手県福祉総合相談センター ③ 令和7年1月29日 場所：岩手県福祉総合相談センター 参加者：延べ40人
心の絵画展及び交流会開催の活動支援	精神障がい者自身が描いた絵画を展示するとともに、絵画を媒体とした交流を行い、心の健康や精神障がい者への理解を深める。	盛岡赤十字病院での絵画展示(こころの絵画展) 令和7年2月10日～2月26日

# VII 沿革

○ 岩手県福祉総合相談センター（旧中央児童相談所—国の基準によるB級）

昭和 2 3. 3. 1	岩手県児童相談所設置 盛岡内丸 1 県庁舎児童課と共有 付属一時保護所設置 盛岡市平山小路 職員構成 相 談 所 所長 1、相談員 3、鑑別員 1、看護婦 1、書記 2、 嘱託医 1 一時保護所 所長兼務、指導員 3、書記 2 児童福祉司 相談所 1、西磐井地方事務所 1、 下閉伊地方事務所 1
2 4. 6	庁舎落成 県児童課と共に用、2階に一時保護所移転。
2 4. 7	児童福祉司 1名増（気仙地方事務所）
2 5. 1	児童福祉司 1名増（九戸地方事務所）
2 5. 8	児童福祉司 1名増（稗貫地方事務所）
2 6. 4. 1 2	宮古児童相談所設置に伴い中央児童相談所と改称
2 7. 7	法改正に伴い児童福祉司の身分が相談所員となる。
2 7. 7. 1 4	県定数条例による職員数 所長 1、相談員 3、判定員 1、看護婦 1、庶務 2、指導員 2、炊事婦 1、 児童福祉司 5
2 8. 4	県児童課は県庁舎に移転し厚生課に合併し福祉課と改称。
3 0. 9. 3 0	地方事務所廃止し同民生課は福祉事務所と改称、児童福祉司の駐在地は福祉事務所となる。 児童福祉司 2名増（胆沢、二戸福祉事務所）
3 2. 4. 1	県機構改革により相談所3係制（庶務、相談判定、一時保護）となる。
3 5. 4. 1	次長制をとる。（庶務係長兼務）
3 7. 4. 1	専任庶務係長を置く。 児童福祉司 2名増（岩手紫波、和賀福祉事務所）
4 1. 4. 1	職員 1名増（相談員）
4 3. 4. 1 6	盛岡市上ノ橋町 6-51 に庁舎移転
4 5. 4. 1	職員数 1名減（主事）
4 5. 6. 2 7	盛岡市本町通三丁目 19-1 に庁舎移転
4 5. 8. 1	当直補助員（非常勤） 3名配置、炊事婦（非常勤） 1名増
4 6. 4. 1	庶務係 1名増（主事）
4 7. 4. 1	職員 2名増（相談員、児童指導員）、炊事婦（非常勤） → 業務委託 国の基準による B 級となる。職員 1（心理判定員）増員となる。
4 7. 7. 1 4	盛岡市名須川町 21-1 に庁舎移転
4 8. 4. 1	職員 2名増（主任保健婦、判定係長）
4 8. 6. 2 0	盛岡市本町通三丁目 19-1 福祉相談センターに庁舎改築移転
4 8. 7. 1	事務嘱託（非常勤） 1名、ボイラー技師（業務委託） 1名配置 2名増
4 9. 4. 1	庶務係、相談判定係、一時保護係の 3 係制から、相談判定係を判定係、相談係に分離し 4 係制とし、主任児童福祉司の職名を専門児童福祉司と改称。判定係、相談係各 4 名となる。
5 0. 4. 1	職員 1名増（心理判定員）
5 1. 4. 1	職員 2名増（心理判定員、運転技士）
5 3. 4. 1	職員 1名増（児童指導員 1名増、心理判定員 1名減、専門児童福祉司 1名増） 一関児童相談所設置に伴う職員定数 6 名減
5 5. 4. 1	（心理判定員 1名、児童指導員 2名、児童福祉司 3名）
5 7. 4. 1	児童福祉司 1名減、相談調査員 1名増
5 8. 4. 1	調理員（業務委託） → 期限付、ボイラー技師（業務委託） → 期限付
5 8. 7. 1	調理員（期限付） → 非常勤、ボイラー技師（期限付） → 業務委託
5 9. 4. 1	専門児童福祉司の職名を上席児童福祉司と改称
6 0. 4. 1	定数 1名減（調理員 → 非常勤）

平成 元. 4. 1	<p>県機構改革により総務課（庶務係、一時保護係）、相談支援課（相談調査係、判定指導係、児童福祉司）の2課制となり、相談指導課の2係については係名を改める。</p> <p>また、総務課長が庶務係長兼務、相談指導課長が上席児童福祉司を兼務としたほか、これまで判定係に所属していた保健婦を一時保護係に、相談員の相談調査員1名を減とし、心理判定員1名増となる。</p> <p>この結果、各係員が次のとおりとなる。（定員31名）</p> <table border="0"> <tr> <td>庶務係 5名</td><td>（主事1名増、庶務係長欠員で総務課長兼務）</td></tr> <tr> <td>一時保護係 9名</td><td>（保健婦1名増）</td></tr> <tr> <td>相談調査係 3名</td><td>（相談調査員1名減）</td></tr> <tr> <td>判定指導係 7名</td><td>（保健婦1名減、心理判定員1名増）</td></tr> <tr> <td>児童福祉司 6名</td><td>（児童福祉司1名減、相談調査員1名増）</td></tr> <tr> <td colspan="2">上席児童福祉司1名は相談指導課長兼務</td></tr> </table>	庶務係 5名	（主事1名増、庶務係長欠員で総務課長兼務）	一時保護係 9名	（保健婦1名増）	相談調査係 3名	（相談調査員1名減）	判定指導係 7名	（保健婦1名減、心理判定員1名増）	児童福祉司 6名	（児童福祉司1名減、相談調査員1名増）	上席児童福祉司1名は相談指導課長兼務	
庶務係 5名	（主事1名増、庶務係長欠員で総務課長兼務）												
一時保護係 9名	（保健婦1名増）												
相談調査係 3名	（相談調査員1名減）												
判定指導係 7名	（保健婦1名減、心理判定員1名増）												
児童福祉司 6名	（児童福祉司1名減、相談調査員1名増）												
上席児童福祉司1名は相談指導課長兼務													
2. 4. 1	<p>岩手県福祉相談センター内に事務所を置く。生活福祉部3公所（身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所及び婦人相談所）の庶務事務（歳入歳出予算の収入・支出及び物品の管理に関する事務）を中央児童相談所で処理することとなり、庶務係1名増となる。</p> <p>この結果、庶務係は6名となる。（庶務係長は総務課長兼務）</p> <p>また、児童福祉司パート6名のうち1名は相談調査員であったが、平成2年4月1日をもって児童福祉司職に発令されたため、上席児童福祉司3名（うち相談指導課長兼務1）、児童福祉司3名の構成となる。（定員32名）</p>												
3. 10. 1	家庭支援電話相談事業実施のため、電話相談室（子育てテレフォン）を設置し、専任の電話相談員3名配置となる。												
4. 4. 1	電話相談員が1名増となり、4名の体制となる。												
8. 4. 1	運転技士1名減（定員31名）												
12. 4. 1	電話相談員が2名増となり、6名の体制で休日の相談にも対応することとなる。												
13. 4. 1	児童虐待対応協力員（14. 4. 1～児童保護相談員）配置。												
13. 10. 1	婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる。												
14. 4. 1	児童女性部（4）－ 総務課、総合相談企画主査、児童女性課、相談支援課 障害保健福祉部（1）－ 障害保健福祉課 精神保健福祉センター												
16. 4. 1	一時保護児童心理専門員配置												
17. 4. 1	配偶者暴力相談支援センターの指定。DV電話相談員（4名）配置												
18. 4. 1	児童虐待専任の児童福祉司2名配置												
19. 4. 1	「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律」等の一部改正に対応した児童相談所の相談体制設備に関する検討を行う。												
20. 4. 1	児童女性部児童女性課を児童相談課に、相談支援課を女性相談課に改称。係制を廃止し、担当グループ制とする。												
21. 4. 1	児童福祉司4名増員												
22. 4. 1	児童福祉司1名増、障害保健福祉司主査1名増												
23. 4. 1	児童福祉司兼児童心理司（県北広域振興局駐在）1名増、児童保護調査員（非常勤専門）1名増、婦人一時保護所児童対応指導員（非常勤）1名増												
24. 4. 1	児童虐待対応補助（臨時職員）1名												
25. 5. 19	被災児童対応補助（臨時職員）1名配置												
26. 4. 2	緊急雇用対策補助（臨時職員）1名配置												
27. 4. 1	児童福祉司1名増												
28. 4. 1	一時保護児童指導員補助兼当直専門員が2名増となり、6名体制となる。												
29. 4. 1	児童福祉司3名増												
29. 4. 25	嘱託弁護士4名任用（非常勤嘱託員）												
30. 4. 1	児童福祉司3名増 児童心理司2名増、学習指導協力員（非常勤職員）1名増 県北広域振興局駐在（児童福祉司）1名増												

3 1. 4. 1	児童女性部児童相談課を児童相談第一課（児童虐待相談）と児童相談第二課（児童相談・心理相談）の2課体制とする。 児童相談担当課長1名増、児童福祉司3名増、児童心理司2名増 県北広域振興局駐在（児童福祉司）1名増
令和 元. 9. 1	児童福祉司1名増
2. 4. 1	児童福祉司4名増（里親養育支援児童福祉司1名含む）、児童心理司2名増、主事1名増
3. 4. 1	児童福祉司3名増、児童心理司1名増
4. 4. 1	児童福祉司2名増、県北広域振興局駐在（児童心理司）1名増
5. 4. 1	児童福祉司3名増、児童心理司1名増 県北広域振興局駐在（児童心理司）1名増
6. 4. 1	児童相談第二課を地域相談課（地区相談担当）と心理支援課（心理相談担当）に改組（分割）するほか、児童相談第一課を緊急支援課に改組。 児童福祉司1名増
7. 4. 1	児童福祉司4名増、児童心理司2名増、児童指導員1名増

### ○ 一関児童相談所（同C級）

昭和 5 5. 4. 1	岩手県一関児童相談所設置（序舎 一関市竹山町13） 職員構成 所長1、次長1（総務係長兼務）、庶務（主事）1、 児童指導員2、相談判定係長1、相談調査員2（児童指導員兼務1） 心理判定員2、児童福祉司3、 嘱託医2、当直専門員3、調理員（業務委託）
5 6. 4. 1	調理員（業務委託）→期限付
5 6. 7. 1	調理員（期限付）→非常勤
5 9. 4. 1	心理判定員1名減、相談調査員1名増
6 0. 4. 1	心理判定員1名増、相談調査員1名減
6 2. 4. 1	心理判定員1名減、相談調査員1名増
6 2. 7. 3 1	児童福祉司1名減
6 2. 1 0. 1	心理判定員1名増
平成 元. 4. 1	相談調査員1名減、児童福祉司1名増
1 2. 4. 1	児童虐待対応協力員（臨時職員）1名配置
1 4. 4. 1	児童虐待対応協力員（臨時職員）→児童保護相談員（非常勤）
1 7. 4. 1	グループ制の導入、係制の廃止 次長（児童福祉司兼務） 総務係長廃職、相談判定係長廃職1名減 児童指導員1名減、児童福祉司1名増 心理判定員2名→児童心理司3名（児童指導員兼務1）
1 8. 4. 1	一時保護児童心理専門員（非常勤）1名配置
2 1. 4. 1	保健師1名配置
2 2. 4. 1	保健師（児童福祉司兼務）
2 3. 4. 1	児童虐待対応補助（臨時職員）1名配置
2 4. 4. 1	児童指導員1名減、看護師（児童指導員兼務）1名増 大阪府から派遣（児童福祉司1名、児童心理司1名、3月末まで）
2 5. 4. 1	保健師（児童福祉司兼務）1名減、児童心理司1名増 (大阪府から派遣は継続 児童福祉司1名、児童心理司1名)
2 6. 4. 1	児童心理司1名減、児童指導員1名増 (大阪府から派遣は継続 児童福祉司1名、児童心理司1名)
2 7. 4. 1	看護師（児童指導員兼務）1名減、保健師（兼児童福祉司）1名増 (大阪府から派遣は継続 児童福祉司1名、児童心理司1名)
2 8. 4. 1	児童指導員1名減、主事（兼児童指導員）1名増 児童福祉司1名増、児童心理司（兼児童指導員）1名増

		(大阪府から派遣は継続 児童福祉司 1 名、児童心理司 1 名)
29.	4.	1 大阪府からの派遣は終了し、岩手県職員 2 名配置
30.	4.	1 児童福祉司 1 名増、児童心理司（兼児童指導員）1 名増、主事 1 名増
31.	4.	1 児童福祉司 2 名増、主事（兼児童指導員）1 名減、看護師（兼児童指導員）1 名増
令和	2.	4. 1 児童福祉司 2 名増、児童心理司 1 名増（児童指導員兼務）、学習指導協力員（会計年度任用職員）1 名配置
	3.	4. 1 児童福祉司 1 名増
	4.	4. 1 児童福祉司 2 名増、児童心理司 1 名増、主事 1 名減
	5.	4. 1 児童福祉司 1 名増
	6.	4. 1 児童福祉司 2 名増、児童心理司 1 名増
	7.	4. 1 次長制から相談支援課、総務保護課の二課体制とし、課長 1 名増、児童指導員 1 名増

## ○ 宮古児童相談所（同 C 級）

昭和	26.	4. 1 2 岩手県宮古児童相談所設置（庁舎 宮古市藤原 1 丁目）
		職員構成
		相 談 所 所長 1、相談員 1、庶務 1
		一時保護所 指導員 1、雑務手 1
		児童福祉司 相談所勤務 1
		そ の 他 中央児童相談所から兼務 3
35.	4.	1 次長制をとる。
37.	4.	1 児童福祉司 1 名増（釜石福祉事務所駐在）
38.	7.	6 炊事婦（非常勤）1 名増
38.	12.	1 児童指導員 1 名増
40.	4.	1 心理判定員 1 名増
40.	11.	1 措置権制限解除
47.	6.	1 相談調査員職設置
48.	4.	1 心理判定員 1 名増、相談調査員 1 名増
49.	2.	8 宮古市和見町 9 番 29 号に庁舎移転
49.	4.	1 技師 1 名増
		国の基準による C 級となる。
50.	4.	1 心理判定員 1 名増。総務係、相談判定係の 2 係制となる。
55.	4.	1 相談調査員 1 名減、児童福祉司 1 名増
57.	4.	1 心理判定員 1 名減、相談調査員 1 名増
58.	4.	1 心理判定員（児童指導員兼務）1 名増、相談調査員 1 名減
		調理員（業務委託）→期限付
58.	7.	1 調理員（期限付）→非常勤
61.	4.	1 心理判定員 1 名減、相談調査員 1 名増
62.	4.	1 心理判定員 1 名減、相談調査員 1 名増
63.	4.	1 心理判定員 1 名増、相談調査員 1 名減
平成	2.	4. 1 心理判定員 1 名増、相談調査員 1 名減
	4.	4. 1 主任用務員 1 名減
12.	4.	1 児童虐待対応協力員（臨時職員）1 名配置。
17.	4.	1 グループ制の導入、係制の廃止
		次長（児童福祉司兼務）
		総務係長廃職、相談判定係長廃職 1 名減
		児童心理司 1 名増（児童指導員兼務 2）、児童福祉司 1 名増
18.	4.	1 一時保護児童心理専門員（非常勤）1 名配置
21.	4.	1 児童指導員 1 名増（児童心理司兼務）、児童心理司 1 名減（児童指導員兼務）
23.	4.	1 児童虐待対応補助（臨時職員）1 名配置

23. 9. 1	青森県から児童福祉司 1 名派遣（3月末まで）
24. 4. 1	児童福祉司 1 名増、復興支援のため児童心理司 1 名派遣（栃木県から 1 年間）
25. 4. 1	児童指導員 1 名減 復興支援のため児童福祉司 2 名派遣（埼玉県及び長崎県から 1 年間）
26. 4. 1	児童福祉司 1 名減 復興支援のため児童福祉司 3 名派遣（埼玉県及び愛知県から 1 年間、沖縄県から半年間）
27. 4. 1	復興支援のため児童福祉司 2 名派遣（埼玉県及び愛知県から 1 年間）
28. 4. 1	復興支援のため児童福祉司 2 名派遣（千葉県及び愛知県から 1 年間）
29. 4. 1	児童福祉司 1 名増 復興支援のため児童福祉司 1 名派遣（愛知県から 1 年間）
30. 4. 1	児童福祉司 1 名増、主事 1 名増
令和 2. 4. 1	技術補助（会計年度任用職員） 1 名配置
2. 5. 1	学習指導協力員（会計年度任用職員） 1 名配置
4. 3. 1	同敷地に改築。新庁舎での業務開始
4. 4. 1	児童心理司 1 名減、児童指導員 1 名増、一時保護児童指導員補助兼当直専門員（会計年度任用職員） 1 名増
5. 4. 1	主事 1 名減、児童指導員 1 名増

### ○ 旧婦人相談所（女性相談支援センター）

昭和 32. 4. 1	盛岡市内丸 86-1 岩手県身体障害者更生相談所の一部に設置し業務を開始。
32. 12. 12	増築のため、岩手県みどり会協議会の一部に移転。
33. 3. 24	2階増築工事完了 2階を一時保護所として業務開始。
40. 3. 19	盛岡市内丸 18-23 盛岡赤十字病院寮跡へ移転。
43. 2. 1	盛岡市本町通 3 丁目 8-40 生活学園の調理室を借受。
43. 7. 1	一時保護所は盛岡市山岸 2 丁目 5-3 婦人保護施設「山賀荘」の 2 階一部を借受移転。
44. 7. 12	盛岡市本町通 3 丁目 8-40 生活学園の事務室の一部を借受。
45. 6. 26	盛岡市本町通 3 丁目 19-1 盛岡保健所跡に移転。
47. 7. 14	盛岡市名須川町 21-1 盛岡給食会の一部を借受。
48. 6. 20	盛岡市本町通 3 丁目 19-1 岩手県福祉相談センター内に移転。
平成 3. 6. 1	一時保護所移転
13. 4. 1	中央児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる。

### ○ 旧身体障害者更生相談所

昭和 27. 11. 1	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づき、岩手県福祉部民生部内に開設。
28. 7. 25	盛岡市内丸 86 番地 1 号に移転。
35. 4. 1	岩手県身体障害者更生指導所が盛岡市緑ヶ丘 2 丁目 4 番 60 号に開設されたのに伴い、同施設に併設移転。
48. 6. 20	岩手県福祉相談センターが盛岡市本町通 3 丁目 19 番 1 号に設置されたのに伴い、同センター内に移転。また、身体障害者更生指導所は、肢体不自由児施設「都南の園」に併設となる。
平成 5. 4. 1	身体障害者福祉法の改正に伴い、当更生相談所に身体障害者福祉司が 2 名配置された。
5. 4. 1	身体障害者更生援護施設入所調整会議を設置。
8. 4. 1	身体障害者手帳交付事務を所管。
13. 4. 1	中央児童相談所、婦人相談所、知的障害更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる。

20. 4. 1 令和 2. 4. 1	盛岡市の中核市移行を機に盛岡市分の身体障害者手帳交付事務を盛岡市へ移譲。 身体障がい者更生相談所の機能を県立療育センター内に移転し、職員 4 名を「矢巾町駐在」として配置。
------------------------	---

### ○ 旧知的障害者更生相談所

昭和 35.11. 1	知的障害福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に基づき、知的障害者の援護のための相談・判定及び指導を行う機関として、盛岡市緑ヶ丘地内の岩手県身体障害者更生指導所に併設されて業務を開始した。
48. 7. 1	岩手県福祉相談センターの設置に伴い、現在地へ移転する。
平成 11. 4. 1	「精神薄弱者の用語整理のための関係法律の一部を改正する法律」（平成 10 年法律 110 号）に基づき、名称を「精神薄弱者更生相談所」から「知的障害者更生相談所」に改める。
13. 4. 1	中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる。

### ○ 精神保健福祉センター

昭和 48. 3. 30	精神衛生センター条例公布（岩手県条例第 35 号）
48. 5. 31	岩手県福祉相談センター庁舎竣工。
48. 7. 1	精神衛生条例施行（昭和 48 年 6 月 30 日岩手県規則第 47 号） 岩手県精神衛生センター設置。業務開始。
50.10. 1	デイ・ケア開設。
55.10. 1	酒害相談指導事業開始。
60. 7. 1	心の健康づくり推進事業開始。
63. 7. 1	岩手県精神保健センターに改称。
平成 7. 7. 1	岩手県精神保健福祉センターに改称。
13. 4. 1	中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害更生相談所と統合し、岩手県福祉総合相談センター（障がい保健福祉部障がい保健福祉課）となる。  ただし、「岩手県精神保健福祉センター」の名称は継続する。
14. 4. 1	心の健康相談員（非常勤専門）1名配置
18. 4. 1	自殺予防支援コーディネーター（非常勤専門）1名配置
21. 4. 1	精神保健福祉センター内に「岩手県自殺予防情報センター」「岩手県ひきこもり支援センター」設置  自殺対策補助（臨時職員）1名配置
23. 4. 1	ひきこもり相談支援員（非常勤専門）2名配置  緊急雇用対策補助（臨時職員）1名配置
23. 6. 20	緊急雇用対策補助（臨時職員）1名配置
24. 4. 1	自殺対策強化補助（臨時職員）2名配置
28. 4. 1	「岩手県自殺予防情報センター」を「岩手県自殺対策推進センター」に改称  自殺対策強化補助（臨時職員）2名増
令和 2. 4. 1	ひきこもり相談支援員（会計年度任用職員）1名増
2. 9. 7	岩手県依存症相談拠点機関に指定
2.10.16	コロナ電話相談員（会計年度任用職員）1名配置
5. 4. 1	コロナ電話相談員（会計年度任用職員）廃職
6. 4. 1	ひきこもり相談支援員（会計年度任用職員）1名減